



Title	荊楚歳時記の資料的研究
Author(s)	守屋, 美都雄
Citation	大阪大学文学部紀要. 1954, 3, p. 45-113
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/11497
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

荆楚歲時記の資料的研究

守屋美都雄

目 次

- 一、は し が き..... 一
- 二、陶珽説郛系統本の批判..... 二
- 三、寶顏堂秘笈系統本の批判..... 三
- 四、荊楚歲時記の復元..... 四
- 五、む す び..... 五

六

一、はしがき

中國民俗の究明は、東洋學の中でも未開拓の分野であるといつてよからう。そして私たちが中國民俗の歴史的研究を企てる際に、必ず注目すべき文献の一つに荊楚歳時記がある。この書物は、六世紀（六〇年代）までの中國の歳時慣習を集めた點において、またそれ以後の中國の歳時記の體例を決定した點において、民俗關係資料中の一つの Peak をなすものといつてよい。それにも拘らず、今日私どもが見る」とのできる荊楚歳時記にはかなりの混亂と脱漏がある。この混亂と脱漏とを訂してゆくことこそ、本書の研究の第一歩なのである。私は昭和二十五年（一九五〇年）、「校註荊楚歳時記」なる書物を著わして、少しでもこの混亂と脱漏とを補正しようとした。しかし當時は、この書の書誌學についての研究が不十分であつたために、信用してはならない陶珽撰説郛本系（＝何允中及び王謨漢魏叢書系）のテキストを過信したことを始め、多くの読み誤りを犯した上に、佚文の蒐集にも遺憾の點が少くなかつた。そのような不十分な書物を以て、後來、荊楚歳時記を讀む人を混亂に陥れることは私の心苦しく思うところである。そこで前著刊行以來、今日まで、自分が反省し、再検討し續けてきた結果を改めて發表して、少しでも前著の缺陷を補訂したいと思う。

本稿は別稿「荊楚歳時記の書誌學的研究」⁽³⁾と姉妹篇をなすものである。別稿における結論を要約すると、

（1）梁人宗憲（六世紀初頭—五）の書いた荊楚地方の風俗志の原名

は「荊楚記」であった。

（1）それは荊楚風俗の描寫に止まらず、相當多くの故實や文献を引いていたであろう。

（11）隋の大業（六〇五—六）頃、杜公瞻は宗憲の荊楚記の注釋書をつくり、これを「荊楚歳時記」と名づけた。

（四）杜公瞻は、（イ）各條の冒頭を一段高くして、見出しの形とし、以下の文を一段下げに書き、自注は小字割注の形としたのである。（ロ）その大字の文に宗憲書が含まれていたことはいうまでもないが、時には宗憲書にない文を杜公瞻が寶典などを参考して新設したり、また宗憲の文を変改したりしたと思われるから、大字の全部を宗憲書と認めるることはできない。

（五）杜公瞻注釋書は、（イ）宗憲の原著より體系がととのい、

（ロ）宗憲書の缺を補い、（ハ）特に杜注は南北風俗比較の上にも貴重な文章であつたから、歳時記録のエンサイクロペディアの觀があつた。

（六）杜注本の盛行につれて、のちには宗憲の「荊楚記」も「荊楚歳時記」とよばれるようになつた。そして下つては「荊楚記」とは「荊楚歳時記」の略稱と考えられるようになつた。

（七）宗憲書と杜公瞻書は日本國見在書目録にそれぞれ「荊楚歳時記一卷」・「荊楚時序一」と見えている。

（八）宗憲書は宋代に稀覯書となり、おそらくは宋元の交に散佚した。

（九）杜公瞻書も南宋末に散佚し去つたという説があるが、その説は

信じがたい。

(十) 明初洪武三年(一三七〇)以前に、荊楚歲時記のかなりよい傳本が存在した。陶宗儀説郛卷二五の荊楚歲時記八條は、この傳本よりとつたものである。また萬曆年間に陳繼儒の寶顏堂廣秘笈に収録

(十一) 私は陶宗儀説郛本・秘笈本の藍本を便宜日本と名づけるが、

(十二) おそらくは明の時代に、何人かがこの日本と初學記・御覽

を對校し、私のいわゆる *a* 本を作つた。その項目の數は現行秘笈本に近かつたであらう。ところが萬曆のころ、陶珽はその中から三十一條をとつて説郛の中に収めた。この書は漢魏叢書（何允中七十六種本

(十三) 現在は β 本、 α 本は共に存せず、纏つたテキストとしては、寶顏堂廣秘笈本と陶珽説郛本との二つの系統があるだけである。従來の説では、この二書共に、明代に、類書の佚文を寄せ集めて作つたものといわれているが、私見によれば、少くとも秘笈本は β 本を通じて宋代の傳本につながるものである。また陶珽説郛本は輯本といえばいえないこともないが、單に類書の寄せ集めではなく、その重要な構成資料として β 本が根底にあることを忘れてはならぬ。

ということであつた。

さて本稿において、私は如上の書誌學的研究の結論にもとづき、荊楚歲時記のできるだけ正確に近い形を再現させて、中國民俗研究

I	I	明 代	清 代	民國時代
陳繼儒撰 (萬曆四 年1615沈德先叙) 賀 顏堂廣秘笈所收本	祁承爌撰潛生堂餘苑 定さる	陶珽撰(萬曆三一年 1603以前)說郛 九所收本	和刻本(元文二年17 33刊) (元文二年17 33刊)	盧靖輯(民國一二年 1923)湖北先生遺書 所收本
靜嘉堂文庫所藏寫本	何允中撰(天啓・崇 禎1621-1644頃)七 十六種漢魏叢書所收 本	王謨撰(乾隆五六年 1790刊)八十六種漢 魏叢書所收本 の識語を附す 王謨	上海掃葉山房刊本 (民國)五年1926五 朝小說大觀所收本	中華書局刊四部備要 所收本

3、本稿と前後して東洋學報に發表の豫定。

一、陶珽說郛系統本の批判

現行本荆楚歲時記には、諸本があるが、北宋の紺珠集⁽¹⁾、南宋の類說⁽²⁾、明の陶宗儀說郛收錄の摘錄本⁽³⁾などの特種なものを除けば、それらは次の二つの系統に大別される。

の基礎を固めることを最終の目的とする。しかし、そのしごとに入る前に、別稿においてなお十分に意を盡せなかつた現行本二系統の批判をいますこし具體的に行なつておきたいと思う。

つまり、現行本はつきつめたところ、陶珽説郛本系統と、陳繼儒寶顏堂秘笈本系統との二つであるが、今日まで荊楚歲時記について論じた學者はすべてそれが一度散佚したものと信じて疑わなかつたので、當然の結果として、これら二系統共に後世（特に明代と限定する人もある）の人が、類書等から佚文を蒐めてこれを作つたのであると主張したのである。そしてかつては私自身も無條件的にその説を受け入れていたのであつた。⁽⁵⁾

もちろん現行本の輯本説を唱えるにはそれ相當の理由もあるのであつて、第一に現行本には本文と注との混淆が甚しく、第二に脱文が多いということがあげられている。しかしよく考えてみると、これだけの理由では輯本説の積極的理由とはなりかねるのである。併れば、本文と注の混淆や、脱文の發生は、傳來の古い本の場合には往々にして起りがちなことだからである。

その上に、もし現行本が輯本であるといつてあれば、それを本当に承認させるためには、現行本を逐條的に分析して、その出典を類書その他の文献の中につきとめて、これを明示しなければならぬ。ところがこれまでの輯本説を唱える人で、その證據を示した人は一人もいない。事實、そのような勞多くして功少いことを要求する方が無理かもしれないが、たまたま私は、荊楚歲時記の佚文蒐集を目的として、唐宋元明時代の類書のほとんどすべてと、清代の類書のおもなものと、外に唐宋時代の隨筆、雜書とを検索じつてゐるうちに、おのづから現行本の各條の出典を一つ一つ探し求めるという結果に到達した。その結果氣のついたことは、（一）現行本の全條

の出典をつきとめることは、かならずしも容易ではないこと、（二）類書などに出典が發見されても、その轉寫のしかたが、かならずしも全く同じでない場合のあること、であつた。

こうなつてくると、私はそう簡単に輯本説を信ずるのは危険であるということになる。そして、かりにもし輯本説が崩れて、現行本の中に、全部が全部とはいえないまでも、昔の荊楚歲時記の姿が残つてゐるならば、この書の原型を復元するのに、それこそ大きな手がかりがえられるのではないか——こうした期待さえもが私の胸にわき起つてきただのであつた。

そのようなわけで、私は荊楚歲時記復元のしごとに、いきなり取りかかる前に、一應現行本二系統の性格を再検討しようと考えたのである。

二系統のうち、どちらをさきに検討しようと差支えはないのであるが、私は敍述の便宜上、陶珽説郛本をさきに俎上にのせてみる。さてこの書の性格を明らかめるのに、それを直ちに類書の佚文と較べるのも悪くはないが、それよりもさきに、いま一つの寶顏堂秘笈本との關係を考えてみるのが重要なことではないかと思う。私がそう考へた理由はいろいろあるが、一番わかり易い例をとると、説郛本と秘笈本とには全く同じ誤まりのところがある。すなわち九月九日のところに、兩書共に、

按杜公瞻云、九月九日宴會、未知起於何代、然自漢至宋未改……
という文がある。荊楚歲時記注の撰者杜公瞻が、自分で自分の言葉に「杜公瞻云」と冠しているのもおかしいし、隋人杜公瞻の注の中

に「至宋」の二字のあることもおかしい。⁽⁸⁾ このような不自然な文字が、どうしてここに加わつたかという理由については、ここでは姑くらくなきわないとしても、それが誤まりであることは論をまたない。ところで説郛本、秘笈本が別々の輯本であるとしたら、二つが二つとも同じ間違いをするとは一寸考へにくい。そうだとすると、説郛本、秘笈本とは相互によほど深い親縁關係があるのでないか、と考えられる。そこで私は、從來の誰もが言われなかつたことであるが、説郛本を構成する資料のソースに、秘笈本を一つ加えてみたいと考えた。たゞ一言しておきたいことは、いまここに説郛本、秘笈本といふ言葉を使つたが、はそれらが、からならずしもその屬する系統の最善の本ではないということである。まづ説郛本は、陶珽が説郛を撰した（萬曆三十一年以前）ときには、存在した傳本の中から三十七条だけ抜萃し、またその文章も時々節略して轉載したものと考えておかねばならぬ。これは説郛という書物全體の性格から、當然そう考えられるわけである。⁽⁹⁾ そこで私は説郛本のもととなつた傳本を想定して、それを α 本と名づけておく。次に、秘笈本についていえば、これを明初の陶宗儀説郛所収の佚文八條と較べると、兩者が同一系統であることが推定されるが、仔細に見ると、陶宗儀説郛と互いに長短のあることが知られ、要するに秘笈本と陶宗儀説郛本とが、共に由つて出づるところの、よりよい傳本——假稱 β 本——があつたことが想像される。⁽¹⁰⁾ 残念なことに私共は今日 α 本も β 本も見ることができない。しかし、説郛本と秘笈本を現實に比較するという方法をとりながらも、それは實は α 本と β 本とを比較する一つの手段にすぎ

ないのだということを絶えず念頭においておかねばならないのである。これだけのことを前おきとした上で、以下陶珽説郛本の一條ごとにその史料の直接の出所を注記し、各條の成立過程を明らかめよう。

(イ) 以下秘笈系統本、説郛系統本を夫々秘本、説本と略稱する。

(ロ) 秘本、説本にはその記事の出典である。夫々秘本、説本と略稱する。本文と注との別を示すと考えられてゐる。私は別の見解があるが、それは後段に述べることとし、ここでは一應通稱にしたがつておく。

(一)

正月一日、是三元之日也（秘本）

春秋謂之端月（秘本）但し秘本「春秋」の二字なし。説本は初學記卷四注「春秋傳曰」又は秘本注の同文の春秋の二字が混入したものか。

鶴鳴而起（秘本）

先於庭前爆竹、以辟山臊惡鬼。案御覽。〔秘本〕但し秘本には「雉案……」の注はない。この注の中にある雉という人が誰を指すかは私にはわからないが、もしこれが説郛本系統の α 本の撰者の自注だとすると、この注は α 本が明代につくられたことを證據立てることになると思う。何となれば宋代の類書等にこの條の山臊を山魈と書いている例は一つもないのに、明刊本の御覽には山魈と書いてある（陳運溶）からである。

按神異經云、西方山中有人焉、其長尺餘、一足、性不畏人、犯之則令人寒熱、名曰山臊、以竹著火中、燐燐有聲、而山臊驚憚、元黃經所謂山獮鬼也、俗人以爲、爆竹起於庭燎、家國不應濫於王者

（秘本の節略）

◎要するに（一）は秘笈系統本の節錄といふべきであろう。

（二）

長幼悉正衣冠、以次拜賀、進椒柏酒、飲桃湯、進屠蘇酒、膠牙錫、下五辛盤、進敷于散、服却鬼丸、各進一雞子（秘本）
造桃板著戶、謂之仙木。（この條、秘本の他條の混入）

凡飲酒次第、從小起（秘本）

按四民月令云、過臘一日、謂之小歲、拜賀君親、進椒酒從小起、椒是玉衡星精、服之令人身輕能耐老、柏是仙藥、成公子安椒華銘則曰、肇惟歲首、月正元旦、厥味惟珍、蠲除百疾、是知小歲則用之、漢朝元正則行之（秘本）

桃者五行之精、厭伏邪氣、制百鬼也（秘本）。但し説郭本は「典術云」の三字を落している）

董勛云、俗有歲首、用椒酒、椒花芬香、故采花以貢樽（秘本によるも、節略多し）
正月飲酒、先小者、以小者得歲、先酒賀之、老者失歲、故後與酒（秘本によるも、出典「晉海西令問勛曰」を略し、意を以て節略するところ多し。）

周處風土記曰、元日造五辛盤、正元日五薑鍊形、五辛所以發五臟之氣（秘本）
莊子所謂春月飲酒茹葱、以通五臟也（秘本）

敷于散出葛洪煉化篇、方用柏子・仁麻・仁細辛・乾薑・附子、等分爲散、井華水服之（秘本）
又方江夏劉次卿、以正旦至市、見一書生入市、衆鬼悉避、劉問書

べてが秘本によつていていることから推して、これも秘本によつたものと判斷される。しかし、この條は秘本、御覽卷二九共に本文に作つてあるから、これを一段下げる部分に廻したのは説本が、史料を分斷し再構成する間に生じた誤まりであろう。)

◎要するに（二）は全體として秘本によつてている。そのことは、

（イ）秘本以外に見られない文を掲げてること、（ロ）史料分斷の結果生じた錯簡（例、本文の桃板の記事）を除き、他の部分においては、これだけ長い文章でありながら、秘本の文章の配列順と一致していること、から明らかである。

しかし説本が御覽について秘本に修正を加えたことも、また見逃してはならない。

（二）

帖畫雞戸上（秘本並びに御覽卷九一八の節略。なお後注との對比の

上から考えると、説本はこのあとに「桃板仙木」のことを書かねば筋が通らぬが、それが（二）の本文に混入したことはすでに指摘した。次に更にその下に門神についての本文がなければならぬ筈であるが説本にはそれも欠けている。これはα本の説漏であるか、説郭が節略したかどちらかであろう。）

縣葦索於其上、挿桃符其傍、百鬼畏之（この文は秘本には、注の中に、「按莊周云」としてみえている。したがつて、これを注に廻すのが至当であるが、これが本文に昇格しているのは、御覽卷二九に、この条を大字で記しているからであろう。）

按魏議郎董勛云、今正臘旦、門前作烟火桃神絞索松柏、殺雞著門

戸、逐疫禮也（秘本の節略。この條御覽卷二九にも似るが、御覽は「旦」を「月」に「神」を「人」に作る点が異なるから、やはり秘本に近いというべきである。）

括地圖曰、桃都山有大桃樹、盤屈三千里、上有金雞、日照則鳴、下有二神、一名鬱、一名壘、并執葦索、以伺不祥之鬼、得則殺之

（秘本）

應劭風俗通曰、黃帝書稱、上古之時、兄弟二人、曰荼與鬱、住度朔山上桃樹下、簡百鬼、鬼妄擅人、援以葦索、執以食虎、於是縣官以臘除夕、飾桃人、垂葦索、畫虎於門、效前事也（この條は、

御覽卷三三・卷九六七に見えるが、それは風俗通として引かれているので、御覽では、それが荊楚歲時記の一部であることはわからない。したがつて説本は秘本よりこれをとつたとみるべきである。）

◎要するに（三）は秘本をもととし、御覽によつて修正を加えたものである。

（四）

又以錢貫繫杖脚、廻以投糞掃上、云令如願（秘本）

按錄異記云、有商人区明者、過彭澤湖、有車馬出、自稱青洪君。要明過、厚禮之、問何所須、有人教明、但乞如願、及問以此言答、青洪君甚惜如願、不得已許之、乃其婢也、既而送出、自爾商人或所求、如願並爲即得、後至正旦、如願起晚、乃打如願、如願走入糞中、商人以杖打糞掃喚、如願竟不還也、此如願故事、今北人正月十五日、夜立于糞掃邊、令人執杖打糞堆云云以答假痛、意亦爲

如願故事耳（この條は御覽卷二九よりとつたのであろう。その理由は（イ）湘神の名を、紺珠集本・類説本・萬花谷所収佚文・秘本は清湖君とし、海錄碎事所収佚文は清明君としているのに、御覽のみ青洪君としていること、（ロ）北人正月十五日以下も御覽にしか見えない記事であり、秘本にはこれを正且夜に改めていること、である。しかし説本の撰者が、秘本を参照したことも事実であつて、そのことは御覽が「以治腰痛」としているのを、秘本にのみ見える「以答假痛」に改めていることから察せられる。なお「此如願故事」は御覽、秘本共になく、衍文と思われる。）

◎要するに（四）は本文は秘本よりとり、注は御覽よりとり、若干秘本を参照したと思われる。

（五）

正月七日爲人日、以七種菜爲羹、剪綵爲人、或鏤金箔爲人、以貼屏風、亦戴之以頭鬢、又造華勝以相遺、登高賦詩。（秘本。特に「登高賦詩」は秘本にしか見えぬ記事である。）

按董勛問禮俗曰、正月一日爲雞、二日爲狗、三日爲羊、四日爲豬、五日爲牛、六日爲馬、七日爲人、正旦畫雞於門、七日帖人於帳、今日不殺雞、二日不殺狗、三日不殺羊、四日不殺豬、五日不殺牛、六日不殺馬、七日不行刑、亦此義也、古乃磔雞、今則不殺、荆人於此日向辰、門前呼牛馬雞畜令來、乃置粟豆於灰、散之宅内云、以招牛馬、未知所出（秘本。なお御覽卷二九もほど同文であるが、「門前」を「至門前」とする点などからみて、秘本の方に近いと思われる。）

翦綵人者、人入新年、形容改、從新也、華勝起於晉代、見賈充李夫
人典戒云、像瑞圖金勝之形、又取像西王母戴勝也（秘本の節錄。
但し出典たる董勛曰を略し、代りに「翦綵人（勝）者」を挿入し
たのである。）

舊以正旦至七日、諱食雞、故歲首唯食新菜（この部分は秘本の
「舊以正月七日爲人、故名人日……今北人又有至人日諱食故歲菜、
惟食新菜、與楚諱食雞正相反」とあるのを極端に節略したため、
原文の意を全く變改してしまつたのである。なお秘本と似た記事
は御覽卷三〇にもあるが、そこにも混亂が甚しく、却つて秘本の
理路整然たるに及ばないことは注目に價する。）

又餘日不刻牛馬羊狗豬之像、二日福施人雞、此則未喻（ここに見
える動物の名は御覽卷三〇・歲時廣記卷五では「牛羊狗豬馬」と
なつており、秘本では「牛羊豬犬馬」となつていて、いぬを狗と
作つてある點からみれば、説本はこの條を御覽または廣記よりも
つたといえる。）

郭緣生述征記云、壽張縣安仁山、宋東平王鑿山頂爲會、人日望處、
刻銘於壁、文字猶在（御覽卷三〇）。但し御覽（刊本叢）の安仁山を
安仁山としたのは、或いは秘本によつたものかもしだぬ。また東
平王は御覽・細素雜記卷四・秘本共に魏に作る。これは説本の撰
者の變改であろう。

老子云、衆人熙熙、如登春台、楚詞云、目極千里、傷春心、則春
日登臨、自古爲適、但不知七日竟起何代、晉代桓溫參軍張望、亦
有正月七日登高詩、近代以來、南北同耳、北人此日、食煎餅庭中、

作之云薰火、未知所出（御覽卷三〇）。秘本ほど同じいが、晉代の二字を缺く。）

◎要するに（五）の本文及び注の前半は秘本よりとり、後半は御覽よりとつたのである。

（六）

立春之日、悉翦綵爲薰戴之、帖宜春二字。（秘本）

按宜春二字、傳咸薰賦、有其言矣、賦曰、四時代至、敬逆其始、

彼應運於東方、乃設薰以迎至、輦輕翼之岐岐、若將飛而未起、何

夫人之功巧、式儀形之有似、御青書以贊時、著宜春之嘉祉（秘本。御覽卷二〇は略と同文であるが、「四時代至、敬逆其始、彼應運於東方」を「四氣代王、敬逆其始、彼應運而方臻」と作る點が異つてゐる。なお秘本にはこの注の上に衍文があるが、説本がこれを削つたのは正しい。）

◎要するに（六）は全く秘本によつたといえる。

（七）

正月十五日作豆糜、加油膏其上、以祠門戶（御覽卷三〇）

先以楊枝插門、隨楊枝所指、仍以酒脯飲食、及豆粥插箸而祭之、（御覽卷三〇の節錄。秘本もほど同文を掲げるが、これを注としている。説本がこれを本文としたのは御覽によつた證據である。）

按續齊諧記曰、吳縣張成夜起、忽見一婦人立於宅東南角、謂成曰、此地是君家蠶室、我即此地之神、明年正月半、宜作白粥泛膏其上以祭我、當令君蠶桑百倍、言絕而失之、成如言作膏粥、自此後大得蠶、世人正月半作粥禱之、加肉覆其上、登屋食之、咒曰、登高

塵挾鼠腦、欲來不來、待我三蠶老、則是爲蠶逐鼠矣、石虎鄴中記、正月十五日有登高之會、則登高又非今世而然者也、（秘本。御覽卷三〇に類似の文はあるが右にマルをつけた文字は秘本にあつて御覽に缺けてゐる。したがつて、右は秘本よりとつたとみるのが正しい。）

（八）

◎要するに（七）は本文を御覽よりとり、注を秘本よりとつたのである。

其夕迎紫姑以卜將來蚕桑、并占衆事（秘本。特に「將來」以下は秘本以外に見えない。）

按劉敬叔異苑云、紫姑本人家妾、爲大婦所妬、正月十五日感激而死、故人作其形迎之、呪云、子胥不在、云其壻、曹夫人已行、云是姑、小姑可出、於廁邊或猪欄邊迎之、捉之覺重、其神來也、平原孟氏嘗以此日迎之、遂穿屋而去、自爾著以敗衣、蓋爲此也、洞

覽云、帝譽女將死云、生平好樂、至正月可以衣見迎、又其事也、

俗云溷廁之間、必須靜、然後至紫姑、（秘本）雜五行書、廁神名後帝、異苑云、陶侃如廁見人、自云後帝、著單衣平上幘、謂侃曰、三年莫說、貴不可言、將後帝之靈憑此姑而言乎。（秘本。この文は秘本以外に出典がない。但し秘本ではこの條は前文の「俗云溷廁之間」の前に配されている。思うに、説本の撰者は、本條の出典が御覽等に明かでないので、特に切離して、後に廻したのかも知れぬ。）

◎要するに（八）は全文秘本ともととしている。

(九)

正月夜、多鬼鳥度、家家槌牀打戸、捩狗耳滅燈燭、以穰之、(御覽卷一九)

按玄中記云、此鳥名姑獲、一名天地女、一名隱飛鳥、一名夜行遊女、好取人女子養之、有小兒之家、即以血點其衣以爲誌、故世人名爲鬼鳥、荊州彌多斯言信矣、(御覽卷一九)。この條は秘本に全く缺けているのを^a本の撰者が補つたのである。但し、御覽卷一九は天地女を天帝女に、同書卷九二七・大觀本草卷一九は天帝少女に作つてゐる。^a本は「帝」・「地」兩字の音が近いので書き誤つたのであらう。)

◎要するに(九)は御覽によつたのである。

(十)

正月未日夜、蘆葦火照井廁中、則百鬼走、(秘本。御覽卷一九・歲時廣記卷一同文。)

◎要するに(十)は出典を三つ考えうるが、一應秘本をもととしたものと考へるのが自然であらう。

(十一)

元日至於月晦、並爲酺聚飲食、士女泛舟、或臨水宴樂(初學記卷四・御覽卷二九)

按每月皆有弦望晦朔、以正月初年時、俗重以爲節也、玉燭寶典曰、元日至月晦、今並酺食度水、士女悉湔裳、酌酒於水湄、以爲度厄、秘本・同文。説本の「今」は諸書悉く「人」に作る。)

二、陶珽説郛系統本の批判

◎要するに説本は初學記又は御覽によつたのであらう。たゞ兩書共に、本文を「元日……飲食」「士女……宴樂」と分斷しているが、じて注も「毎月……爲節也」「玉燭……湔裙」と分斷しているが、二者を一條にしたのは、秘本の書き方にならつたのであらう。

(十二)

春分日、民並種戒火草於屋上、有鳥如鳥、先雞而鳴、架架格格、民候此鳥則入田以爲候(秘本。御覽卷九一四)にも類似の文があるが、それよりも秘本と全く一致する。)

◎要するに(十二)は秘本の転寫である。

(十三)

社日四鄰並結綜會社、牲醪爲屋於樹下、先祭神、然後饗其胙(御覽卷三〇・歲時廣記卷一四・秘本同文。)

按奚氏云、百家共一社、今百家所社綜、即共立之社也(御覽卷三〇)。但し御覽にはこれを本文としている。いま「按」をつけて注文に廻したのは秘本によつたのであらう。)

◎要するに(十三)は御覽をもととし、秘本を参照したのである。

(十四)

去冬節一百五日、即有疾風甚雨、謂之寒食、禁火三日造餳大麥粥、(初學記卷四・白氏六帖卷一・御覽卷三〇・秘本同文。)

據歷合在清明前二日、亦有去冬至一百六日者(初學記卷四。但し末尾の「者」は秘本によつて補つたらしい。)

曹操曰、晉文公與介子綏俱亡、子綏割股以啖文公、文公復國、子綏獨無所得、子綏作龍蛇之歌而隱、文公求之、不肯出、乃燔左右

木、子綏抱木而死、文公哀之、令人五月五日不得舉火、又周舉移書及魏武明罰令、陸翩鄴中記、並云寒食斷火、起於子推、琴操所

云子綏即推也、又云五月五日與今有異、皆因流俗所傳、據左傳及

史記並無介子推被焚之事、案周書司烜氏、仲春以木鐸循火禁于國中、注云、爲季春將出火也、今寒食準節氣、是仲春之末、清明是三月之初、然則禁火蓋周之舊制。（初學記卷四。秘本にもほど同様の記事があるが、「周書」を「周禮」に、「舊制」を「舊制也」に作る點が異なる。）

陸翩鄴中記曰、寒食三日醴酪、又煮粳米及麥爲酪、擣杏仁煮作粥、玉燭寶典曰、今人制爲大麥粥、研杏仁爲酪、引鶴沃之、孫楚祭子推文云、干飯一盤醴酪二盂、是其事也（初學記卷四。秘本も同文であるが、この文の配置が前注の前になつていて。）

◎要するに（十四）は初學記によつていて。

（十五）

鬪雞餽雞子鬪雞子（初學記卷四。秘本同文。）

按玉燭寶典曰、此節城市尤多鬪雞卵之戲、左傳有季邱鬪雞、其來遠矣、古之豪家食稱畫卵、今代猶染藍茜難色、仍加雕鏤、遞相餉遺、或置盤俎、管子曰、彌卵然後淪之、所以發積藏散萬物、張衡南都賦曰、春卵夏筍、秋韭冬菁、便是補益滋味、其鬪卵則莫知所出、董仲舒書云、心如宿卵爲體內藏、以據其剛柔鷺鬪理也（初學記卷四。秘本も似ていてが「鬪雞卵」の「卵」字を逸していて。但し初學記の「鷺^{キル}之」を「淪^{ヨル}之」に改めていてのは、秘本を参考したのである。）

◎要するに（十五）は、前半は初學記と秘本を結び、後半は専ら秘本によつたのである。なお本條について注意すべきことは、秘本が施鈎、打毬、鞶鞬の戯を立春のころの行事として書いているのを、

◎要するに（十五）は初學記にもとづき、秘笈本を若干参照したものである。

（十六）

打毬鞶鞬施鈎之戲。（打毬、鞶鞬は初學記卷四により、施鈎之戯は、秘本の「爲施鈎之戯」よりとつたと思われる。）

按劉向別錄曰、蹴鞠黃帝所造、本兵勢也、或云起於戰國、按鞠與毬同、古人踢蹴以爲戯也、古今藝術圖云、鞶鞬北方山戎之戯、以

習輕趨者（初學記卷四、秘本。）

施鈎之戯、以綆作蔑纜相骨、綿互數里、鳴鼓牽之（秘本。この記事は秘本のみにしかない。秘本はこれを本文としているが説本は注に入れている。）

○諸外典、未有前事、公輸子遊楚爲舟戰、其退則鈎之、進則強之、名曰鈎強、遂以時越、以鈎爲戯、意起於此、涅槃經曰、鬪輪骨輪索、其秋遷之戯乎、鞶鞬亦施鈎之類也（秘本。これも秘本にしかない記事である。但し説本は秘本の字句を多少變改している。たとえば、「公輸自」を「公輸子」に、「載舟之戰」を「舟戰」にして文意を暢達ならしめている。なお現行秘笈本にない「以時越」の三字を補つていてのは、秘笈本の系統のβ本よりとつたのである。なお説本が「骨索」を「骨輪索」に、「外國之戯」を「鞶鞬之戯」に作つていてのは誤まりである。）

◎要するに（十六）は、前半は初學記と秘本を結び、後半は専ら秘本によつたのである。なお本條について注意すべきことは、秘本が

説本が寒食のころの行事として配列を變えていることである。これは説本の撰者が、初學記の中に打毬、轍轆を寒食のころの遊戯としているのにしたがつて、秘本の配列を修正したのであろう。

(十七)

三月三日、士民竝出江渚池沼間、爲流杯曲水之飲（初學記卷四）

按續齊諧記、晉武帝問尙書摯虞曰、三日曲水、其義何指、答曰、

漢帝時平原徐肇、以三月初生三女、而三日俱亡、一村以爲怪、乃相攜之水濱盥洗、遂因流水以澆觴、曲水起於此、帝曰若此談、便非嘉事、尙書郎東晉日、摯虞小生、不足以知此、臣請說其始、昔周公卜成洛邑、因流水以泛酒、故逸詩云羽觴隨波流、又秦昭王三月上巳、置酒河曲、有金人、自東而出、奉水心劍曰、令君制有西夏、及秦霸諸侯、乃因其處、立爲曲水、二漢相沿、皆爲盛集、帝曰善、賜金十五斤、左遷摯虞爲陽城令（初學記卷四）

按韓詩云、唯溱與洧、方洹洹兮、唯士與女方秉簡兮、注謂今三月桃花水下、以招魂續魄、祓除歲穢、周禮女巫歲時祓除蠱俗、鄭注

云、今三月上巳水上之類、司馬彪禮儀志、三月三日官民并禊飲於東流水上、彌驗此日、南岳記云、其山西曲水壇、水從石上行、士女臨河壇、三月三日所逍遙處（秘本。詩は絹素雜記に見えるが、韓詩とは書かれていない。韓詩及び周禮のことは初學記卷四に見えるがそこでは荆楚歲時記の一部とはなつていはない。）

周處、吳微、注、吳地記、則又引郭虞、三女竝以元巳日死、故臨水以消災、所未詳也、張景陽洛禊賦、則洛水之遊、傅長虞神全文、乃園池之宴、孔子云、暮春浴乎沂、則水濱禊祓由來遠矣（秘本。この記事は秘

本にしか見えない。）

◎要するに（十七）は前半を初學記より、後半を秘本よりとつたのである。なお秘本の注は、韓詩—續齊諧記—周處の順となつてゐるが、説本がその順序を變更したのは、前半に初學記を、後半に秘本を一括して引いたためであろう。

(十八)

是月取鼠麴汁蜜和粉、謂之龍舌糲、以厭時氣、（大觀本草卷一一・歲時廣記卷一九。白帖卷一・歲華記麗卷一・秘本、類似の記事あるも鼠麴を黍麴に作る。）

◎この条のみ大觀本草や歲時廣記によつたとは一寸考えにくい。おそらくは鼠・黍は音通であるから、秘本系の別のテキストで鼠麴と記したものがあり、説本はそれによつたのであろう。

(十九)

四月也、有鳥、名穫穀、其名自呼、農人候此鳥則犁耙上岸（秘本。但し「也」の字は御覽卷二二によつて補う。）

按爾雅云、鴻鳩鵠鞠、郭璞云今布穀也、江東呼穫穀、崔寔正論云、夏扈起耕鋤、即竊脂元鳥、鳴穫穀則其夏扈也、（秘本。特に「鵠鞠」の二字は秘本のみに見える。）

◎要するに（十九）は秘本により、御覽によつて少しく補正したにすぎぬ。

(二十)

五月俗稱惡月、多禁、忌曝牀薦席、及忌蓋屋、（秘本。特に「俗稱惡月」の四字は秘本にしか見えぬ。）

按異苑云、新野庾寔、嘗以五月曝席、忽見一小兒死在席上、俄失

之、其後寔子遂亡、或始於此、或問董勑曰、俗五月不上屋、云五

月人或上屋、見影魂便去、勑答曰、蓋秦始皇自爲之禁、夏不得行、

漢魏未改、按月令仲夏可以居高明、可以遠眺望、可以升山陵、可

以處臺榭、鄭元以爲順陽在上也、今云不得上屋、正與禮反、敬叔云、見小兒死而禁暴席何以異此乎、俗人月諱、何代無之、但當矯之歸于正耳。（秘本の節錄。御覽卷二三に類似の文あるも「耳」の字を缺く。）

◎要するに（二十）は秘本を節錄したのである。

（二十一）

五月五日、四民竝蹋百草、又有鬪百草之戲、採艾以爲人、懸門戶上、以禳毒氣（秘本の節錄。但し秘本・説本共に「又」の前に「今人」の語を補うべきである。初學記卷四参照。）

按宗測字文度、嘗以五月五日雞未鳴時、採艾見似人處、攬而取之、用灸有驗、師曠占曰、歲多病則艾先生、（秘本の節錄）

◎要するに（二十一）は秘本を節錄したのである。

（二十二）

是日競渡、採雜藥（秘本）

按五月五日競渡、俗爲屈原投汨羅日、傷其死、故竝命舟楫以拯之、舸舟取其輕利、謂之飛鳬、一自以爲水軍、一自以爲水馬、州將及土人、悉臨水而觀之、邯鄲淳曹娥碑云、五月五日、時迎伍君逆濤而上、爲水所淹、斯又東吳之俗、事在子胥、不關屈平也、越地傳云、起於越王勾踐、不可詳矣、是日競渡採雜藥、夏小正、此月蓄藥

以蠲除毒氣（秘本。特に邯鄲淳曹娥碑以下の論は秘本のみに見える記事である。）

◎要するに（二十二）は秘本そのまゝである。

（二十三）

以五絲繫臂、名曰辟兵、令人不病瘧、又有條達等織組雜物以相贈遺、取鵠鵠教之語、（秘本。特にマルの部分は秘本のみに見える。「有條達・贈遺」は初學記卷四に見えるが出典不詳。）

按仲夏繭始出、婦人染練、咸有作務、日月星辰鳥獸之狀、文繡金縷、貢獻所尊、一名長命縷、一名續命縷、一名辟兵縷、一名五色絲、一名朱索、名擬甚多、青赤白黑以爲四方、黃爲中央、襞方綴於胸前、以示婦人計功也、此月鵠鵠子毛羽新成、俗好登巢、取養之、以教其語也、（秘本の節錄。本條は初學記卷四所掲の周處風土記や御覽卷三一所掲風俗通の記事の分注と一致する点が多いが、御覽の當該記事が荊楚歲時記の一部であることをそこで確證することはできない。）

◎要するに（二十三）は秘本の節錄である。

（二十四）

夏至節日食糉（秘本）

周處謂爲角黍、人竝以新竹爲筒糉、練葉挿五絲、繫臂、謂爲長命縷（秘本。なお御覽卷九六二は同文であるが、この條を大字本文の形に記している。）

◎要するに（二十四）は秘本そのまゝである。

（二十五）

是日取菊爲灰、以止小麥蠹（秘本）

按干寶變化論云、朽稻爲菴、朽麥爲蛻蝶、此其驗乎、（秘本。特に「朽・朽・此」の三字は秘本のみに見える。）

◎要するに（二十五）も秘本そのまゝである。

（二十六）

六月伏日、竝作湯餅、名爲辟惡（御覽卷三一卷・八六〇。秘本は「辟惡餅」とある。）

按魏氏春秋、何晏以伏日食湯餅、取巾拭汗、面色皎然、乃知非傳。粉、則伏日湯餅、自魏已來有之、（秘本。この記事は秘本にしかみえない。なお何晏のこの話は世説新語卷一三容姿篇及び御覽卷二一時序部夏の條所引の語林にみえるが、それが魏氏春秋にあつたことを示すのは、おそらく秘本だけであろう。）

◎要するに（二十六）は全條、秘本よりとり、御覽によつて本文を少しく補正したのである。

（二十七）

七月七日、爲牽牛織女聚會之夜、（秘本）

按戴德夏小正云、是月織女東向、蓋言星也、春秋斗運樞云、牽牛神名畧、石氏星經云、牽牛名天闕、佐助期云、織女神名收陰、史記天官書云、是天帝外孫、傅元擬天問云、七月七日、牽牛織女會天河、此則其事也、河鼓黃姑牽牛也、皆語之轉、（秘本の節錄。）◎要するに（二十七）は秘本によつている。

（二十八）

是夕、人家婦女結綵縷、穿七孔鍼、或以金銀鎔石爲鍼、陳瓜果於庭。

二、陶珽説郛系統本の批判

中以乞巧、有喜子網於瓜上、則以爲符應、（初學記卷四。但し、「人家」の二字は初學記になく、「婦女」は婦人に作られている。いま

說本は初學記をもととし、秘本によつて補正したのである。）

按世王傳曰、竇后少小頭禿、不爲家人所齒、七月七日夜、人皆看織女、獨不許后出、有光照射室、爲后之瑞（初學記卷四）

◎要するに（二十八）は、全體としては初學記により、秘本によつて若干の補正を行つたのである。

（二十九）

七月十五日、僧尼道俗、悉營盆供諸佛（秘本。この條の終りの「諸佛」を、初學記卷四・御覽卷三二は「諸寺」に作り類聚卷四・廣記卷二九・古今合璧事類卷一〇は「諸寺院」に作り、秘本は「諸仙」に作る。說本は秘本をもととし、他書を參稽して「仙」を「佛」に意改したのである。）

按盂蘭盆經云、有七葉功德、竝幡花歌鼓果食送之、蓋由此也、經云目連見其亡母在餓鬼中、即鉢盛飯、往餉其母、食未入口、化成

火炭、遂不得食、目連大叫、馳還白佛、佛言、汝母罪重、非汝一人奈何、當須十方衆僧威神之力、至七月十五日、當爲七代父母厄難中者、具百味五果以著盆中、供養十方大德、佛勅衆僧皆爲施主、祝願七代父母行禪定意、然後受食、是時目連母得脫一切餓鬼之苦、目連白佛、未來世佛弟子行孝順者、亦應奉盂蘭盆供養、佛言大善、故後人因此廣爲華飾、乃至割木割竹、飴蠟翦綵、模花葉之形、極工妙之巧、（秘本。この條御覽卷三二に類似の史料があるが、御覽は「後人」を「後代人」に、「剪綵」を「綵縷」に作る點が異

つてゐる。)

◎要するに（二十九）は秘本によつてゐる。

（三十）

八月十四日、民竝以朱水。點兒頭額、名爲天炙、以厭疾、又以錦綵爲眼明囊、遞相餉遺（秘本。天炙の故事は御覽卷二四にも見え、そこには「八月十日四民……」となつてゐる。しかし天炙と並び行われる眼明囊の行事が、古來八月一日にあるところから推すと、御覽の「八月十日」も「八月一日」あるいは「八月旦」の誤まりではないかと思う。況んや秘本の「八月十四日民竝……」は「八月一日四民竝……」の形が崩れたのである。この誤まりを説本が襲つてゐる點からみて、それが秘本を寫したことが想像される。なお御覽は「朱水」を「朱」とし、秘本は「朱墨」としている。説本の朱水は、秘本系統の別本によつたか、あるいは意を以て改めたかであろう。）

按。征記云、八月一日、作五明囊、盛取百草頭露洗眼、令眼明也、

續齊諧記云、宏農鄧紹嘗以八月旦入華山採藥、見一童子執五綵囊、承栢葉上露、皆如珠滿囊、紹問用此何爲、答曰、赤松先生取以明

目、言終便失所在、今世人八月旦、作眼明袋、此遺象也、或以金薄爲之、遞相餉焉（秘本。述征記は御覽卷一二に、續齊諧記は卷二四及び歲時廣記卷三に見えるが、それが荊楚歲時記の引用文であることは、その場所では確認されない。故にこの記事も秘本獨得といふべきである。）

◎要するに（三十）も秘本によつてゐる。

（三十一）

十月朔日黍臘、俗謂之秦歲首、（秘本）

未詳黍臘之義、今北人此日、設麻羹豆飯、當爲其始熟嘗新耳（秘本。御覽卷八四二は同文であるが、これを本文として扱つてゐる）。禡衡別傳云、十月朝黃祖在櫓上、會設黍臘是也（秘本。この文は御覽卷八四二に引かれてゐるが、それが荊楚歲時記の一部をなすといふことは、そこでは確認されない。）

◎要するに（三十一）も秘本そのまゝである。

九月九日、四民竝籍野飲宴（秘本。歲時廣記卷三五は同文であるが、おそらく説本は秘本によつたのである。）

按。杜公瞻云、九月九日宴會未知起於何代、然自漢至宋未改、今北人亦重此節、佩茱萸、食餌、飲菊花酒、云令人長壽、近代皆宴設於臺榭、又續齊諧記云、汝南桓景、隨費長房遊學、長房謂之曰、

九月九日、汝南當有大災厄、急令家人縫囊、茱萸繫臂上、登山飲菊花酒、此禍可消、景如言舉家登山夕還、見雞犬牛羊一時暴死、長房聞之曰、此可代也、今世人九日登高飲酒、婦人帶茱萸囊、蓋始於此（秘本。本注のうち「杜公瞻」の名は、初めおそらく秘本になかつたのが、後人轉寫の際、行間の書き込みか何かを本文の中に混入させたのである。「至宋」の二字は「以來」という字の誤寫と思われる。説本が秘本の誤まりをそのまま襲つてゐる點から考えれば、それが秘本にもとづくことは明かである。なお「婦人帶茱萸」以下は秘本のみに見える。）

◎要するに（三十一）も秘本そのまゝである。

（三十二）

未詳黍臘之義、今北人此日、設麻羹豆飯、當爲其始熟嘗新耳（秘本。御覽卷八四二は同文であるが、これを本文として扱つてゐる）。禡衡別傳云、十月朝黃祖在櫓上、會設黍臘是也（秘本。この文は御覽卷八四二に引かれてゐるが、それが荊楚歲時記の一部をなすといふことは、そこでは確認されない。）

◎要するに（三十二）も秘本そのまゝである。

(三十二)

仲冬之月、采擷。霜蕪菁葵等雜菜、乾之竝爲鹹菹（秘本。御覽卷九七九に類似の文があるが、「擷」を「結」に作つてゐる點が異なる）。

有得其和者、竝作金釵色、今南人作鹹菹、以糯米熬搗爲末、并研胡麻汁和釀之、石窄令熟、菹既甜脆、汁亦酸美、其莖爲金釵股、醒酒所宜也（秘本。御覽卷九七九に類似の文があるが、そこでは本文のように扱われておる。また「甜脆汁」を「甜汁脆汁」に「其莖」を「呼其莖」に作る点が異つてゐる。）

◎要するに（三十三）も秘本そのまゝである。

(三十四)

十二月八日爲臘日、諺語臘鼓鳴春草生、村人竝擊細腰鼓、戴胡頭及作金剛力士、以逐疫（秘本の節錄。御覽卷三三に類似の文があるが、初めの部分が「俗又以此月爲臘月」とあるのは異つてゐる。なお秘本の「胡公頭」を説本が「胡頭」としたのは、御覽卷三三によつて改變したのであろう。しかし、秘本が「胡公頭」と記してゐるのは、玉燭寶典卷一二にいう「胡公頭」とも合致し、秘本の源流の古さを思はせるものがある。）

按禮記云、儻人所以逐厲鬼也、呂氏春秋季冬紀注云、今人臘前一日擊鼓驅疫謂之逐除、晉陽秋王平子在荊州以軍圍、逐除以罰故也、

玄中記、顓頊氏三子俱亡、處人宮室、善驚小兒、漢世以五營千騎自端門傳炬送疫、棄落水中、故東京賦云、卒歲大儻、駁除群厲、方相秉鉞、巫覡操杓、僕子萬童、丹首玄製、桃弧棘矢、所發無臬、宣城記云、洪矩吳時、作盧陵郡、載土船頭、逐除人就矩乞、矩指

(三十五)

其日竝以豚酒祭竈神（秘本。この記事は玉燭寶典卷一二を除けば、秘本にしかない。）

按禮器、竈者老婦之祭、尊於瓶、盛於盆、言以瓶爲尊、盆盛饌也、許慎五經異義云、顓頊有子曰黎、爲祝融火正、祝融爲竈神、姓蘇、名吉利、婦姓王、名博頰（秘本。この條は他に出典がない。）

漢陰子方、臘日見竈神、以黃犬祭之、謂爲黃羊陰氏、世蒙其福、俗人競尚、以此故也（秘本。「以黃犬」以下は寶典卷一二・本朝月令に見えるが、説本の撰者がそこからとつたとは考えられぬ。特にマルをつけた部分は秘本獨得である。なお本條は寶典に引かれる以上、本文に昇格せしむべきかも知れないが、その点についてはなお宗憲の原者と杜公瞻注釋書の編纂態度を比較した上でないと、輕々に判断は下せない。）

船頭云、無所載、土耳、小說孫興公、常着戲頭、興逐除人共至桓宣。武家、宣武覺其應對不凡、推問乃驗也、金剛力士世謂佛家之神、按河圖玉版云、天立四極、有金剛力士、兵長三十丈、此則其義、（秘本。この記事のうち禮記・晉陽秋・玄中記・小說・河圖玉版等の記事は、類書には簡単に見出されない。呂氏春秋注は初學記卷四・御覽卷一七に、東京賦は初學記卷四に（極めて簡単）、宣城記は北堂書鈔卷一三七・御覽卷三七・卷五三〇に見えるが、それが荆楚歲時記の一部であることはそこでは全然確認されない。）

◎要するに（三十四）は秘本の節錄である。

歲前文為藏彊之戲、（初學記卷四・御覽卷一七）

按周處風土記曰、醇以告蜡、竭恭敬于明祀、乃有藏彊、臘日之後、
聖嫗各隨其儕為藏彊、分二曹以校勝負（秘本の節錄。御覽卷三三
に風土記の同文があるが、それが荊楚歲時記の一部をなしていた
という確證はない。）

辛氏三秦記、以為鈎弋夫人所起、周處成公綏竝作彊字、藝經庾闡、
則作鈎字、其事同也（御覽卷三三・卷七五四の節錄。但し御覽が
これを本文にしているのを説本が注に廻したのは秘本を参照した
ためであろう。）

俗云、此戲令人生離、有禁忌之家、則廢至不脩（秘本。この條、
御覽卷三三・卷七五四は本文に作る。寶典所掲の荊楚記にこの文
があるから御覽の方が正しいと思うが、そのことは後章にゆづ
る。）

◎要するに（三十六）は初學記・御覽・秘本を折中し節錄したので
ある。

（三十七）

歲暮、家家具肴蔌、詣宿歲之位、以迎新年、相聚酣飲、留宿歲飯、
至新年十二日、則棄之街衢、以為去故納新也（秘本。初學記卷四に
類似の文あるも、「十二日」を「十二月」に作る。御覽卷一七は
「宿歲之位」を「宿歲之儲」に、「十二日」を「十二月」に作る。）
◎要するに（三十七）は秘本そのまゝである。

以上、説郛本の史料構成を逐條的に考察したが、その結果えられた結論を表示すると次のようなる（^{（四）}とあるのは秘本と全く同文の所である）。

條	本文の出典	注の出典
一	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
二	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
三	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
四	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
五	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
六	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
七	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
八	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
九	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
十	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
十一	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
十二	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
十三	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
十四	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
十五	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
十六	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
十七	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
十八	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
十九	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
二十	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
二十一	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
二十二	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
二十三	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
二十四	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
二十五	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
二十六	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
二十七	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
二十八	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
二十九	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
三十	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
三十一	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
三十二	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
三十三	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
三十四	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
三十五	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
三十六	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）
三十七	秘の節略（御覽を参照）	秘の節略（御覽を参照）

二十六	秘（御覽を参照）
二十七	秘（御覽を参照）
二十八	秘（御覽を参照）
二十九	秘（御覽を参照）
三十	秘（御覽を参照）
三十一	秘（御覽を参照）
三十二	秘（御覽を参照）
三十三	秘（御覽を参照）
三十四	秘（御覽を参照）
三十五	秘（御覽を参照）
三十六	秘（御覽を参照）
三十七	秘（御覽を参照）

⑥	初學記又は御覽	秘の節略
な	し	初學記
な	し	秘（御覽を参照）+秘

この表を考慮にいれた上で、陶珽説郛系統本（a本）荊楚歲時記の成立事情、その長所・短所をのべれば次のようになると思う。

(一) この書は全体にわたつて秘笈系統本をもとしたものであつて、單に類書の文の輯錄と考えるのは誤まりである。

(二) しかし項目によつては類書によつて秘笈本を補正し、また逆に類書の文を引いて、それを秘笈本によつて補正したこともある。

(三) また類書の文と秘笈本の文とを接合させたこともある。

(四) 思うに、この書はおそらく明代頃の某人が秘笈本を読み、これを類書によつて補訂しようとしたものであろう。

(五) しかしこの書の撰者が探索した類書の範囲は、極めて狭くたかだか初學記・御覽の二書にすぎない。部分的に歲時廣記・白氏六帖などの佚文と一致することもあるが、その文は同時に初學記・御覽等にも出でてくるので、敢えて廣記・六帖から採つたとはいえない。

もし廣記・六帖を撰者が見ていたのなら、もつと珍しい佚文の補遺ができた筈である。

(六) 次にこの書の長所なり特徴なりはどこにあるか。まづ第一に本書が、秘本の衍文を削つてることをあげうる。たとえば宜春の條の宋人鄭毅夫の詩・正月晦日送窮の條の金谷園記の記事を削つたのは正しい。

(七) 佚文を補つたこと。その例は少いが、鬼車鳥の一條がそれに當る。

(八) 項目配列の須序を正そうとしたこと。秘本の打毬・鞶韁・施鉤の記事を、寒食節に配したのは一つの見識である。

(九) 秘本の價值を高く買つてること。秘本が高く評價さるべきものであることは次にのべるが、説本が、たとえ初學記や御覽から史料を引いているときにも、その本文と注の区別等で、秘本を参照していることが多い點は注目に價する。

(十) では次にこの書の缺點はどうであろうか。第一には、秘本を分断し再編集したために、錯簡を生じたことがあげられる。たとえば(二)に配置ざるべき「造桃板著戸謂之仙木」の一條が(一)に混入している。

(十一) 本文と注を混淆させた場合のあること。たとえば(一)の「梁有天下、不食葷、荊自此不復食鷄子、以從常例」の一條は、類書・秘本悉く本文に作つてゐるのに、この書では誤つて注としている。

(十二) 史料の典據を逸していること。たとえば(一)の注で「典

術云」を脱し、（五）の注で「董勛曰」を略している。

（十三）節略が過ぎて、文意不明の箇所を生じていていること。たとえば（五）の人日に新菜を食う故事を録するところなど。

（十四）秘本の缺點をそのまま襲つてあること。たとえば（二十一）で、「八月一日（又は）四民」とすべきを「八月十四日民…」とし、（二十一）で、「杜公瞻云」の文字を衍入し、「以來」を「至宋」と誤記している點など。

以上を要するに、私は説郛本系統の荊楚歲時記は、類書佚文の單なる寄せ集めではなく、秘笈本を補訂しようとしたものであると結論する。しかし、その補訂には長所もあるが、缺點も少くなく、ことに探索する類書の範囲がせまいために十分目的を貫徹していない。しかいづれにせよ、この撰者が秘笈本の價値を高く認めたことは、我々に對して一つの課題をなげかけていると思う。我々はここに進んで秘笈本そのものの性格を究明せねばならぬ。

なお説郛系統の漢魏叢書本をみて、それが後人の輯録だと信じた善化（長沙）の人陳運容は、自ら類書を探索して、佚文のみから荊楚歲時記の復元をやりなおそうと試みた。そして光緒二十六年の序（一九〇〇）を附してこれを刊行したのが、麓山精舍叢書の中に入つている。しかし陳氏の努力にも拘らず、漢魏叢書本の一字一句まで類書の中につきとめることはできていない。陳氏自身も「龍舌絆」・「燬」・「七夕聚會」・「竈祭」の出典は見出せなかつたと告白している（ただし燬の記事は御覽卷九六）。陳氏はもつと類書を廣く探せば、全

文の復元ができると信じているが、私はそんなことはないとと思う。ことに陳氏が、漢魏叢書本の中のたとえば五月五月の條の注に風俗通の文を引き、八月眼明羹の條に述征記の文を引いているからといって、直ちに、自著の方でも御覽卷三一から風俗通を、卷一二から述征記を引用して掲げたことなどは甚しい獨斷である。何となれば御覽には、これらの史料を獨立に掲げているのであって、それらが荊楚歲時記の引用文であつたということをどこにも言つていないからである。したがつて、陳氏は一面、漢魏叢書本を否定しながら、反面それを是認するという自家撞着に陥つてゐるのである。

要するに陳氏の再編集のしごとは、漢魏叢書本（＝説郛本）が、輯本であることを證明しようとして、却つてそれが簡単には輯本といいきれないことを證明したことになると思う。

1、紺珠集については別稿「書誌學的研究」六章註3 参照。この書は南宋朱勝非撰という説があるが、私は北宋末の書と思う。同書には荊楚歲時記十九條が摘録されている。

2、類説については同註4 参照。南宋曾慥の撰。同書には荊楚歲時記十五條が摘録されている。

3、陶宗儀説郛については渡邊幸三氏「説郛考」（東方學報京都第九冊昭和二三年三八） 参照。

4、この表は、和田久徳氏の勞作「荊楚歲時記について」（東亞論叢第五輯昭和一六年四一）の（五）の内容を整理したにすぎない。このうち祁承燬の澹生堂餘苑本は、日本には存在しないようである。

5、拙著「校註荊楚歲時記」解題。

6、輯本説の代表的なものは余嘉錫氏の「四庫提要辯證」（民国二六年

三一九) 史部四地理類三。

7、私は過去三年に亘つて、四庫提要所載の類書・静嘉堂文庫漢籍目録・

私は過去三年に亘りて、四庫提要所載の類書・静嘉堂文庫漢籍目録・京都東方文化研究所漢籍分類目録所載の宋・元・明の類書約百種にひとり目を通した。見落しもあるかと思うが、特に歳時部のところは注意したつもりである。

8 この點については和田氏が「ことにその誤まりであることを指摘している（前掲論文四〇九頁）。

渡邊氏前掲文及び別稿「書誌學的研究」七章参照。

10
和田氏は陶宗儀説郛本か、陶政説郛本より寶顏堂本系に近いことを認めておられるが、「寶顏堂本系の節錄が陶宗儀説郛本であるのではなく、陶宗儀本はもつと善本によつたのであろう」と云われた（前掲文四二〇頁）。私は現行寶顏堂秘笈本と、陶宗儀説郛本との共通の藍本——假稱

11、麓山精舍叢書所收、陳運溶撰荆楚歲時記。

三、寶顏堂秘笈系統本の批判

陶瓈說郛系統本が寶顏堂秘笈本系統を骨子としていることが明らかになつた以上、私共は進んで秘笈系統本の性格を究明せねばならぬ。しかし、これについては、前章においても間接にふれるところがあつたし、別稿でも相當詳しくのべたから、いまは私が秘笈本轉本説に反対するおもな理由を簡単に示そう。

(一) 説郛本を分析してゆく間に私はしばしば、「この記事は秘本のみにしか見られない」という説明を加えた。また説郛本に覗けて秘笈本のみにある記事の中にも、類書等に佚文の徵せられない部分が

三、寶顏堂秘笈系統本の批判

若干ある。これを表示すれば次の通りである。

(イ) 説本・秘本兩書に重見する項目より

(三十五)

下段

按札器、籠者老婦之祭尊於瓶、盛於盆、言以瓶爲鑄益
盛饌也
許慎五經異義云、顓頊有子、曰黎、爲祝融火正、祝融
爲籠神、姓蘇、名吉利、婦姓王、名博頗
漢陰子方、臘日見籠神

(口) 秘本のみにある項目より

期	日	事項	下本段	獨得の部分
二月	八日	行城	下段	按本起經（以下全文）
十一月	閏月	冬至	上段	冬至日、量日影、作赤豆粥、以禳疫。
十一月	閏月	下段	上段	閏月不舉百事
				按周礼云、閏月王出寢門、故為閏字…

さて現在までの通説では現行本荊楚歲時記は陶珽説郭本系も寶顏堂秘笈本系も共に類書等からの輯本であるということになつてゐるが、かりにそうだとすれば、右表にあげた秘笈本獨得の事項または獨得の字句は、悉くこれを後人の讒入か編者の捏造かに帰さねばならぬ。私は秘笈本の中に後人の讒入が一つもなかつたとは斷言しないが、秘笈本獨得の記事のすべてがそうであるとは言えないと思う。およそ輯本をつくる人の立場になつてみれば、できるだけ出典のはつきりしたものを掲げて、恣意による捏造をさけるのが常道ではあるまい。かくて私は秘笈本輯本説に對して根本から疑いをいだかざるをえない。

(1) 次に私は、同じく前章で、秘笈本が、類書等では全く荊楚歲

時記の一部であることが確認されない他書の文を、多數引用していることを指摘した。輯本説をとる限り、これも編者の恣意による讒入となることになるが、私にはそこまで輯本作成者が非良心的であつたとは考えられない。

(四) 次に秘笈本が輯本だと考えるとき、御覽の時序部に書かれているような、いやしくも輯本を作るほどの人であれば絶対に見落す筈のない佚文を脱しているのも腑に落ちない。またたとえば事林廣記甲集卷三節令門小春に

十月爲小春、荊楚歲時記云、天時和暖似春、故曰小春、此月內雨謂之液雨、百虫飲而藏蟄、俗呼爲藥水、至來春二月雷鳴啓蟄(3)とある文の初めの「曰小春」までだけを引用して、そのあとに液雨の記事を逸しているのも了解しがたい不手際である。

(五) 次に秘笈本が、明代に希觀の書であった玉燭寶典の文と一致する文を含んでいるのも、それが輯本であることを疑わせる。たとえば元日の却鬼丸の條など、寶典にしか類似の文がない（しかも寶典ではそれを荊楚記の文とは云つていないのである）。

秘笈本輯本説に對する疑問は、別稿にも詳説したから、ここでは特に重要と思われる五つの點を指摘するに止めておく。では秘笈

本系が輯本でないとすればそれはいつごろからの傳本であろうか。私は秘笈本と陶宗儀説郛所収の八條とが極めてよく一致するところから、兩者を同一系統と推定するが、そうだとすれば説郛所収の文は、⁽⁴⁾説郛の成立した洪武三年（一三七〇）以前の傳本によつたものであること、渡邊幸三氏の説の通りであるから、當時、説郛と秘笈本との源流をなす一傳本、私の所謂⁽⁵⁾β本の存したことは明かである。一方私は荊楚歲時記が南宋末（紀頃⁽⁵⁾）に散佚したという和田氏の説に反対するのであるが、こう考へてみると、私は⁽⁶⁾及本の古さを宋代まで溯らせるのがすなおな解釋ではあるまいかと思う。

β本が現存しない今日、私どもは秘笈本を通じて⁽⁶⁾β本の面目をうかゞう外はない。ところで秘笈本は、まづ一段上げの文を記し、續いて一段下げの文を記している。そして從來はそれが宗懷の本文と、杜公瞻の注との別を示すものと考えられるのが普通であつた。そして私自身もかつてはそう考へもし、本稿においても、これまでのところでは、便宜その通説に従つてきたのである。しかしこの考へかたに對して疑問を提出したのは余嘉錫氏であつて、氏は、現行本ににおける一段上げの部分のみが宗懷書だとすると、宗懷書は餘りにも簡単で砂をかむように殺風景なものとなつてしまふことに疑問をいだいたのである。この疑問はまことに尤もであると思う。

それでは秘笈本における一段上げと一段下げの別は、いつたい何を意味するのであらうか。それを明かにするためには、一段上げ、一段下げの夫々について一應具體的に吟味して見る必要がある。

まづ一段上げのところは果して宗懷の文のみに限られるであろうか。私はその點に疑問をもつ。たとえば「正月十五日に膏粥を作つて門戸を祠る」という記事の如き、「十二月の臘祭に村人が細腰鼓を打ち、胡公頭を戴き、金剛力士を作つて大疫を遂う記事」の如き、隋の杜臺卿の玉燭寶典に、ほとんど同一の文が掲げられているにも拘らず、寶典にはそれが「荊楚記」からの引用であると書かれている。私はこれは、宗懷の荊楚記にはその文が全くなかつたのを隋の杜公瞻が寶典の記事によつて補つたか、あるいは初め荊楚記にその行事に關連した記事があつても、十分意をつくさない憾みもあるのを、杜公瞻がその文を改變したのであると考えてみたい。また一段上げの部には寒食節の條の「闊雞・餽雞子・闊雞子」のよう、いかにも項目の羅列のよう、無味乾燥な文もある。これなどは、杜公瞻が増置した文章の見出しにすぎないのであるまいか。このように、秘笈本の一段上げのところにも、杜公瞻の増補・改筆の文があると考へられる以上、この部分のすべてを宗懷の原文と断定することはできないであろう。

それでは次に一段下げの部分は果して杜公瞻注のみに限定されるであろうか。私はそうはいえないと思う。何となれば、五月五日の競渡の記事の如き、歳末の藏鉤の記事の如き、黃大を以て竈神を祀る記事の如き、寶典の中に明らかに宗懷の荊楚記の記事として見えている文が、この部分に含まれているからである。

このように、一段上げの文、かならずしも宗懷書でなく、一段下げの文、かならずしも杜注でないとすれば、一段上げ、一段下げの

別はそれほど深い意味をもつものではあるまい。私は一段上げは、新しい項目の始まりを示すための便宜の方法にすぎないとと思う。その一番よい例は、十一月の鹹殖の記事で、寶典に見える荆楚記の文が、分断されて、一部は一段上げのところに、一部は一段下げのところに配されているほどである。このような書式がいつから始まつたかは断定できないが、私は一應隋の杜公瞻の注釋本が、そのような形式であつたという推定をしてみたいと思う。

要するに一段上げ、一段下げの別が、宗懔書と杜公瞻注との別を示すものでないとするならば、われわれは、一應この一段上げと一段下げとを同一平盤に置いて、本文と注とのふるい分けをしなければならない。

さきに現行本の書式を以て本文と注とを区別することの不當であることを説破した余嘉錫氏は、それに代るべき区別法として、太平御覽の中に引かれている荆楚歲時記の断章が、大字の部と小字（割注）の部とに分かれていることに着目し、この大字と小字の別を以て本文と注との別を立てるべきであると提唱した。

御覽の荆楚歲時記に大字・小字の別があることは、杜公瞻注釋本がはじめそのような書式であつたことを推定させるに足るものであつて、余氏の着想はまことに卓見とすべきである。そして特に御覽の小字の文が、杜注であることは

（一）その中に北人の風俗を記している点、北人たる杜公瞻の筆らしく思われること（例、元日如願の記事・膠牙糖の記事・人日新菜の記事等）

（二）歳時広記に特に杜公瞻注として掲げられている文が、御覽の當該部分で小字となつていていること（例、歳時廣記卷五元日上、貼畫雞の記事、卷三四重九の記事）

等から考えて疑いの餘地はないと思う。

しかし御覽の大字の部が悉く宗懔書であるという余氏の説に對しては、私はなお若干の疑念を挿まさるをえない。それというのは前述の如く御覽の中の大字本文と、殆んど同じ文章が隋の杜台卿の寶典に見えていながら、それが「荆楚記云」と書かれてない場合があるからである。それを表示すれば次の通りである。

太平御覽所引荆楚
歲時記大字の部分

玉燭寶典の相似の文
(荆楚記と明記されてない)

（卷二〇時）立春日悉剪綵爲鷺以戴之、帖宜春之字、傳咸鷺賦有其言（傳咸鷺賦云）

（卷三〇時）正月七日爲人日（注）、序部立春、立春日悉剪綵爲鷺以戴之、帖宜春之字、傳咸鷺賦有其言（傳咸鷺賦云）

（卷一）俗同悉剪綵爲鷺子、置之簷楹、以戴、帖宜春之字、傳咸鷺賦云…

（同）七日名爲人日、家家剪綵、或鏤金薄爲人、以帖屏風、亦戴之頭髮、今世多刻爲花勝、像瑞圖金勝

（正月十五日）正月十五日、作豆糜加油膏其上、以祠門戶

（卷九一四）春分日、民並種戒火草於屋上

（附説）此月、民並種戒火草於屋上

上

(卷一〇) 六月必有三時雨、田家
以爲甘澤、邑里相賀曰嘉雨

(卷二四時) 八月十日、四民並以
朱點小兒頭、名爲天灸、以厭疾
也

(卷七二六方) ……此其會、擲教於
社神、以占來歲豐儉、或折竹以卜

(卷八四二) 十月一日黍臘、俗謂
之秦之歲首

(卷九七九菜) 仲冬、是月也、采
茹部蕪菁等雜菜乾之

(卷三三時) 村人並擊細腰鼓、戴
頭、及作金剛力士、以逐大疫
字其事同也

(卷三三時) 又爲藏鉤之戲、辛氏
以爲鉤弋夫人所起、周處・成公
綏並作彊字、藝經・庚闡則作鉤
字其事同也

いつたい玉燭寶典は、他書の記事を引くに當つて、その出典をか
なり忠實に示していると私は思う。事實、宗懷の荆楚記を引用する

(卷六) 此月之時必有時雨、穀梁
傳云、六月雨犧雨也

(卷八) 世俗八月一日、或以朱墨
點小兒額、爲天灸、以厭疾也

(同) 此會也、擲教於神前、
附說

(略) 占來歲豐儉、或折竹箇以占
之

(卷一〇) 十月周之蜡節、秦之歲
首

(卷二一) 又采經霜蕪菁葵等雜菜
以乾

(卷二二) 今世、村忌(民?)打
細腰鼓、戴胡公頭、及作金剛力
士、逐除其遺風

(同) 其夜爲藏鉤之戲、辛氏三秦
記云、昭帝母鉤弋夫人、手拳而
國色、今世人學藏鉤法、此藝經
云鉤弋夫人手捲、世人藏鉤法、
成公綏・周處並作彊字、藝經則
作鉤、庚闡藏鉤賦云、歡迎夜之
藏強、賞一時之戲……

際にもほんの數語の斷章(たとえば「冬至日、作赤豆粥」とか、
「家々爲黍臘」とかいう程度の短かい引用)のときですら、「荊楚
記云」と明記している。また正月十五日の油膏の條で、續齊諧記の
油膏の由來を語つた傳説を掲げたあとにも「荊楚記」と注して、傳説
の主人公の名が荊楚記では異つて、いることを明かにしている。そし
て寶典の中に「荊楚記云」としてある佚文や、荊楚記とは明記され
なくとも「南方の俗」とか「荊楚の俗」とか書かれて、荊楚記の一
部であることを推測させるような佚文、並びに佚文はなくとも、荊
楚記にそれに關する記事があつたことを推測させるような部分(前
膏粥の條)を數えるならば、それは十數條に達するのである。このよ
うに荊楚記よりの引用に當つて、その出典を明記する方針をとつて
いる寶典の撰者のことであるから、もし前掲表上段の御覽の大字の
ような文が、初めから荊楚記の中に書かれていたとすれば、その引
用に當つて荊楚記という書名を明記しない筈はないと思う。したが
つて前掲表の御覽の記事は(一)元來、宗懷の荊楚記にはその文が
なかつたのを、杜公瞻が増補したものであるか、(二)荊楚記に關
係記事はあつたが、杜公瞻がそれを改変したか、いづれかでなくて
はならぬ。したがつて、御覽の大字の部のすべてを宗懷の本文とみ
る余氏の説には私はにわかに賛成することができない。

要するに現在の段階においては、われわれは、秘笈本と御覽とに
對應する文があるとき、御覽の大字・小字の別によつて、杜注本に
おける主文と杜公瞻注の別を知るに止まるのである。そして杜注本
の主文の中から、宗懷書だけを完全に抽出することは、寶典等に荊

楚記の引文を見出す場合を除いては、原則的に不可能というより外はない。宗懷書に對して杜公瞻の加筆・改筆があり、且つその杜公瞻からも千三百年を距てて、宗懷の原文を抽出する何らかの規準をえられるならば、私にとつてこれにすぎる喜びはない。

1、私は陶珽説郛本を分析したとき、類書に出典がなく、秘本のみ合致する點が多くあることを指摘した。そのこと一つでも、秘笈本の基本的性格にふれたことになつてゐる筈である。

2、拙稿「書誌學的研究」八章。

3、元の一類書群書通要卷六節序門にはこの記事を少春、液雨の二つに分けて記しているが、書名はただ歲時記としている。

4、渡邊氏「説郛考」東方學報京都第九冊。

5、拙稿「書誌學的研究」六章に詳説した。

6、余氏「四庫提要辯證」史部地理類。

四、荊楚歲時記の復元

荊楚歲時記の原文復元に立先つて必要な議論は概ね前章において書された。そこで本章ではいよいよ資料そのものを具体的に提供しようと思うが、別宜上これを二部に分つこととする。

第一部

(1) 第一部では、現行秘笈本（以下秘本と稱する）をもととし、類書の佚文等と對校して、字句の修正・脱文の補足・衍字衍文の削除・錯簡の

修正を行う。したがつて第一部は嚴密にいえば原文復元というよりは、秘笈本の校訂である。

(2) 類書等の中に對應する佚文のあるものは、その都度これを注記する。なお「初學記・御覽」等と書いたのは、「初學記・御覽所引荊楚歲時記（又は荊楚記）」等の略である。

(3) 宗懷書の原形を復元することは現在では不可能である。以下に掲げるところは大体杜公瞻注釋書の面目を傳えるにすぎない。

(4) 秘笈本の中で、一段上げの部と一段下げの部とが並び存する項目においては、一段上げの部をその項目の見出しと解し、大字（九ポイント）一段上げに示すことにする。この部分のうち

(1) 宗懷の文であることが絶対に確實なものはゴチック活字とする。

(2) 杜公瞻の創作・改作に係ると思うものは、注において、そう推定する根據を示した。

(3) ゴチック活字でもなく、さればといて杜公瞻筆とも注記されない部分は、宗懷・杜公瞻いづれの筆とも決しがたいものであるが、特別の支障なき限り宗懷の文とみてよいであろう。

(5) 秘笈本の中で、全文一段上げとなつてゐるのは、やはり一段上げの形に掲げる。それが杜公瞻新設の文と思われるときは、そのことを注記した（例、戒火草の條）。

(6) 秘笈本の中で、一段下げになつてゐる部分には杜注本の中ににおける主文と、杜注とが混在していると思うので、次の方によつて、そのふるい分けを行う。

(イ) 御覽に對應する文があるときは、御覽の大字・小字によつて、杜注本における主文と注とを區別する。本文は大字（^九ポイント）

一段下げとし、注は小字（^八ポイント）二段下げとする。

(ロ) 御覽に對應する文がないときは、記事の内容によつて、できるだけ主文と注とを區別する。

(ハ) 杜注本における主文の大半が宗憲書であろうことは想像に難くない。杜公瞻の加筆改筆が加わらなかつたとは斷言できぬがそれを完全に指摘することは殆ど不可能である。なお寶典の引用文などによつて確實に宗憲の筆と判断できる部分はゴチック活字でこれを示す。

(ニ) 一應大字・小字の別を立てゝも、その論據不十分のもの、および區別をつける手がかりの全くないものは「」で圍むことにする。

(7) 一般に類書の佚文を過信する人が多いが、類書には撰者自身の考えによる節錄・他條の轉引・別々の項目の綴合せ、撰者の私見の附加等が少くないことを特に指摘しておきたい。

等一部原文

(1) 正月一日、是三元之日也。_{元始}⁽³⁾謂之端月

(4) 按史記云、正月爲端月、春秋傳、履端于始

1、「正月…之日也」、御覽卷九一八羽族部雞・卷二九時序部元日、ほど同

四、荊楚歲時記の復元

じ。宗憲の文か。

2、「元始也」、御覽卷二九時序部元日、小字分注とす。

3、「謂之端月」、杜氏の文と思われる。初學記卷四に「正月爲端月」と書き、これを荊楚記の文とせず寶典の文としているからである。

4、「按史記・于始」、寶典卷一附説に「史書謂爲端月、漢書表亦云、一月鶴鳴而起、春秋傳曰、履端於始」とあり。杜氏はこれによつて注を作つたのである。 (3) を杜氏の文とみる以上、これも杜注とみるべきであると思う。

二

鶴鳴而起

案周易⁽²⁾緯通卦驗⁽³⁾云、鶴陽鳥也、以爲人候四時、⁽⁴⁾使人得以翫首結帶正衣裳⁽⁵⁾

注云、案禮內則云、子事父母、婦事舅姑、鶴初鳴、咸⁽⁶⁾履櫛笑、則

惟其常、非獨此日、但元正之朝、存亡慶弔、官有朝賀、私有祭享、虔⁽⁷⁾恭復位、宜早于餘辰、所以標而異焉

1、本條全文を秘笈本より採り、主文と杜注の區別は御覽卷二九時序部元

日にしたがう。

2、「周易」、御覽、周書緯に作る。

3、「通卦驗」、御覽、「驗」の字なし。

4、「使人」、御覽、「使」の字なし。

5、「衣裳」、御覽、「正衣常也」に作る。

6、「盥」、御覽、「盥」とあるは誤。

7、「虔恭復位」、御覽、「虔恭宜早復位」に作る。

三

先於庭前爆竹⁽²⁾，以辟山臊惡鬼也。

按神異經、西方山中有人焉，其長尺餘，一足，性不畏人，犯之則令人寒熱，名曰山臊人。以竹著火中，爆音⁽⁴⁾，必有聲，而山臊驚懼遠去。⁽⁶⁾玄黃經所謂山臊鬼也。俗人⁽⁷⁾以爲爆竹燃草起於庭燎，家國不應濫於王者⁽⁸⁾。世傳以爲庭燎之禮非也。

1、「先於庭前爆竹」，寶典一月附說に

荊楚記云，先於庭前爆竹。

2、「燎竹」，宋の袁文の甕牕間評^(全書本による)卷三に

宗懷云，歲旦燎竹于庭，所謂燎竹者爆竹也。

3、「按神異經…遠去」，秘本の文。初學記卷四歲時部元日・御覽卷二九元

日の條はやゝ節略多し。

4、「人、以、紺珠集本・類說本は「以竹」に作る。この小字は後人の注か。

5、「音、紺珠集本、^(音)「^(音)に作る。「朴」・「音」は杜注とは限るまい。

6、「玄黃經…鬼也」，御覽卷二九はやゝ節略。

7、「俗人…王者」，秘本。御覽卷二九同文。なお初學記には「俗人」を「俗」に作る。

8、「世傳…非也」，紺珠集本^(靜嘉堂本)爆竹の條に

歲旦爆竹于庭，世傳以爲^(類說は世謂に作る)庭燎之禮非也，神異經云…とある。或いは宋人の補足かも知れないが疑いを存しつゝ、これを杜注として扱つた。

四

帖畫雞、或齧斷鑄五采及土雞於戶上，⁽²⁾懸葦索桃棒門戶上，却癘疫

也、造桃板著戶，謂之仙木，像鬱壘山桃樹，百鬼畏之，繪二神。

披甲持鉞，貼于門之左右，⁽⁷⁾左神荼，右鬱壘，俗謂之門神。

按莊周云，有挂雞于戶，懸葦索於其上，樹桃其旁，而百鬼畏之，玄中記曰，今人正朝作兩桃人，立門旁，以雄雞毛置索中，蓋遺

象也。

魏時人間議郎董助云，今正臘旦，門前烟火，桃神・絞索・松柏・殺

雞著門戶，逐疫禮歟，助答曰，禮十二月索室逐疫，懸門戶，⁽¹¹⁾磔雞⁽¹²⁾火行，故助行氣，桃鬼所惡，畫作人首，可以有所收縛，不死之祥

又桃者五行之精，能制百怪，謂之仙木。

按括地圖曰，桃都山有大桃樹，盤屈三千里，上有金雞，日照則鳴，下有二神，一名鬱，一名壘，並執葦索，以除不祥之鬼，⁽¹⁶⁾而殺之，即無神荼之名。

應劭風俗通曰，黃帝書稱，上古之時，有神荼壘兄弟二人，住度朔山下桃樹下，⁽¹⁹⁾簡百鬼，⁽²⁰⁾無道理，妄擾人，則援以葦索，執以食虎，于是縣官，臘除夕，飾桃人，垂葦索，畫虎于門，效前事也，⁽²²⁾以此鬼食虎，今虎或畫虎於門，此並其事，猛獸之聲，有加爆竹。

1、「帖畫雞…戶上」，寶典一月附說所引荊楚記の文。秘本は「齧」の字を「或」に作る。

2、「懸葦索…門戶上」，秘本これを缺く。歲時廣記卷五元日懸葦索の條によつて補う。なお御覽卷二九、「葦索」を「葦炭」に誤まり、「門戶上」

を「戸上」に作る。

3、「却厲疫也」、御覽によつて補う。

4、「造桃板・仙木」、秘本。

5、「像鬱壘・畏之」、歲華紀麗卷一元日の條に

歲時記元日造桃板于戸、謂之仙木、像鬱壘山桃樹、百鬼畏之。

とあり、御覽卷二九もほど同文である。いまこれによつて補足した。なおこの文は初学記では歲時記とせず寶典の文となつてゐるから、宗懶の筆とは考えにくい。

6、「繪・左右」、歲時廣記卷五元日繪門神の條。なお廣記には「歲旦」とあるが、ここでは省いた。

7、「左神荼・門神」、秘本。

8、「按莊周・畏之」、秘本。御覽卷二九、荊楚歲時記を列挙した中間に大

字でこれを掲げてゐる。恐らくは荊楚歲時記の引用文であろう。

9、「玄中記・遺象也」、この文は秘本には見えない。たゞ御覽卷二九に、前掲「莊周云」と同じように見えてゐるので、歲時記の引用文としてここに掲げた。なお末尾の「遺象也」は御覽では「遺勇也」とあるが、寶典所引の玄中記によつて、これを「遺象」と訂した。

10、「魏時・不死之祥」、秘本。御覽卷二九元日の條に、「應劭風俗通曰、有桃人・葦灰・畫虎……」と大字で書いたあとに、ほど同文の分注があつた。しかし、この風俗通も分注も、御覽の前後から推して歲時記の一部分らしい。

11、「磔」、秘本「磔」であるが、御覽によつて訂正。

12、「燐」、御覽は「燐」とあるが誤まりである。寶典卷一には「燐火」の文字がある。

四、荊楚歲時記の復元

13、御覽卷二九、このあとに「勦又云、正月一日爲雞……」の注があるが、

これは人日の條の注をここに轉引したものらしい。

14、「又桃者・仙木」、秘本。なお紺珠集・海錄碎事(宋・葉廷珪撰)卷三二下仙木の條ほど同文。但し「百怪」を「百鬼」に作る。

15、「按括地圖・無神荼之名」、秘本。御覽卷二九にも相似の文がある。

16、「繫而」、秘本には「得則」とあるが、いま紺珠集本・類説本によつて改めた。

17、「應劭・效前事也」、秘本による。

18、御覽卷三三臘條所引風俗通は「有神荼与鬱壘昆弟二人、性能伏鬼」に、卷九六七果部桃條所引風俗通は「兄弟二人曰茶与鬱律」に作る。

19、御覽卷三三・九六七共に「簡閱百鬼」に作る。

20、御覽卷九六七「掃一」を「掃^音」に作る。

21、御覽卷九六七「掃一」を「掃^音」に作る。

22、御覽卷二九には應劭風俗通の文を「有桃人・葦索・畫虎・鬱壘」と略記し、そのあとに「以此鬼」以下の文を掲げてゐる。

五

於是長幼悉正衣冠、以次拜賀、進椒酒、飲桃湯及柏、故以桃湯柏葉爲酒、進屠蘇酒、下五辛盤、膠牙糖、進敷于散、服却鬼丸、各進一雞子、凡飲酒次第從小起、梁有天下、不食葦、荊自此不復食雞子、以從常則。

按四民月令云、過臘一日、謂之小歲、拜賀君親、進椒酒、從小起、椒是玉衡星精、服之令人身輕能讀作老、柏是仙藥。

(7) 成公子安椒華銘曰、肇惟歲首、月正元日、厥味惟珍、蠲除百疾、是知小歲則用之、漢朝元正則行之。

典術云、桃者五行之精、厭伏邪氣、制百鬼、⁽¹⁰⁾今人進屠蘇酒・膠牙餳、蓋其遺事也

董助云、俗有歲首酌椒酒而飲之、以椒性芳香、又堪爲藥、故此日采

椒花以貢尊者飲之、亦一時之禮也、又晉海西令問助曰、俗人正日飲酒、先飲少者何也、助云、俗云少者得歲、先酒賀之、老者失歲、故

後飲酒、然則從小起、義在斯乎

(13) 周處風土記曰、元日造五辛盤、正月元日五薰練形、注五辛所以

發五藏之氣

即大蒜・少蒜・韭菜・雲薹・胡荽是也、⁽¹⁵⁾莊子所謂春正月飲酒葱、

以通五藏也、⁽¹⁶⁾食醫心鏡曰、食五辛以辟厲鬼

敷于散出葛洪練化篇、方用柏子・仁麻・仁細辛・乾薑・附子、等分

爲散、井華水服之、敷于散胡治方許出散、並有藥斤兩種類、⁽¹⁹⁾又天醫

方序云、江夏劉次卿見鬼、以正旦至市、衆鬼悉避、劉問書生曰、子

有何術以至於此、書生言、我本無術、出之日、家師以一丸藥、絳囊

裹之、令以繫臂、防惡氣耳、於是、劉就書生借具藥、至所見諸鬼處、

諸鬼悉走、所以世俗行之、⁽²⁰⁾其方武都雄黃・丹沙⁽²¹⁾二兩、⁽²²⁾五物合搗

洋五兩、蠟和令調如彈丸、正月旦、令男左、女右帶之

(23) 周處風土記云、正旦當吞生雞子一枚、謂之練形、又晨啖五辛菜、以

助五藏氣、則行之久矣、⁽²⁴⁾膠牙者、蓋以使其牢固不動、今北人亦如此、

熬麻子大豆兼糖散之、案練化篇云、正月旦吞雞子赤豆各二七枚、辟

瘟氣、又時後方云、旦及七日吞麻子小豆各十七枚、消疾疫、張仲景

方云、歲有惡氣中人、不幸便死、⁽²⁸⁾取大豆二七枚、雞子白麻子、并酒

吞之、然麻豆之設、當起於此、⁽²⁹⁾今則熬之、未知所據也

1、「進椒酒・柏葉爲酒」、秘本は「進椒柏酒、飲桃湯」を作るも、いま御

覽卷二九時序部元日によつて改めた。

2、「下五辛盤・膠牙餳」、御覽卷二九。なお秘本は「進屠蘇酒・膠牙餳・下五辛盤」としている。

3、「進敷于散、服却鬼丸」、秘本獨得の文。御覽卷二九には小字の杜注のみあつて、その見出しがない。

4、「凡・從小起」、この文は御覽卷二九所引四民月令に「又云進酒次第、當從小起」とあるのによつて、もと四民月令の一部であつたことがわかるが、杜氏はそれを引いて見出しどしたのであろう。

5、「梁・從常則」、秘本及び御覽卷二九。この文は、「梁」とか「荊」とかいうところから、宗懷の筆と想像される。

6、「按四民・枯是仙藥」、秘本。「從小起」までは年中行事秘抄正月朝賀事の條も同文。

7、「成公・用之」、秘本・御覽。「蠲除百疾」までは年中行事秘抄同文。

8、「漢朝・行之」、秘本のみの文。

9、「典術・制百鬼」、秘本・御覽。

10、「今人・遺事也」、御覽によつて補う。

11、「董助・後飲酒」、秘本・御覽注。

12、「然則・義在斯乎」、御覽注によつて補う。

13、「周處・五藏之氣」、御覽大字に作る。

14、「即大蒜・是也」、秘本のみの文。後出敷于散の杜注との語調の相似から杜注と判断した。

15、「莊子・五藏也」、秘本。御覽卷二九は「莊子曰」として、これを大字で記しているが、私は秘本に、「莊子所謂」とあるところから、この

文を杜注の一節とみた。御覽は誤まつてこれを大字としたのであろう。

- 16、「食醫心鏡・厲氣」、秘笈本のみに見える。確證はないが、前文のつゞきであるから杜注として扱つた。
- 17、「敷于散・服之」、秘本。御覽注同文。
- 18、「敷于散・兩種類」、陶宗儀説郛本敷于散の條によつて補う。御覽注は「又云敷于散出胡治方」とだけ略記している。
- 19、「又天醫方序云・世俗行之」、秘本のみに見える。御覽注はこの部分を「又方江夏劉次卿、受彈鬼丸」と略記している。
- 20、「其方・女右帶之」、御覽注による。秘笈本はやゝ節略がある。
- 21、「散・秘本「沙」を「散」に作る。
- 22、「五物・五兩」、秘本には見えぬ。御覽注による。
- 23、「周處・行之久矣」、御覽注。
- 24、「膠牙・亦如此」、同右及び秘本。
- 25、「熬麻子・散之」、秘本これを見出しつつして一段高く記しているが、これは傳寫の誤まりなるべく、御覽注にしたがい、杜注として扱うべきである。
- 26、「案練化篇方・當起於此」、秘本による。御覽卷二九注にも見えるが、「辟瘟氣、又時後方云、旦及七日、吞麻子少豆各十七枚」の二十一字を缺く。
- 27、「二」。秘本七枚とあるも御覽注によつて補う。
- 28、「二」。秘本「十七」とあるも御覽注によつて「二七」に改めた。
- 29、「今則・據也」、御覽注にだけ見える。

⁽¹⁾又以錢貫、繫杖脚、廻以投糞掃上、云令如願、⁽²⁾按錄異記、有商人區一作明者、過彭澤湖（清湖・清明湖）、有車馬出、自稱青湖君

（青洪君・青明君）、要明過家、厚禮之、問何所須、有人教明、但乞如願、及問、以此言答、青湖君甚惜如願、不得已許之、乃是少婢也、⁽³⁾青湖君語明日、君領取至家、如要物、但就如願、所須皆得、自爾商人、或有所求、如願並爲即得、數年遂大富、後至正旦、如願起晚、商人以杖打之、如願以頭鑽入糞中、漸沒失所、商人以杖打糞掃喚、如願竟不還也、⁽¹⁴⁾後商人家漸漸貧今北人正月十五日、立于糞掃邊、令人執杖打糞堆上云、以治腰痛、⁽¹⁵⁾又今人正旦以細繩繫偶人投糞掃中云、令如願、意者亦爲如願故事耳

1、「又以・令如願」、秘本及び御覽卷二九。

2、「按錄異記・漸漸貧」、秘本。御覽に相似の文あり。

3、「彭澤湖」、類說本「清湖」に、海錄碎事卷二天部元旦門所引「清明湖」に作る。

4、「清湖君」、御覽卷二九「清法君」に、海錄碎事「清明君」に作る。

5、「家」、秘本にのみ見える。

6、「是一少」、この三字も秘本のみ。

7、「青湖君語明・所須皆得」、同右。

8、「數年遂大富」、同右。

9、「如願以頭鑽」、同右。

10、「漸沒失所」、同右。

11、「商人以杖・不還也」、御覽によつて補う。

12、「家人・貧」、秘本のみに見える。

13、「今北人・治腰痛」、御覽による。

14、「正月十五日」、御覽注。秘本は「正旦夜」に作る。御覽注正月十五日は或いは誤まりではあるまいか。但し秘本の「夜」は不要であるう。

15、「治腰痛」、秘本「以苔假痛」とあるも、それでは文意不明。

16、「今人正旦」。紺珠集・類説によつて補う。但し御覽の「今人正月十五日」が、「今人正旦」の誤まりであれば、ここに同語を重ねる要はない。

17、「以細繩・故事耳」、秘本による。紺珠集・類説「糞埽」を「糞穢」に作る。

七

(1) 正月七日爲人日

(2) 薑助禮俗曰、正月一日爲雞、二日爲狗、三日爲豬、四日爲羊、五日爲牛、六日爲馬、七日爲人、(八日爲穀、其日陰晴、兆豐稔)

(4) 以七種菜爲羹

(5) 「食之令人無萬病」

(6) 薑綵爲人、或鏤金箔爲人、以貼屏風、亦戴之以頭鬢

(7) 正旦畫雞於門、七日帖人於帳、餘日不刻牛羊狗豬馬之像、而二日獨施人雞、此則未驗、今一日不殺雞、二日不殺狗、三日不殺羊、四日不殺豬、五日不殺牛、六日不殺馬、七日不行刑、亦此義也、但古乃磔雞、令畏鬼、今則不殺、未知孰是、(10) 北間於此日向辰、門前呼牛馬雜畜令來、乃置粟豆於灰、散之宅內云、以招牛馬、未知所出也

(11) 劉臻妻陳氏進見儀曰、七日上人勝子人、(14) 薑助曰、人勝者或剪綵、或鏤金箔爲之、帖于屏風上、或戴之、像人入新年形容改、從新也、舊以正月七日爲人、故名人日、剪綵鏤金箔爲人、皆符人日之意、與正旦鏤雞於戶同、今北人又有至人日諱食故菜、惟食新菜者、與楚諱食雞正相反、又造華勝相遺

(19) (20) 華勝起于晉代、見賈充李夫人典戒云、像瑞圖金勝之形、又取像西王母正月七日戴勝見武帝於承華殿也

(22) 登高賦詩

(23) 郭緣征述征記云、(24) 魏東平王龜、七日登壽張縣安仁山、鑿山頂爲會望處、

刻銘於壁、文字猶存、銘云、正月七日、厥日爲人、策我良駟、陟彼安仁、老子云、衆人熙熙、如登春臺、如享大牢、楚詞云、日極千里、傷春心、則春日登臨、自古爲適、但不知七日竟起何代、晉代桓溫參軍張

(28) 望、亦有正月七日登高詩、近代以來南北同耳

北人此日食煎餅於庭中、作之云薰天、未知所出也

1、本條の見出しが秘本では「正月七日、爲人日以七種菜爲羹、翦綵爲人、或鏤金箔爲人、以貼屏風、亦戴之頭鬢、又造華勝以相遺、登高賦詩」となつていて、いま寶典卷一を見ると、これに相似の文を引きながら、「荊楚記云」としていらない。思うに宗懷書にはこの記事がなかつたか、あつたとしてもほど簡単なものであつたろう。それを杜公瞻が寶典を参考にして新たな項目を増置したのであろう。なお秘本の杜註には多少の錯簡がある。その混乱を訂正するためと、見出しどと杜註とを対應させるために、本條は、これを五つに分断してみた。

なお「正月・人日」の文は、秘本の外、類聚卷四歲時部人日、初學記同條、六帖卷一同條、御覽卷三〇時序部人日みな同文。

2、「薑助・爲人」、初學記及び御覽注。秘本ほど同じきも「豬」と「羊」との順異なる。

3、「八日・兆豐稔」、紺珠集本に見える。秘本の「以陰晴、占豐耗」はやや簡単である。この一文が歲時記に初めからあつたかどうかは疑わしい。何となれば、宋の黃朝英の緋素雜記卷四「人日」の條をみると

案(スルニ) 宗懷荊楚歲時記云、正月七日謂之人日、採七種菜以爲羹、剪綵爲人、或鏤剪金薄爲人、以貼屏風、亦戴之頭鬢、求之

經典、罕有此事、唯魏東平王倉爲安仁峯銘云、正月元七、厥日惟人、乘我良駒、陟彼安仁、載在名集、此爲證、又北史魏收傳云、魏帝宴百寮、問何故、名曰人曰、……、晉議郎董勛答問禮俗云、正月一日爲雞、七日爲人、然東方朔占書、有八日爲穀、而收所引董勛之語、止及于七日、何邪、然安仁峯銘、所用亦云七日爲人、而宗懷指此爲證、蓋宗懷又未嘗見東方朔占書、而妄爲之說也……（本による）

とあつて、北宋末の學士黃朝英の見た歳時記には「正月八日」のことは書かれてなかつた筈である。したがつてここに掲げた八日に關する記事は、元來は歳時記の文でなく、何人かが東方朔占書等をよんで、ここに附記したのが傳寫の間に歳時記の文章のようになつてしまつたのである。したがつて、この條は本來削除されねばならないものと思う。

4、「以・羹」、秘本・類聚・初學記・白帖・御覽（卷三〇時序部・卷九七六菜部菜）同文。

5、「食之・萬病」、年中行事抄正月上子日・明文抄卷一天象部所引荊楚歲時記。和歌童蒙抄卷二時節春、ほど同文であるが「令人」の「令」字を缺く。

これら日本側の佚文を紹介された坂本博士は、この一句が歳時記の

原文であつたかどうかを疑つておられる。私もこの點について斷案を下せないが（中國側の文献には不思議に七種羹についての説明が見出されない）疑問を存しつゝ一應これを杜注として扱つてみた。

6、「翦綵・頭鬢」、秘本及び御覽卷三〇。

7、「正旦・於帳」、秘本及び御覽卷二九元日條注。

8、「餘日・未喻」、秘本に見えるが、この注の配置には錯簡がある。この

四、荊楚歳時記の復元

文が杜注であることは宋の陳元靚撰歳時廣記卷五元日上・貼畫雞の條に杜公瞻注歳時記云、餘日不刻牛羊狗豬馬之像、而二日獨施人雞、此則未喻、予以意度之、正旦畫雞於門、謹始也、七日貼人於帳、重人也、あるのによつて明らかである。

9、「今一日・孰是」、秘本及び御覽卷二九。

10、「北問・未知所出」、御覽同條。秘本もほど同じいが、「北問」を「荊人」としているのは誤りであろう。

11、「牛馬雜畜」、秘本は「牛羊雞畜」に作る。

12、事類統編卷五八日の條に

異散灰於荆俗。

歳時記置粟豆於灰、散之室内、以招失馬

とある。

13、「劉臻・子人・秘本」なお歳時廣記卷八鑑金薄の條にも見えるが、そこには「陳氏」の名を逸している。

14、「董勛・之像」、秘本のみに見える。

15、「人入・從新也」、秘本及び御覽卷三〇注。

16、「舊以・人日」、同右。二書共にこの記事の前に華勝の記事を掲げているがそれは錯簡と思われる。

17、「翦綵・戶同」、秘本及び御覽卷三〇注。御覽はこの前に「今北人、此日亦有諱食菜者、與楚食正反」とあるが、錯簡である。

18、「今北人・相反」、秘本による。

19、「又造・遺」、秘本及び御覽。

20、「華勝・金勝之形」、秘本及び御覽注。

21、「又取像・承華殿也」、秘本。御覽注は「又取像西王母戴勝也」と略記

して いる。

咸鷺賦云」と略記する。

22、「登高賦詩」、秘本のみの記事。

23、「郭緣征：登春臺」、秘本。御覽注は東平王翕の銘を録せず、「文字猶在」のあとに「所戴銘辭即此處」とだけ略記している。

24、「魏東平王翕」、陶珽説郛本「魏」を「宋」に作るも誤りであろう。紹素雜記卷四是「翕」を「倉」に作る。

25、「策」、紹素雜記は「乘」に作る。寶典卷一所引の銘は「策」に作る。

26、「如享大牢」、御覽卷三〇注のみに見える記事。

27、「楚詞云：南北同耳」、御覽。秘本は「晉代桓溫」の「晉代」を逸す。

28、「北人：所出也」、秘本。御覽は「薰天」を「薰火」（麓山本）に作る。湖北通志卷二二政典風俗の條・歲時廣記卷九食煎餅の條所掲述征記・明の程羽文撰「歲芳華」（檀几叢書所收）等はみな「薰天」に作つてゐるから、「薰火」は誤りであろう。

八

立春之日、悉翦綵爲鷺、以戴之、帖宜春二字于門

宜春二字傳咸鷺賦有其言矣、賦曰四時代至、敬逆其始、彼應運於東方、乃設鷺以迎至、翬輕翼之岐岐、若將飛而未起、何夫人之功巧、式儀形之有似、銜青書、以資時、著宜春之嘉社

1、「立春二字」、秘本及び事類賦卷四歲時部春の條。御覽卷二〇時序部立春の條は「二字于門」の四字を缺く。本條寶典卷一に相似の文があるが「荊楚記云」となつてゐない。恐らくは杜氏の増置または改筆に係ると思う。

2、「于門」、歲時廣記卷八貼春字の條所引荊楚歲時記による。

3、「宜春二字傳咸鷺賦有其言矣」は秘本のみにある。御覽・廣記共に「傳

4、「賦曰：嘉祉」、秘本による。

5、「四時代至、敬逆其始、彼應運於東方」、御覽・廣記共に「四氣代王、敬逆其始、彼應運而方鑠」に作る。

6、「功巧」、御覽・廣記、「巧」に作る。

7、秘本には傳咸鷺賦の前に

按、綵燕即合歡羅勝、鄭毅夫云、漢殿闕簷、雙綵燕、並知春色上釵頭という文があるが、これは後人の讒入である。

九

立春之日、爲施鈎之戲、以綆作箋纜相骨、綿亘數里、鳴鼓率之、求諸外典、未有前事、公輸子遊楚、爲戴舟之戲、其退則鈎之、進則強之、名曰鈎強、遂以鈎爲戲、意起于此、涅槃經曰、闕輪⁽²⁾輪索、其外國之戲乎、今鞶韁亦鈎之類也

1、本條、陶宗儀説郛本施鈎の條による。秘本も大體同じである。この條は南方獨得の遊戯を記したのであり、おそらく宗懷の書であろう。なお陶珽説郛本はこの條を寒食節に繋けてゐるが、説郛本に「立春之日」と明記されている以上、立春に配するのが穩當であろう。

2、「輪骨索」、秘本により「骨」を挿入。

3、「外國」、陶珽説郛本がこれを「鞶韁」に作るのは誤りであろう。

正月十五日、作豆糜、加油膏其上、以祠門戶

齊諧記曰、正月半、有神降陳氏之宅、云是蠶神⁽³⁾、若能見祭、當

令蠶桑百倍、疑非其事、祭門、備之七祠

今州里風俗、是⁽⁴⁾一作日祠門戶、其法先以楊枝挿於左右門上、隨

楊枝所指、乃以酒脯飲食、及豆粥・餅糜挿箸而祭之

續齊諧記曰、吳縣張成夜起、見一婦人立於宅東南角、舉手招成、成即

就之、謂成曰、此地是君家蚕室、我即此地之神、明年正月半、宜作白

粥、泛膏於上、以祭我、當君蚕桑百倍、言訖而去、遂失所在、成如言爲作膏粥、自此以後、年年大得蚕、今世人正月十五日、作粥禱之、加以肉覆其上、登屋食之、咒曰、登膏糜、挾鼠腦、欲來不來、待我三蠶老、是則爲蚕逐鼠、與齊諧記相似、又覆肉、亦是覆膏之理

石虎鄴中記、正月十五日、有登高之會、則登高、又非今世而然者也

1、「正月十五日・祠門戶」、秘本。御覽卷三〇時序部正月十五日・卷八五九飲食部糜粥の條同文。この見出しは宗慤の文でなく、杜氏の増置した見出しの文であると思う。何となれば、(イ)これと相似の文が寶典卷一にあるが荊楚記となつておらず、(ロ)初學記卷四もこの文を寶典の文として引いており、(ハ)内容的にも、後出の「今州里風俗」以下の文と重複しそぎるからである。

2、「齊諧記・挿箸而祭之」、秘本及び御覽卷三〇。玉燭寶典には、後出の如き、主人公を吳縣の張成とする續齊諧記の文を引いたあとに、「荊楚記云陳氏」とある。この注によつて考えれば、この部分(主人公は陳氏)が宗慤書であることは、ほど確實であろう。

3、「蚕神」、御覽卷三〇「蚕室」に作る。いま卷八二五蚕部によつて改めた。

4、「今州里・祭之」、秘本。御覽の方は省略が多い。

5、「續齊諧記」以下、秘本による。御覽注にもほぼ同様の記事があるが、「續齊諧記」を「齊諧記」と誤まる上に、秘本の詳密に及ばない。

6、「膏糜」、秘本「高糜」とあるが、歲時廣記卷一祭蚕室の條所掲の壺

四、荊楚歲時記の復元

中贊錄の記事によつて膏糜と改めた。

7「諧」、御覽によつて補う。

其⁽¹⁾夕迎紫姑、以⁽²⁾卜將來⁽³⁾蚕桑、并占衆事

按劉敬叔異苑云、紫姑本人家妾、爲大婦所妬、正月十五日、感激而死、故世人作其形于廁中、迎之、卜咒云子胥不在^{云是、}其壻、曹夫人已行^{云是、}其姑、小姑可出

平⁽⁵⁾原⁽⁶⁾昌⁽⁷⁾孟氏恒不信、嘗以是日迎之、遂穿屋而去、自爾廁中著以敗衣、蓋爲此也、洞覽⁽⁹⁾時鏡洞覽記云、是帝嚳女、將死

云、平生好樂、至正月半、可以衣見迎、又其事也、⁽¹⁰⁾雜五行書廁神名後帝、異苑曰、陶侃如廁見人、自云後帝、著單衣平上橫、謂況曰、三年莫說、貴不可言、將後帝之靈馮紫姑而言矣

俗云、溷廁之間、必須靜⁽¹¹⁾淨⁽¹²⁾、然後致紫姑、

1、「其夕・ト」、秘本。初學記卷四歲時部正月十五日・御覽卷三〇時序部正月十五日、同文。

2、「將來・衆事」、陶宗儀說郛本紫姑の條および秘本のみに見える。3、「按劉敬叔・少姑可出」、陶宗儀說郛本。御覽・秘本は「^{云是、}其姑⁽¹³⁾」を大字本文としているが、説郛の方が勝つている。

4、「異苑・神來也」、御覽卷三〇注。秘本「異苑又云」を「或」に作る。

5、「平原・又其事也」、秘本。御覽に相似の文あり。

6、「平昌」、御覽「平原」を「平昌」に作る。

7、「恒不信」の三字、説郛本には見えぬ。秘本・御覽による。

8、「廁中」の二字も同様。

9、「時鏡洞覽記」、秘本・御覽共に「洞覽」に作るが、歲時廣記卷一「賽

紫姑の條に、
異苑……又時鏡洞覽記曰、帝譽女將死云、生平好樂、正月十五日、可

來迎我……

とあるのによつて書名を詳記した。

10、「雜五行書……而言乎」、説郛本及び秘本のみに見える。主文か杜注かは

斷定できない。

11、「俗云……致紫姑」、秘本及び御覽。

12、「淨」、御覽「靜」を「淨」に作る。

一一

正月未日夜、蘆葦火照井廁中、(則)百鬼(皆)走

1、「正月……走」、御覽卷一九時序部春・歲時廣記卷一「照百鬼同文」。

2、「則」、秘本。

3、「皆」、明の高濂撰遵生八箋卷三、四時調攝正月事宜及び清の程景沂撰
遊戲錄下(續知不足)所引荊楚記。

一二

元日至于月晦、並爲酺聚飲食、士女泛舟、或臨水宴樂

毎月皆有弦望晦朔、以正月初年時、俗重以爲節

玉燭寶典曰、元日至月晦、人並酺食、渡水士女悉湔裳、酌酒於水湄、

以爲度厄、今世人唯晦日臨河解除、婦人或湔裙

又是月民並脯食、□□之名、又似之矣、出錢爲釀、出食爲脯、

竟分明、擲虜(擲)名爲博射、藝經爲擲博

二月八日、釋氏下生之日、迦文成道之時、信捨之家、建八關齋戒

一四

5、「玉燭……湔裙」、秘本。初學記。なお歲時廣記卷一「三湔裙裳」の條所引荊楚歲時記には玉燭寶典の名を逸している。

序で乍ら、宋の姚寬撰西溪叢語卷下(源本討)に、北史寶泰の母が風雷を夢みて娠んだが、期になつても子を産しないので、巫者の言にしたがい、河を度り、裙を湔いだところ、對岸に人がいて貴子の生誕を予言した。そして生れたのが泰であつたという話を引き、そのあとに別見荊楚歲時記と注している。渡河湔裙の解釈として興味があるのでここに附記しておく。

6、「又是月……擲博」、秘本による。御覽卷二九時序部元日の條に相似の文がある。

7、「□□之名」、秘本には「□□之名」とあり、御覽にはたゞ「之名」としか書かれてない。

8、「擲虜」、御覽卷二九「擲擲」に作る。

1、「元日……飲食」、秘本。類聚卷四歲時部月晦・初學記卷四同條・白帖卷一晦日・御覽卷三〇時序部晦日、みな同じ。

2、「士女……宴樂」、初學記及び御覽卷三〇。

3、秘本、「宴樂」を「宴會」に作り、その下に「行樂飲酒」の四字がある。しかしこの四字は、後人が歲華記麗卷一に「荊楚歲時記云、元日至晦並行樂飲酒」とあるのをみて附加したものらしく思われるから、ここには削除した。

・車輪寶蓋・七變八會之燈、(故至今二月八日)平旦執香花、遶城

一匝、謂之行城

(按)本起經、二月八日夜、淨居諸天、共白太子、今者正是出家之時、車匿自覺、犍陟不復噴鳴、太子放身光明、獅子吼言、諸佛出家之法、我亦如是、諸天捧馬、四足并按、車匿釋桓、因執蓋、北門自開、諸天歌讚、至于天曉、行已三輪闡那、又本行經云、鬼星已與月合、帝釋諸天唱言、時至、太子聞已以手拔髮令瘠、諸天捧馬出、至聞王內、則行城中矣、故今二月八日平旦執香、行城一匝、蓋起于此、又阿那經云、二月八日、當行八關之戒、文佛經云、在家菩薩、此日當行八關之齋戒

1、「二月八日…謂之行城」、秘本による。歲華紀麗卷一、二月八日の條・

歲時廣記卷二〇・建變燈の條・八十六種本漢魏叢書王謨識語ほど同文。

2、「故至今二月八日」、紀麗には「故云…」とあり、廣記には「至今…」、とある。いま両者の長をとつた。

3、「接本起經」以下。秘本獨得の記事である。荊楚歲時記にこのような文があつたかどうか、一應疑われぬこともないが、歲華紀麗に「謂之行城、事見注」とあるところから、これを信用してみた。

一五

(1)春分日、民並種戒火草於屋上、有鳥如烏(鴟)⁽²⁾、先鷄而鳴、架架格格、民候此鳥(鳴)⁽⁴⁾則入田、以爲催人架(鶴)⁽⁵⁾⁽⁶⁾犁格也、

1、本條、「春分…屋上」、寶典に同文を掲げ乍ら「荊楚記云」といつていい。けだし杜公瞻の増置に係る文であろう。「春分…爲候」、御覽卷九一四羽族部鳥の條及び秘本同文。

四、荊楚歲時記の復元

2、「有鳥」以下は、宋の権願撰爾雅翼卷一六釋鳥隼の條に

荊楚歲時記稱、四月有鳥、如鳥鳴、先雞鳴、云加格加格、民候此鳥鳴。

則入田、以爲催人犁格也

とあるのを参考すべきである。但し爾雅翼がなぜこれを四月にかけたか

點については、農業史専攻家の教示をえたい。

3、「鴟」爾雅翼によつて補う。

4、「鳴」同。

5、「催」御覽は「候」に作るが、爾雅翼によつて「催」(促す)に改めた。

6、「人架犁格也」この五字は秘本に缺けている。

7、「鶴」爾雅翼は「架」を「鶴」に作つている。意味は「鶴」に違いないが、御覽がこれを架に作つたのは鳥の鳴聲の「架格」と對比させるためである。

一六

(1)社日、四隣並結綜會社、牲醪(牢)⁽²⁾爲屋於樹下、先祭神、然後饗(享)⁽³⁾其胙、

鄭氏云、百家共一社、今百家所社綜、即共立社之義也、

1、「社日…其胙」、事類賦卷四歲時部春・歲華紀麗卷一社日・御覽卷三〇時序部社日・年中行事秘抄二月明獻胙事の條、みな同文。歲時廣記卷一四結綜社の條・秘本ほど同じ。

(2)「牢」、秘本「膠」を「牢」に作る。

3、「享」廣記及び秘本、「饗」を「享」に作る。

4、「鄭氏…社綜」御覽・秘本。

5、「共立社之義也」は紀麗に「即立社之義也」、御覽に「即共立之社也」、秘本に「即共立社之爲也」とあるの長所を綴つた。

去冬節（至）一百五日、即有疾風甚雨、謂之寒食、禁火三日、造

鶴大麥粥、⁽¹⁾

按歷合在清明前二日、亦有去冬至一百六日者

⁽²⁾昔、介子推、三月五日爲火所焚、晉人哀之、每歲春暮、爲不

舉火、因以寒食、謂之禁烟、至今晉人重此禁、犯之則雨雹傷其

田

陸翻鄴中記曰、寒食三日、作醴酪、又煮糯米及麥爲酪、擣杏仁、

煮作粥

⁽³⁾玉燭寶典曰、今人悉爲大麥粥、研杏仁爲酪、引鶴沃之、

孫楚祭子推文曰、黍飯一盤、醴酪一盤、清泉甘水、充君之厨、

今寒食有杏酪麥粥、即⁽⁴⁾是其類⁽⁵⁾事也

⁽⁶⁾舊俗以介推焚骸、有龍忌之禁、至其月咸言、神靈不樂舉火、

後漢周舉爲并州刺史、移書於介推廟云、春中食寒一月、老小不堪、今則三日而已

⁽⁷⁾謂冬至後一百四日、一百五日、一百六日也

⁽⁸⁾季操曰、晉文公與介子綏俱亡、子綏割股、以啖文公、文公復

國、子綏獨無所得、子綏作龍蛇之歌而隱、文公求之不肯出、乃

燔左右木、子綏抱木而死、文公哀之、令人五月五日不得舉火

⁽⁹⁾又周舉移書及魏武明罰令、陸翻鄴中記並云、寒食斷火起於子

推、季操所云子綏即推也

⁽¹⁰⁾又云五月五日、與今異、皆因流俗所傳、據左傳及史記並無介

推被焚之事、周禮司烜氏、仲春以木鐸修火禁於國中、注云爲季

春將出火也、今寒食準節氣、是仲春之末、清明是三月之初、然

則禁火、蓋周之舊制也

1、「去冬節・寒食」、初學記卷四歲時下寒食・御覽卷三〇時序部寒食・秘

本。古今合璧事類全書卷八天時部・事林廣記甲集卷三節令門・宋、吳曾

撰能改齋漫錄卷八寒食疾風甚雨の條所引荊楚歲時記・類說本は「冬節」を

「冬至」に作る。

2、「有疾風甚雨」、寶典卷二に

去冬至一百五日、謂爲寒食之節

荊楚記云。疾風甚雨。今亦不然。

とある。

3、「按歷・一百六日」、秘本。御覽注ほど同じ。

4、「（昔）…傷其田」、歲時廣記卷一五辨冷食の條。秘本・紺珠集・類說

ほど同文。「昔」の一字は類說のみにある。この文は宗懷の原文か杜注か詳かでないが、この文がなくては疾風甚雨の意味が全然わからないのであるから、おそらくこれは、宗懷が初めから記した文であろうと思う。

5、「陸翻・作粥」、秘本。御覽にはこの文を荊楚歲時記の次に並べている。

おそらくは歲時記の一部をなしていたのである。歲時廣記卷一五煮綿酪の條に、この記事と後掲の孫楚祭子推文を掲げ、そのあとに「又見荊楚歲時記」とあることからも、それが歲時記に引かれていたことが知られる。

6、「玉燭・沃之」、秘本。御覽は鄴中記の記事に續けてこの文を大字で記しているが、杜註として切離すべきであろう。

7、「孫楚・其類也」、紺珠集、杏仁麥粥の條による。秘本・類說ほど同文。

8、「是」、御覽、「即」を「是」に作る。

9、「事」、秘本、「類」を「事」に作る。

10、「舊俗」三日而已」、秘本。

11、「謂冬至後一百六日也」、(3)の語調と似るところから杜注と解した。

12、「琴操曰：不得舉火」、秘本及び初學記卷四寒食の條。

13、「又周學即推也」、秘本及び初學記。なお御覽には、古今藝術圖の記事の次に、「又接」としてこの文を掲げているが、これは數條をへだてて前の「荊楚歲時記曰」に續くものとみるべきである。

14、「又云：周之舊制也」、秘本及び初學記。この條、御覽前條につづけて「又云」となつてゐるが、これも歲時記の一部と判断される。

一八

寒食挑菜

按如今人春日生菜

1、この條、全文秘本のみにしかない。餘りに簡に失するきらいがないでもないが、この記事を疑う根據もない。

2、「按：生菜」、人日の條の杜注に、

今北人又有至人日諱食故菜、惟食新菜者

という記事がある。新菜を食うのは北人の風であるから、本條も北人杜公瞻の注とみるのが正しいであろう。

一九

又爲打毬・蹴毬之戲

〔按劉向別錄曰、寒食蹴鞠、黃帝所造、本兵勢也、或云、起於

戰國、案鞠與毬同、古人踢蹴以爲戲也〕

(3) 每春節、縣長繩於高木、士女咸集、絃服靚裝、坐立其上、(4) 推引之、以爲戲、曰蹴毬、古今藝術圖云、蹴毬本北方山戎之戲、

以習輕趨者、後中國女子學之。
楚俗謂之施鈎、涅槃經又謂之骨索

1、「又爲之戲」、秘本。この簡単な文は杜氏のつけた便宜の見出しにすぎないのではあるまいか。

2、「按劉向：爲戲也」、秘本。初學記卷四ほど同文。

3、「每春節：蹴毬」、紺珠集本による。類説は誤まつて骨索と題している。

歲時廣記卷一六蹴毬戲の條はやゝ節略がある。

本條の末尾に「涅槃經曰：今蹴毬施鈎之類也」という注がある。この注は施鈎の條の点で似てはいるが、同一の遊戯ではない。したがつて「楚俗謂之施鈎」というのは、施鈎の實體を知らぬ人の遠斷である。私はここで、楚俗以下は北人たる杜公瞻の注の文章と判断する。

4、「共」類説・廣記共にこの字がない。或いは衍字か。

5、「古今：輕趨者」、秘本。初學記卷四ほど同文。

6、「後中國：學之」、秘本のみの記事。

7、「楚俗：骨索」、この文は施鈎の條で私が杜注と判断した部分(註2)と内容的に一致するし施鈎と蹴毬を混同している點からも北人杜公瞻注と思われる。

8、打毬・蹴毬の記事は秘本では立春の條にかけているが、初學記・御覽共にこれを寒食の行事としている。思うにこの條は初めは寒食のところにかけてあつたが、その注の中に蹴毬と施鈎とを同じものとし、しかも施鈎は立春の行事であるところから、後世の人が、故意にこれを立春のところに移したのであろう。

二〇

鬪雞⁽¹⁾・餽雞子、鬪雞子、

玉燭⁽²⁾寶典曰、此節城市尤多鬪雞⁽³⁾（鬪卵）之戲、左傳⁽⁴⁾（春秋）有季邱鬪

雞、其來遠矣、

古之豪家、食稱畫卵、今代猶染藍青雞色、仍加雕鏤、遞相餉遺、或置盤俎、管子曰、雕卵然後燭⁽⁶⁾（斷）之、所以發積藏散萬物、張衡⁽⁷⁾南都賦曰、春卵夏筍秋韭冬菁、便是補益滋味、其鬪卵則莫知所出、董仲舒書云、

心如宿卵、爲體內藏、以據其剛、髮鬪鬪理也、

1、「鬪雞・雞子」、秘本。初學記卷四歲時部寒食同文。この要目の羅列の如き見出しあは、宗懷の文ではあるまい。

2、「玉燭・遠矣」、秘本と寶典卷二を対照した。

3、「鬪卵」、寶典によつて補う。初學記は「鬪雞卵」と作るもそれでは文意が通じない。

4、「春秋」、寶典「左傳」を「春秋」に作る。

5、「古之・萬散物」、秘本。寶典は^ゞ同文。

6、「淪」、初學記は「斬」に作るも、「淪」の方が寶典に近い。

7、「張衡・冬菁」、寶典には張衡の南都賦を掲げず、夏侯湛の梁田賦・嵇含の雞賦を掲げている。思うに南都賦は杜公瞻が寶典の文を變改したのであらう。

8、「其鬪卵」以下、秘本・初學記。寶典同文。

二

（1）三月三日、四民並出江渚池沼間、臨清流、爲流杯曲水之飲

〔按韓詩云、唯溱與洧、方洹洹兮、唯士與女方秉簡（簡？）兮、

注謂今三月桃花水下、以招魂續魄、以祓除歲穢〕

〔周禮女巫、歲時祓除歲浴、鄭注云、今上巳水上之類、司馬彪禮儀志曰、三月三日、官民并禊飲東流水上、彌驗此日、南嶽記云、其山西曲水壇、水從石上行、士女臨河^{一作壇}、三月三日所逍遙處〕

〔按統齊諸記云、晉武帝嘗問尚擊虞曰、三日曲水、其義何指、虞答曰漢章帝時、平原徐肇、以三月初生三女、至三日俱亡、一村以爲怪、乃相與携之水濱盥洗⁽⁵⁾（携酒至東流水邊、洗滌去災）、遂因流水以泛觴、曲水⁽⁶⁾（之義）、起於此也、帝曰、若此說⁽⁷⁾（如所談）、便非嘉事、尚書郎東晉曰、擊虞小生、不足以知此、臣請說其始、昔周公卜城洛邑、因流水以泛酒、故逸詩云、羽觴隨波流、又秦昭王三月上巳、置酒於河曲、有金人自東而出、奉水心劍曰、令君制有西夏、及秦弱諸侯、乃因其處、⁽⁸⁾（立）爲曲水、二漢相沿、皆爲盛集、帝曰善、⁽⁹⁾（賜金五十斤、左遷擊虞、爲陽城令）〕

〔周處及吳徵注吳地記則又引郭虞三女並以上巳日死、故臨水以消災、所未詳也、張景陽洛禊賦、則洛水之遊、傅長虞⁽¹¹⁾神景文、乃園池之宴、孔子曰暮春浴乎沂、則水濱禊祓由來遠矣〕

1、本條は全體として陶宗儀説郭本による。秘本も同系統の文なので相照した。

なお「三月三日・曲水之飲」は、初學記卷四歲時部三月三日・歲華紀麗卷一上巳・御覽卷三〇時序部三月三日・歲時廣記卷一八宴江渚等に相似の文がある。

2、「按韓詩・歲穢」、類書等に對應する文がないが、宋の黃朝英撰緇素雜記卷四曲水の條に〔叢書本〕

……又荊楚歲時記云、案詩曰溱與洧方涣涣兮、唯士與女、方秉簡兮、

注曰、今三月桃花水下、以招魂續魄、祓除氣(歲?)穢……

とあるのによつて、それが荊楚歳時記の一部であることが確認される。

3、「周禮女巫…逍遙處」、説郭本及び秘本獨得の記事である。

4、「按續齊諧記…爲陽城令」、この文は初學記卷四に、

荊楚歳時記曰、三月三日、土人並出水渚爲流杯曲水之飲

注曰、續齊諧記…爲陽城令

とあるのによつて杜註と判断した。

5、「酒至…去災」、説郭本之を缺く、秘本によつて補う。

6、「之義」、同右。

7、「如所談」、同右。

8、「立」、同右。

9、「賜…陽城令」、同右。

10、「周處…由來遠矣」、これも説郭及び秘本獨得の文である。こここの部分

は、「三月の祓禊」を郭虞の三女の死によつて解釋するのは正しくなく、

むしろその由來をもつと古いところに求むべきだ、という議論である。

前掲続齊諧記を杜注と考える以上は、この文も杜注と認めらるべきであらう。

11、「神泉文」、秘本には「禊飲文」に作り、陶珽撰説郭本は「神全文」に

作る。いま陶宗義本を探る。

一一

是日取黍(鼠)麴菜汁(3)作羹、以蜜和粉、謂之龍舌粡、以厭時氣

1、この條、秘本による。白帖卷一、三月三日・政和證類大觀本草卷一

鼠麴草・歲時廣記卷一九粉鼠耳、ほど同文。

2、「鼠」、大觀本草・廣記卷一九、「黍」を「鼠」に作る。

四、荊楚歳時記の復元

3、「黍麴汁」、廣記卷一八宴江渚の條に

荊楚歳時記、取黍麴汁、和蜜爲食、以厭時氣、一云用黍麴、和菜作羹。

とある。歲華紀麗卷一上已の條は、「一云」以下と同文である。南宋時代にはこのように傳えた書もあつたらしい。

一一

四月(1)（也）(2)、有鳥、名穫穀、其名(鳴)(3)（聲）自呼、農人候此鳥

（鳴）(4)、則犁把上岸(則云)犁根岸、

按爾雅云、鴟鳩鵠鞠、郭璞云、今布穀也、江東呼穫穀、崔寔政論云、

夏扈趨耕(耘)鋤、即鷄脂玄鳥、鳴(呼)穫穀則夏扈也

1、この條、秘本により、御覽卷二二時序部夏中・卷九一四羽族部鳥の條を對照した。御覽卷九一四は、これを「夏七月」としているが、これは

四月の誤りであろう。

2、「也」、御覽卷二二によつて補う。

3、「鳴」・「聲」、それぞれ御覽卷二二・九一四による。

4、「鳴」、御覽卷九一四は同様に作るが、卷二二は「犁根岸」とし

てある。

5、「犁把上岸」、御覽卷九一四は同様に作るが、卷二二は「犁根岸」とし

てある。

6、「按爾雅…夏扈也」、秘本及び御覽卷二二時序部夏の條注による。

7、「耘」、御覽卷二二、「耕」を「耘」に作る。

8、「呼」、御覽卷二二、「鳴」を「呼」に作る。

（1）四月八日、諸寺(各)設齋、以五色香水(以香湯)浴佛、共龍華

會、以爲彌勒下生之徵也

〔按高僧傳、四月八日浴佛、以都梁香爲青色水、鬱金香爲赤色

水、丘隆香爲白色水、附子香爲黃金水、安息香爲黑色水、以灌佛頂〕

1、「四月：龍華會」、秘本及び宋陳元靚撰事林廣記甲集卷三節令門四月八日。

2、「各」、歲華紀麗卷二、四月八日・歲時廣記卷二〇作龍華によつて補う。

3、「以香湯」、紀麗・廣記、「五色香水」を「香湯」としているが、略文である。

4、「以爲：微也」、紀麗・廣記によつて補う。

5、「按高僧傳：佛頂」、秘本及び事林廣記。

二五

〔¹四月十五日、〔²天下〕僧尼〔³此日〕就禪刹掛塔、謂之結夏、又謂之結制〕

〔蓋夏乃長養之節、在外行則恐傷草木虫類、故九十日安居

禪苑〔⁵林〕宗規云、祝融在候、炎帝司方、當法王禁足之辰、是釋

子護生之日

至七月十五日、應禪寺掛搭僧尼、盡皆散去、謂之解夏、又謂之解制

禪苑宗規云、金風漸漸、玉露瀼瀼、當覺皇解制之辰、是法歲周

圓之日、大藏經云、四月十五日、坐樹下、至七月十五日、僧尼

坐草、爲一歲、禪談語錄、謂之法歲〕

1、この條、秘本をもととし、事林廣記甲集卷三節令門を對照した。

2、「天下」、事林廣記。

3、「此日」、同。

4、「結制」、事林廣記・紀纂淵海卷八五結夏の條、これを「解制」に作るも、秘本および歲時廣記卷二九周法歲の條に「結制」としているのが正しい。

5、「禪林宗規」、事林廣記はここで「禪苑」を「禪林」に作るがこのあとでは「禪苑」に作つてゐる。

6、「法王：之日」、歲時廣記はこの文を冒頭に出して荆楚歲時記四月十五日乃至王禁足之辰釋子護生之日、僧尼以此日……としているが、原文の形を變改したのである。

二六

〔¹五月俗稱惡月、多禁、忌曝牀薦席及忌蓋屋

按異苑云、新野庾寔、嘗以五月曝席、忽見一小兒死在席上、俄而失之、其後寔子遂亡、或起於此

〔風俗通曰、五月上屋、令人頭禿〕

或問董勛曰、俗五月不上屋、云五月人或〔⁴脫〕上屋見影魂便去〔⁵亡〕、

勛答曰、蓋秦始皇自爲之禁、夏不得行、漢魏未改、按月令、仲夏可以居高明、可以遠眺望、可以升山陵、可以處臺榭、鄭玄以爲、順陽在上

也、今云不得上屋、正與禮反、敬叔云、見少兒死、而禁暴席、何以異

此乎、俗人月諱、何代無之、但當矯之、歸于正耳、

1、この條、秘本をもととし、御覽卷二二時序部夏の條を參照した。特に「惡月多禁」の文字は秘本にしか見えぬ。

2、異苑の記事の扱いかたについていこゝに一言する。御覽卷二二によると

又〔¹荊楚歲時記〕曰、俗忌五月曝牀薦席

異苑云、新野庾寔……或於此〔²或問董勛曰……但當矯之歸于正〕

とある。一見異苑の新野の庾寔の記事は荊楚歲時記と別の史料のようにも思われるが、異苑が、「或問董勛曰」以下の長い注を伴なつていたとは考えられない。してみると、この異苑の文は一應荊楚歲時記の中の引

〔按大戴禮曰、五月五日薈蘭爲沐浴、楚辭曰、浴蘭湯兮、沐芳華〔蕙〕、今謂之浴蘭節、又謂之端午〕

用文であり、董勛以下は杜注であると解せられる。
たゞここに一つ辯じておかねばならないことは、同じく御覽卷三一時
序部五月五日の條に

文
2

又荆楚歲時記曰、是月俗忌蓋屋及曝薦席

風俗通云、五月蓋屋令人頭禿、又異苑云新野庾寔家、嘗以五月暴席、忽有一小兒於席下

俄失所在、其後寔女子遂亡、相傳彌以忌、爲此條通五月事、今附於是

という記事についてである。もし、御覽の小字を杜注とする原則を以てすれば御覽卷三一注の異苑は杜注ということになり、御覽卷二二における

る異苑の扱いかたと矛盾することになる。しかし、御覽卷三一の末尾を

「出の繩第三（三）」が、今、要

よむと
此の條（曇周のこと）は
やけに五月の事ばかり
一 徒

（蓋處のこと）に附記する」と書いてあります。これはどう考

御覽の撰者の言葉としか思われない。そうだとすると、卷二

徒賢の持ての書類を不思議に見し、之を取て、

に便宜に附記された異苑の文は荊楚歲時記の原形を正確に傳えたものと

よ考えうれぬ。そこで私は巻二一を捨てて、巻二二にしたがつた。

卷之三

〔風俗通・頭禿〕 確證はないが、後注（董勛曰）に舉する主文とみると

のが自然ではあるまいか。

卷之三

〔脱御覽卷二〕或〔を脱〕に作る。

「一」、同、「去」を「止」を作る。

卷之三

二二七

謂之浴蘭節。四民並躡百草之戲，採艾以爲人形。

上、以囊毒氣（辟惡）、以菖蒲或蘋或屑以泛酒

元一
上卷

四、莉楚歲時記の復元

「荊楚之俗五月五日云云」としている。

是日競渡採雜藥

10、「故」、秘本・初學記のみに見える。

11、「師曠・先生」、初學記・御覽卷三一ほゞ同文。このあとに「艾是也」とあるのは秘本獨得である。

12、「今人・戴之」、古今合璧事類全書卷九天時部戴艾虎の條所引の歲時記が最も詳しい。秘本には「至有如黑豆大者」の七字がない。

なお清の蕭雲澤撰月日紀古卷五上を見ると

金門歲時記（唐逸名氏撰金門歲）五日刻蒲爲人、結艾如虎、少如豆人、

以戴之

としており、清の秦嘉謨撰月令粹編卷九、五月五日艾虎の條をみると、事類全書と同文の記事を歲時雜記（宋、呂原明撰）より引いている。したがつて、この部分は、後人が他書を衍入した疑いも濃厚であるが、にわかに斷案を下すことはできない。

二八

是日競渡採雜藥、

按、五月五日競渡、俗爲屈原投（死）汨羅之日、傷其死所、故

並命舟楫以拯之、（至今爲俗）、舸舟取其輕利、謂之飛鳧、一自

以爲水車、一自以爲水馬、州將及士人、悉臨水而觀之、蓋越人以舟爲車、以楫爲馬也、

（8）

〔邯鄲淳曹娥碑云、五月五日、時迎伍君、逆濤而上、爲水所淹、斯又東吳之俗、事在子胥、不關屈平也、

越地傳云、起於越王勾踐、不可詳矣〕

（9）是日採雜藥、夏小正云、此日蓄藥、以蠲除毒氣

1、「是日競渡採雜藥」、秘本による。初學記卷四採艾懸於戶上の條に、

という文がある。思うに初め宗懷書にその文があつたのを、杜公瞻が「渡」の一字をそこに挿入し、競渡と採雜藥との二行事の見出しに作りかえたのではあるまいか。御覽卷三一には

按荊楚歲時記云、宗則・用灸有驗、是日競渡採雜藥

となつてゐるから、北宋初期に、すでにこのような見出しができていたことはたしかである。

2、「俗爲・拯之」、寶典卷五附説に

南方民又競渡、世謂屈原汨羅之日、並擗拯之

とあり、明記されてはいないが、その背後に荊楚記の記事の存在が想像される。年中行事秘抄五月五日條に

屈原死汨羅之日、傷其死所、並命舟楫以拯之、至今爲俗

とあるのも、明文はないが荊楚記らしい。

3、「死」、年中行事秘抄、「投」を「死」に作る。

4、「至今爲俗」、秘抄及び歲時廣記卷二競龍舟の條による。類聚卷四歲時五月五日には

今日競渡是其遺跡

とあり、白帖卷一、五月五日・事林廣記甲集卷三節令門端午の條には遂因而爲俗

とある。大体、このような意味の言葉が原文にあつたのであるう。

5、「舸舟・水馬」、秘本及び御覽。紺珠集・類説はやや簡単である。

6、「州將・觀之」、秘本、御覽、及び歲時廣記卷二沿鳧車の條。

7、「蓋越人・爲馬也」、秘本、類説、古今事類全書卷九天時部。

8、「邯鄲淳・不可詳矣」、秘本獨得の記事。宗懷はおそらく競渡行事の由

來を屈原の故事に結んだだけであつたのを、杜公瞻が更に議論を展開させて、事は屈原のみに限らないと説いたのではあるまいか。もし宗憲が、屈原以外の例を引いていたとしたら、玉燭寶典がそのことに論及しない筈はないと思う。かく考えて私はこの部分を特に杜注として扱つた。

9、「是日・毒氣」、秘本。歲時廣記卷二二採雜藥の條に

荊楚歲時記、五月五日、競採雜藥、可治百病。

とある。しかしこの「可治百病」は下文の夏小正の意改かも知れないので、ここには採らなかつた。

二九

周處風土記曰、仲夏端午烹鷺角黍、以夏至日、用菰葉裹黏米煮爛、

二節日所尙啖也、⁽⁵⁾一名糉、一名角黍

民並斬新竹筍、爲筒糉、菰葉插頭、⁽⁶⁾纏五絲縷⁽⁹⁾投江中、以爲辟水厄、士女或取菰葉插頭、⁽⁷⁾五絲繩繫⁽⁸⁾臂、謂爲長命縷

1、本條、秘本には

夏至節日食糉

按周處風土記謂爲角黍、人並以新竹爲筒糉、菰葉插頭、五絲繩臂、謂爲長命縷

となつてゐる。しかし、糉(ちまき)を食べるのは、ひとり夏至節のことではなく、端午にもそうであつたから、この見出しおかしい。また秘

本の周處風土記の文にも非常に節略の多いことは、綿素雜記卷五に見える荆楚歲時記の文と較べてもすぐわかる。更に「人並…」以下は明かに宗憲書の一部であるが、これにも節略が多い。要するに秘本のこの條は全く信用するに値しない。

思うにこの條は、秘本系統本が唐五代の間に傳寫されてゆく間に著し

四、荊楚歲時記の復元

く節略されてしまつたか、あるいは何等かの事情で秘本系統本から脱落してしまつたのを、元明ごろの人が御覽卷九二竹部竹の條から佚文を出して補足したか、いずれかであろう。

2、「周處・角黍」、綿素雜記卷五端午に
(守山周叢書本)

余按宗憲荊楚歲時記、引周處風土記云、仲夏端午、烹鷺角黍……

とあるのに従う。

3、「以夏至日・一名角黍」、爾雅翼卷一釋草庶(菰?)の條に

荊楚俗、以夏至日、用菰葉裹黏米煮爛、二節日所尙、一名糉、一名角黍

とあるのに従う。

4、「菰葉」の二字、寶典卷五所引風土記の文による。

5、「啖也」の二字、同右。

6、「民並・長命縷」、寶典卷五、本朝月令五月五日節會事、爾雅翼卷九釋木棟の條等の文は大同小異である。

7、「筒」、本朝月令は「首」に作るが「筒」の方がよいであろう。

8、「纏」、爾雅翼のみにある。

9、「投」、爾雅翼には脱漏。

10、「繩臂」、本朝月令。寶典は「繩臂」に作り、爾雅翼及び紺珠集・類說本長命縷の條は「纏臂」に作る。

三〇

以五絲繩臂、名曰辟兵(鬼氣)、令人不病瘟、又有條達等組織雜物、以相贈遺、取鵠鵠教之語

〔一名長命縷、一名續命縷、一名辟兵縷、一名五色絲、一名朱_百索、名撥甚多、赤青白黑以爲四方、黃居中央、名曰璧方、綴於胸前、以示婦人蚕功、(傳聲者誤以爲辟兵)、

或問辟五兵之道、抱朴子曰、以五月五日作赤靈符、著心前、今釵頭符是也)

〔按孝經援神契曰、仲夏靈始出、婦人染練、咸有作務〕、(5) 日月星辰、

鳥獸之狀、文繡金縷貢獻所尊、〔詩之繞臂雙條達是也〕

(6) 此月鴟鴞子、毛羽新成、俗好登巢、取養之、必先剪去舌尖、以教其語、(7) 俗謂之花鴟

1、本條は殆んど秘本を採用した。この見出しが項目の羅列に近く、杜公

瞻編集の匂いが強い。

2、「鬼氣」、事林廣記甲集卷三節令門端午の條によつて補う。御覽卷三一

時序部五月五日所引風俗通は「及鬼」に作る。

3、「一名長命縷・雙條達是也」、秘本では、

(A) 孝經援神契曰……(組織雜物の説明)

(B) 一名長名縷……(辟兵の説明)

(C) 赤青白黑……(同)

(D) 詩云繞臂雙條達……(組織雜物の説明)

(E) 或問辟五兵之道……(辟兵の説明)

となつてゐるが、見出しと較べると錯簡があるらしいので、B・C・E

・A・Dの順に配列しなおした。

なおこの部分を杜注と判断したのは確證はないのであるが、「今釵頭符是也」・「雙條達是也」という語調が、いかにも説明文臭く、その上、後述するように「日月星辰云々」の文の如く明らかに杜公瞻の筆と思われる文がその中に含まれてゐるからである。

4、「傳聲者・辟兵」、この文字は寶典卷五及び演繁露端午絲索の條に引くところの裴元の新言の文よりとつて補つた。この一文がないと、辟兵の

解説に、なぜ璧方のことが書かれたのか全く理解できないからである。

5、「日月星辰・所尊」、寶典卷五附説に

北土又有爲日月者、或至文綃金縷、帖畫、盡貢獻所尊

とある。秘本には「北土」の文字が落ちてゐるが、要するにそれが北方の風俗であることは明かで、したがつてこの文が南人たる宗懶の筆であるとは思われない。

6、「此月以教其語」、秘本。紀麗卷二端午に相似の文がある。御覽卷九

二三羽族の條は「必先剪去舌尖」の六字を缺く。

7、「俗謂之花鴟」、御覽及び爾雅翼卷一四釋鳥鴟鴞の條によつて補う。

三一

夏⁽¹⁾至日、取菊爲灰、以止小麥蠹、

接干寶變化論乃云朽稻成虫、朽麥爲蛻蝶、此其驗乎。

1、この條、秘本による。御覽卷二三時序部夏下はやゝ省略がある。

2、「乃」、御覽によつて挿入。

3 4、「朽」、御覽には見えぬ。

5、「此」、同右。

三二

(1) 六月必有三時雨、田家以爲甘澤、邑里相賀曰嘉⁽²⁾ (喜) 雨

1、寶典卷六附説の條に

此月之時、必有時雨、穀梁傳云、六月雨悽雨也

という相似の文があり乍ら、荊楚記となつてゐない。してみると、本條はあるいは杜公瞻の増置に係るものかもしれぬ。本條・秘本の外、御覽卷一、天部雨・細素雜記卷五三、伏の條所引荊楚歲時記同文である。

2、元闕名氏撰群書通要卷二(別藏所收)天文門雨類、ほど同文であるが、嘉
雨を喜雨としている。

二二

伏日並作湯餅、名爲辟惡(餅)

〔按魏氏春秋、何晏以伏日食湯餅、以巾拭汗、面色皎然、乃知
非傅粉、則伏日湯餅、自魏已來有之〕

1、「伏日・辟惡」、寶典卷六附說所引荊楚記と全く同じ。その他、初学
記卷四伏日・事類賦卷四夏・御覽卷三一時序部伏日・卷八六〇飲食部餅
類說等同文である。

2、「辟惡餅」、紀麗卷二伏日・紺珠集・歲時廣記卷二五食湯餅・宋、程大

昌撰演繁露卷一五不托の條・秘本、みな「餅」の字を附す。

3、「魏氏春秋・有之」、何晏の話の出典を魏氏春秋と記しているのは秘本
だけである。

三四

七月七日、此夜世謂爲牽牛織女聚會之日(夜)

〔戴德云、是日也、織女東向、蓋言星也、春秋斗運樞云、牽牛
神名略、石氏星經云、牽牛名天關、佐助期云、織女神名收陰、
史記天官書云、是天帝外孫、傅玄擬天問云、七月七日、牽牛織
女會天河、此則其事也〕

(6)

此出於流俗小書、尋之經史、未有典據

〔牽牛星、荊州呼爲河鼓、主關梁、織女星則主瓜果〕

(9) 河鼓黃姑牽牛也、皆語之轉

(10) 漢武帝、令張騫使大夏尋河源、乘槎經月而至一處、見城郭、如

四、荊楚歲時記の復元

官府、室内有一女織、又見一丈夫牽牛飲河、騫問曰、此是何
處、答曰、可問嚴君平、織女取榰(支)機石、與騫、而還後至

蜀問君平、君平曰、某年月日、客星犯牛女、所得榰機石爲東朔

所織

〔嘗見道書云、牽牛娶織女、借(取)天帝二萬錢下禮、久不還、
被驅在營室中〕

1、「七月七日・聚會之日」、陶宗儀說郛本による(說郛この條を逐除)。

2、「世謂」、說郛本には「此夜云」とあるが、いま歲時廣記卷二六七夕上
によつた。

3、「夜」、秘本による。

4、「戴德・此則其事也」、說郛本・秘本獨得の記事。

5、「日」、說郛本「月」とあるが、秘本は「日」に作る。

6、「此出・典據」、歲時廣記卷二六出流俗の條に「晉傅玄擬天問、七月七
日牽牛織女、會於天河、杜公贊注、此出於流俗小書、尋之經史、未有典
據」とある。この文は廣記獨得である。

7、「牽牛星・主瓜果」、秘本及び古今事類全書卷一〇天時部。

8、「星」、秘本、この字脱落。

9、「河鼓・語之轉」、秘本による。歲時廣記卷二六黃姑星の條に
杜公贊注梁宗懷荊楚歲時記云、黃姑即河鼓也、蓋語訛所致云

とある。大体同義である。

10、「漢武帝・東朔所織」、歲時廣記卷二七得機石の條による。癸辛雜識前
集卷二八乘槎の條にも「及梁宗懷荊楚歲時記、乃言武帝使張騫使大夏、
尋河源、乘槎見所謂織女牽牛」とある。なお御覽卷五一地部石の條に

荊楚歲時記曰、張騫尋河源、得一石、示東方朔、朔曰、此石是天上織

女支機石、何至於此

とある。これは前掲廣記の文を要約したのであろうが、やゝ内容を變改したようである。

ところで秘本に掲げる話は張茂先の博物志と同じで、張騫という名を

明記せず、たゞ「近世有人」とだけしている。思うに宋代の人は、この

話の主人公が張騫となつてゐるのに不審をいだいたらしく、歲時廣記卷二七七夕中乘浮槎・同得機石・古今事類全書卷一一天時部・宋周密撰癸

辛雜識前集卷二八乘槎・宋吳曾撰能改齋漫錄卷六浮柂^{アマ}等には、いづれも、

それが宗懔の附會であろうと疑つてゐる。また下つて元王瑩撰群書類編

故事卷一（別藏宛委）天文類乘槎犯牛斗の條も同様の疑いをのべてゐる。

そこで後世、秘本系統本を見た人（おそらくは明人）が、舊來の張騫を主人公とする傳説を削除し、それに代うるに博物志の文を以てしたので

はあるまい。しかし水經注卷二に引く涼土異物志によると

葱嶺之水、分流東西、西入大海、東爲河源、禹記所謂崑崙者焉、張。

騫使大宛、而窮河源、謂極于此、而不達崑崙

とあり、張騫が河源を尋ねたといふ傳えは南北朝時代に存したのであるから、敢えてこれを削除する必要はない。それ故に私は秘本のこの部分

は後人の改變として信用せず、歲時廣記の文をここに採用した。

11、「支機石」、御覽、「堵」を「支」に作る。

12、「營見…營室中」、秘本・紺珠集及び類説。

13、「借」、歲時廣記卷二六借聘錢の條「取」に作る。

14、「中」、廣記同條、事類全書卷二〇この字を缺く。

二五

是夕人家婦女、結綵縷、穿七孔針、或以金銀鑄石為針、陳几筵酒

脯瓜果於庭中、以乞巧、有喜子、綱於瓜上、則以爲符應

〔按代王傳曰、寶后少頭禿、不爲家人所齒、遇七月七日夜、人

看織女、獨不許后出、乃有神光照室、爲后之瑞〕

宋孝武七夕詩曰、迎風披綵縷、向月貫玄針是也、

〔周處風土記曰、七月七日、其夜灑掃庭中、露施几筵、設酒脯時菓、散香粉于筵上、以祀河鼓^{即牽}牛也、織女言、此二星神當會、

守夜者、咸懷私願〕

〔或云、見天漢中有奕奕白氣、或光輝五色、以爲徵應、便拜得福、然則中庭祈願其舊俗乎〕

1、本條は全體として秘本を採用した。

2、「是夕…以爲」、寶典卷七正説に、

荊楚記云、南方家結縷、穿七孔針、或金銀鑄石爲針、設瓜果於中庭、以乞巧、有懃子、綱其瓜上則以爲得

とある。秘本の文と大同小異で、これが宗懔書であることはたしかである。なお御覽卷三一時序部七月八日・卷九七八菜茹部瓜の條にも類似の記事があるが、若干省略がある。

3、「代王傳」、秘本「世王傳」と作るも、いま寶典卷七によつて代王傳とした。

4、「宋孝武七夕詩」、御覽卷三一の分注。杜注であろう。

5、「或云…得福」、秘本の外、白帖卷一、七月七日・紀麗卷三七夕の條に見える。歲時廣記卷二六無稽攷の條に

荊楚歲時記云、七夕河漢間、奕奕有光景以爲候、是牛女相過、其説皆怪誕、七夕乞巧見於周處風土記

とある。その説が怪誕であるかどうかは別として、南宋時代のテキスト

にこのような文の出ていたことは疑いの余地がない。

三六

七月十五日、僧尼道俗、悉營益供諸佛⁽²⁾

按孟蘭盆經云、有七葉功德、並幡花、歌鼓、果食、送之、蓋由此也。

⁽³⁾

經又云、目連見其亡母生餓鬼中、即以鉢盛飯、往餉其母、食

未入口、化成火炭、遂不得食、目連大叫、馳還白佛、佛言、汝母罪重、非汝一人所奈何、當須十方衆僧威神之力、至七月十五日、當爲七代父母厄難中者、具百味五菓、以箸盆中、供

養十方大德佛、勅衆僧、皆爲施主、呪願七代父母、行禪定意、

然後受食、是時目蓮母、得脫一切餓鬼之苦、目蓮白佛、未來

世佛弟子、行孝順者、亦應奉孟蘭盆供養、佛言大善、故後代

人因此廣爲華飾、乃至刻木割竹飴蠟剪綵⁽⁵⁾、模花葉之形、

極工妙之巧

1、「七月…由此也」、秘本。御覽卷三時序部七月十五日・歲時廣記卷二

九供寺院の條ほど同じ。

2、「諸佛」、說郛本は「諸仙」に、廣記は「諸寺院」に、御覽は「諸寺」

に作る。いま陶珽說郛本によつた。秘本の「諸仙」は「諸佛」の誤記である。

3、「經文云…工妙之巧」、秘本。御覽ほど同文。

4、「代」、御覽によつて補う。

5、「綵縷」、御覽、「剪綵」を「綵縷」に作る。

三七

四、荊楚歲時記の復元

八月雨、謂之豆⁽²⁾花雨

1、この條、秘本による。歲時廣記卷三荳花雨・紺珠集・類說ほほ同文。
2、「荳」、廣記、「豆」を「荳」に作る。

三八

八月一日、四民並以朱墨點小兒額、名爲天灸、以厭疾也、又八月

民俗、以錦綵爲眼明囊、記曰、赤松子此日以囊承柏樹下露、爲宜眼、遞相餉遺

〔按述征記云、八月一日、作五明囊、盛取百草頭露洗眼、令眼明也。〕

續齊諧記云、弘農鄧紹、嘗以八月旦入華山採藥、見一童子執五

綵囊、承柏葉上露、如珠滿囊、紹問用此何爲、答曰、赤松先生、取以明目、言終便失所在、今世人八月旦作眼明囊、此遺像也。〕

或以金箔爲之

遞相餉焉

1、「八月一日」、寶典卷八附說に

世俗八月一日、或以朱墨……

とあり、歲華紀麗卷三、八月・萬花谷卷四歲時雜日も八月一日としている。

これに對し御覽卷二四時序部秋上及び歲時廣記卷三厭兒疾には

八月十日、四⁽⁴⁾民、以朱點……

としている。これは「八月一日、四民……」とあるべきものが、宋代ごろ誤まつて「八月十日、四民……」と書いたテキストが通行したことをお語るのである。そして秘本もまたそれを襲つたに違ひないが、のち更に傳寫のうちに誤まりを生じて、現在のよう

八月十四日、民……

となつてしまつたらしい。

この條は寶典に相似の文をあげながら、「荊楚記云」としていないところをみると、杜公瞻が宗懷書に筆を加えた文章かも知れぬ。

2、「墨」・寶典・紀麗・秘本にあり、御覽・廣記には缺けている。

3、「八月民俗：遞相餉遺」、御覽卷七〇四服用部囊の條に

八月民俗、以錦綵爲眼明囊、記曰、赤松子此日以囊承柏樹下露、以爲相賜、或以金薄爲之遞相餉遺

とあり、卷二四時序部秋の條に

又曰以錦綵爲眼明囊、赤松子以八月、囊承柏樹露、爲宜服、後世以金薄爲之、遞相餉遺

とあるのを参照して、秘本の缺を補つた（御覽引用文中のマルの部分）。

なお寶典卷八には

荊楚記云、錦綵、或以金薄爲之、遞相餉遺

とある。宗懷の荊楚記はもつと詳しきつたであろうが、その全文はわからぬ。なお困學紀聞卷一四考史の條に

荊楚風土記、以五綵結眼明囊、相傳赤松子以囊盛柏露、飲之而長生。あるらしいが「飲之而長生」の五字は他に見られぬ記事として注目に値する。

三九

(1) 九月九日、四民並籍野飲宴、佩茱萸、食餌、飲菊花酒、云、令人長壽

(2) 九月九日宴會、未知起於何代、然自漢世以來未改、今北人亦重此節、

近代皆(多)宴設於臺榭

(6) 又續齊諧記云、汝南桓景、隨費長房遊學、長房謂之曰、九月

九日、汝家中當有災厄、急令家人縫囊、盛茱萸、繫臂上、登山飲菊花酒、此禍可消、景如言、舉家登山、夕還、見雞犬牛羊、

一時暴死、長房聞之曰、此可代也、今世人九日、登高飲酒、婦

人帶茱萸、蓋始於此

1、「九月：飲宴」、初學記卷四歲時部九月九日及び秘本。御覽卷三二時序部九月九日の條、「飲讌」に作る。

2、「佩茱萸：長壽」、藝文類聚卷八九木部茱萸の條所引荊楚記。秘本では同文を杜注「亦重此節、近代皆」の中間に配しているが、私はこれを見出しの文章がここに混入したものと考えた。

3、「九月九日：臺榭」、御覽注及び歲時廣記卷三四重九、秘本ほど同文である。ところでここに注意されるのは御覽・廣記共に「杜公瞻云」としていることであり、また秘笈本・說郛本が「按杜公瞻云」としていることである。このことは、一見秘本が御覽や廣記の佚文の輯抄であることを立證するものであるが、私はあながちそうとばかりはいえないと思う。その理由は（一）輯抄本を作るほど的人が杜公瞻の名をここに残してしまつようなく手ざわをすることは容易に考えられず、（二）またもしこの條を御覽・廣記から引くほどならば、秘本が御覽・廣記にあら他の貴重な佚文の、多くを掲げ落して、いるのも腑に落ちないからである。私は秘本の「杜公瞻云」は、御覽・廣記の成つた以後の人が、秘本系統の書の行間または欄外に注記したのが、傳寫のうちに誤まつて本文となつてしまつたと考えたい。

4、「自漢以來」、御覽には「自漢世來」とあり、廣記には「自漢世以來」とある。ところが、秘笈本は「自漢至宋」と記している。秘本のこの誤

まりも、秘本が宋以後の輯抄本であるという根據になりうるかも知れないが、私はそのように穿つた考え方をせず、むしろ最初には、廣記のようになつたのが、傳寫の誤まりで

自漢世以來。

とつたのが、傳寫の誤まりで
自漢至宋。
となつたのであらうと思う。

5、「多」、御覽注・廣記、「皆」を「多」に作る。

6、「續齊諧記」以下。秘本による。初學記はほど同文であるが、末尾を「今世人登高是也」と結び、「……飲酒、婦人帶茱萸囊、蓋始於此」を缺く。

四〇

(1) 十月朔日、(2) 俗謂之秦之歲首、(3) 家家爲(4) 人皆食(5) 未詳黍臘之義、(6) 今北人此日設麻羹豆飯(7) 炊乾飯、以麻豆羹沃之(8) 當

爲其始熟嘗新耳

(9) 〔繩衡別傳云〕、十月朝(10) 朔、黃祖在櫻櫻上、會設黍臘是也」

1、この條、「十月朔日……嘗新耳」のところは、秘本と御覽卷八四二、百穀部黍の條とは同文である（但し秘本は未詳以）。しかしこれは共に錯簡と節略があるらしい。秘本が御覽と同じ誤まりや省略を行つてあるところをみると、一應秘本の文が、御覽から輯録されたとも見られるが、しかし秘本には御覧にもない繩衡別傳を掲げたりしているから、むしろ、御覽が秘本系統を踏襲したともいえるのであつて、この條を以て秘本輯抄本説の根拠とするのは當らぬと思う。

2、「俗謂……歲首」、秘本及び御覽。但し兩書とも「十月朔日、黍臘、俗謂……」を作つてゐるのは錯簡であらう。

四、荊楚歲時記の復元

3、「家家爲黍臘」、寶典卷一附説に

荊楚記云、朔日家々爲黍臘

とある。秘本・御覽たゞ「黍臘」を作るは傳寫中の節略であらう。

4、「人皆食」、歲時廣記卷三七黍臘の条は「家家爲」を「人皆食」に作る。

5、「未詳黍臘之義」以下、秘本による。「今北人」とある」とから推して、これは杜公瞻の文と思われる。御覽はこれを大字に作つてあるが、前述の如く御覽の本條は節略・錯簡もあることであるから、杜注を誤まつて本文の形に記したのではないかと想像される。

6、「今北人此日」、歲時廣記はこの五字なく、
人皆食黍臘、則炊乾飯以麻豆羹沃之

を作つてある。しかし、もし黍臘すなわち麻羹豆飯のことであるならば、それは「始熟嘗新」の意味をもつてこと明白であつて、そうなると「未詳黍臘之義」という一句は何のことやらわからなくなる。

これは、南方の黍臘の由來がよくわからないので、便宜、北方の麻羹豆飯の意義を見て類推の資けとするということであるから、黍臘と麻羹豆飯は別の地域の相異なる行事とみるべきであろう。したがつて歲時廣記が「今北人此日」を「則」と書きかえたのは、不當である。

7、「炊乾飯……沃之」、廣記は「設麻羹豆飯」を「炊乾飯、以麻豆羹沃之」に作る。

8、「嘗爲……嘗新耳」、秘本及び御覽。

9、「繩衡……是也」、秘本のみの記事。

10、「朝」、「朔」の誤まりではあるまいか。

四一

又天氣和緩似春、故曰小春、此月內雨、謂之液雨、百虫飲而藏蟄、

俗呼爲藥水、至來春二月雷鳴啓蟄

1、本條、秘本は十月朔日の條にかけているが、これは朔日に限る記事ではないから、ここに獨立させた。

2、「又・小春」、秘本および事林廣記甲集卷四節令門小春の條。群書通要卷六節令門小春類ほど同文。

3、「此月內雨・啓蟄」、事林廣記によつて補う。群書通要ほど同文。清の蕭雲澤の月日紀古卷一〇上十月月令所引歲時記はやゝ節略がある。思うに秘本ははじめこの文を掲げてはいたが、傳寫の間に脱文を生じたのであらう。秘本が、かりに通説のよう明代の輯本であるならば、事林廣記の小春の條の一部分を掲げて、他の部分を掲げてないことが却つて理解できぬことになる。

四二

仲冬之月、采擷(結、經)霜蕪菁葵等雜菜乾之、並爲鹹菹

有得其和者、並作金釦色、今南人作鹹菹、以糯米熬搗爲末、并爲研胡麻汁、和釀之、石庵^音責令熟、汁既甜脆、汁亦酸美、呼其莖金釦股、醒酒所宜也、

1、この條、秘本による。御覽卷九七九菜茹部蕪菁の條はほど同文を大字で記している。

2、「采結霜」・「采經霜」、御覽は「結」に作り、寶典十一月附説は「經」に作る。大觀本草卷二七蕪菁の條には

荊楚歲時記云云……

とある。寶典卷一の「又采經霜蕪菁葵等雜菜以乾」の文は荊楚記からの引用と書いてない。本條のこの部分は或いは杜公瞻が寶典の文をとつ

て増置したのかも知れぬ。

3、「並爲・作金釦色」、寶典卷一一に

荊楚記云、家家並爲鹹菹、有得其和者、作金釦色、菹之供饌、自古有之

とある。菹の供饌以下は寶典の撰者の文であろう。

4、「甜」、御覽「甜汁」に作るも、「汁」は衍字であろう。

5、「呼」、御覽によつて補う。

四三

冬至⁽¹⁾日、作赤豆粥、以禳疫、量日影

按共工氏、有不才之子、以冬至死、爲疫鬼⁽⁴⁾人厲、畏赤豆、故冬至日作赤豆粥、以禳之、又晉魏間宮中、以紅線量日影、冬至後日、影

添長一線

1、「冬至日作赤豆粥」、秘本及び御覽卷二八時序部冬至の條。但し秘本、

「冬至日」のあとに「量日影」とあるのは錯簡であろう。

2、「以禳疫、量日影」、秘本による。これは或いは杜公瞻が意を以て補つたのかも知れぬ。

3、「按共工氏・以禳之」、秘本による。歲時廣記卷三八「作豆粥」同文。御覽卷二八注荊楚記ほど同じ。

この文は、寶典十一月附説の條に、

荊楚記云、冬至日作赤豆粥、説者云、共工氏不才子、以冬至日死、爲人厲、畏赤豆、故作粥、以禳之

とあり、宗懔の荊楚記とは別の「説者」の言葉となつてゐる。思うにこれは杜公瞻が「説者」の言を引いて、赤豆粥を説明したとみるべきである。

4、「人厲」初學記卷四歲時部冬至條・白帖卷一冬・御覽卷一八注、「疫鬼」を「人厲」に作る。

5、「又晉魏・一線」秘本による。海錄碎事卷二天部冬至門・歲時廣記卷

三八添紅線の條、同文。なお南宋の王觀國の學林卷八冬至の條に

杜子美至日遣興詩曰、何人錯憶窮愁日愁隨一線長、注詩曰、引歲時記云、宮中以紅線、量日影、至日影、添一線……

とある。

宗慤の荊楚記は大体民間の行事を録するのが常であるから、ここに魏晉宮中とあるのは宗慤の筆ではあるまいと思う。

四四

(1) 腦節在十二月、故因是謂之臘月也、案史記陳勝傳有臘月之言、是謂此也、諺言、臘鼓鳴、春草生、(2) 村人並擊細腰鼓、戴胡公頭、及作金剛力士、以逐大疫、(3) 八日、沐浴轉除罪障

(按禮記云、儻人所以逐厲(疫)鬼也)

呂氏春秋季冬紀注云、今人臘前一日、繫鼓驅疫、謂之逐除

晉陽秋、王平子在荊州、以軍圍逐除、以鬪故也

玄中記、顓頊三子俱亡、處人宮室、善驚小兒、漢世以五營千騎、

自端門傳炬送疫棄洛水中、故東京賦云、卒歲大儻、燄除群厲、

方相秉鉞、巫覡操杓、儻子萬童丹首玄裳、桃弧棘矢、所發無臬、

丹首即赤幘也、逐除所服

(13) 宣城記云、洪矩、吳時作廬陵郡、載土船頭、逐除人、就矩乞、短指船頭云、無、所載土耳

小説、孫興公常着戲頭、與逐除人共至桓宣武家、宣武覺其應對

不凡、推問、乃驗也、金剛力士、世謂佛家之神、案河圖玉版云、天立四極、有金剛力士、共長三十丈、此則其義」

1、寶典卷一二附正説の條に

十二月八日沐浴……史記陳勝傳、有臘月之言……諺云、臘鼓鳴、春草生……今世村民打細腰鼓、戴胡公頭、及作金剛力士、逐除、即其遺風

という記事がある。しかも寶典ではこれを荊楚記といつていよい。思う

にこれは杜公瞻が寶典を参照して、本條の見出しを作ったのである。ところが秘本には「十二月八日爲臘日、史記陳勝傳有臘日之言」ありといい、「十二月臘月」の記事を、「十二月八日臘日」の記事に改めている。しかしこれは御覽卷三三時序部臘の條にも

又曰、俗又以此月爲臘月、案史記陳勝傳、有臘月之言、是謂此也……

とあるのであるから、秘本の誤まりとみるとべきである。

思うに秘本は、宋代以後の何人かが傳寫の間に、「八日沐浴轉除罪障」の八日を、誤まつて十二月の下に書き入れ、それにつれて、「臘月」を「臘日」と改めてしまつたものと思う。要するに逐疫の行事は臘月一般の行事で、必らずしも八日に限定さるべきではあるまい。

3、「案史記・謂此也」、御覽による。秘本「臘月」を「臘日」に作る。

4、「諺言・春草生」、秘本。

5、「村人・鼓」、御覽。秘本「擊」を「繫」に作るが、誤りであろう。

6、「戴胡公頭」、秘本。事類賦卷五歲時部冬の條は「胡頭」を作り、御覽は誤まつて「明頭」に作つてある。寶典は「胡公頭」と記しておるから(但し荊楚記とは)、秘本が一番古い形態を傳えているといえると思う。

7、「及作・大疫」御覽。秘本には「大」の字を逸す。

8、「八日」、意を以てここに補つた。御覽卷一七時序部冬下には

荊楚歲時記曰、十二月八日沐浴轉罪障

とある。

9、「沐浴・罪障」、秘本。御覽ほど同文であるが「轉除」の「除」字を逸している。

10、「按禮記」以下。秘本獨得の文である。私は本條の表題すべてが杜公瞻の筆に係るとみるので、本條の説明的な文も悉く杜公瞻注であろうと一応判断した。

11、「疫鬼」、説郛本「厲鬼」を「疫鬼」に作る。

12、「玄裳」、秘本「玄製」と誤まり作る。いま説郛本によつた。

13、ここに引く宣城記の記事は文意がやゝ不明である。北堂書鈔卷一三七船の條に

呉書曰、洪矩龍郡、讐會稽、無資糧、又不欲令人知、乃載土而反

とあり、御覽卷三七地部土の條に

宣城記曰、江矩、呉時、爲廬江太守、以清稱、徵還、軒輕、皆載土、時歲暮、逐除者、就乞、所獲甚少、江乃語之、逐除人見而去

とあり、同卷五三〇禮儀部饑の條に

宣城記曰、呉時洪巨、爲廬陵太守、有清稱、徵還、船輕、皆載土、時

歲暮、除逐人就乞、見土而去

とあるのによつて詳細を知るべきである。

14、「共」、秘本「兵」を作るも、陶宗儀説郛本によつて修正した。

四五

歲前⁽¹⁾又爲藏彊之戲、辛氏⁽²⁾以爲鈎弋夫人所起

按漢鈎弋夫人姓趙、爲武帝婕妤、生昭帝、漢武故事云、上巡狩間、見青光（氣）自地屬天、望氣者云、下有貴子、上求之、見一女子在空室中、姿色殊絕、兩手皆拳、數百人擘之莫舒、上自披即舒、號拳夫人、善素女術、大有寵、即鈎弋夫人也。

辛氏三秦記曰、漢昭帝母鈎弋夫人、手拳有國色、世人藏鈎起于此周處風土記曰、進清醇以告蜡、竭恭敬于明祀、乃有藏鈎、俗呼爲行彊、蓋婦人作金環（用銀作環）、以鎧指而縫者、臘日祭後、叟嫗各隨其儕、爲藏彊之戲、分爲二曹、以較勝負、得一籌者爲勝（爲一籌、爲一都）、其負者起拜謝勝者。

周處・成公綏並作彊字、藝經庚闡則作鈎字、其事同也、俗云、此戲令人生離、有禁（物）忌之家、則廢而不修

1、「歲前・之戲」、秘本。初學記卷四歲時部歲除・御覽卷一七時序部歲除、歲時廣記卷四〇戲藏鈎、同文。

2、「辛氏以爲・所起」、御覽卷三三時序部臘、卷七五四工藝部藏彊の條による。歲時廣記卷四〇は、

荊楚歲時記、歲前・辛氏三秦記曰、始於鈎弋夫人。

と作つてゐるから、宋代の一本にそゝ書かれているのもあつたかもしない。秘本にはたゞ

始於鈎弋夫人

とあるが、これははじめ廣記と同文、だつたのがのちに辛氏三秦記の書名を逸したのであろう。

3、「按漢・生昭帝」、歲時廣記。御覽注「按」を「安」に誤まるも他は同文。

4、「按漢武故事・鈎弋夫人也」、秘本。なお御覽卷三三注には、辛氏三辛

記のあとに、これと殆んど同じ文を引いている。しかしこの引用の順序は秘本が正しい。何となれば御覽には

辛氏三秦記曰……

安。(按)漢鈞弋夫人……

となつていて、安(按)の字の位置が不自然だからである。

5、「氣」、御覽「光」を「氣」に作る。

6、「辛氏……于此」、秘本。御覽注「藏彊因之」を作る。

7、「周處……勝者」、秘本。

8、「進清淳……明祀」、秘本のみの記事である。

9、「用銀作環」、御覽注、「作金環」を「用銀作環」に作る。

10、「縫」、御覽注による。秘本の「縫」は誤まり。

11、「各隨其儕、爲藏彊之戲」御覽注は、「兒意皆藏彊戲」を作るもそれで文意不明である。

12、「為一籌、為一都」、御覽注にはこうあるが、秘本とどちらがすぐれているか断じがたい。

13、「周處……而不修」、秘本。この文は御覽卷三三・卷七五四、共に大字とししている。宗懷の筆であるという匂いが強い。

特に「俗云此戲」以下は、寶典卷一二所引荆楚記とも一致し、宗懷の文であることは疑いない。

14、「物忌」、寶典、「禁忌」を「物忌」に作る。

其日竝以豚酒、祭竈神

〔按禮器云、竈者老婦之祭也、尊於瓶、盛於盆、言以瓶樽、盆盛饌也、許慎五經異義云、顓瑞有子曰黎、爲祝融火正也、祀以

四、荊楚歲時記の復元

爲竈神、姓蘇、名吉利、婦姓王、名搏頬」

漢宣帝時、陰子方者、至孝有仁恩、嘗臘日辰炊、而竈神形見、子方再拜受慶、家有黃犬、因以祭之、謂爲黃羊陰氏 古今注云狗、

世蒙其福、俗人所競尚、以此故也、

1、「其日……竈神」、秘本。この記事は寶典十二月の條に

荆楚記俗云、此戲令人生離有物忌之家、廢不脩也、其日以豚酒祭竈神とある。おそらくは荊楚記の一部であろう。

なお秘本ではこの條を十二月八日、臘日の記事のあとに書いている。

しかし宝典によるとそれは歳前の藏彊の記事のあとに書かれている。ところで淮南萬畢術(御覽卷一八六)や抱朴子卷六微旨篇などによると、竈神は月晦に天に上つて人の罪を告げると書いてあるから、これは寶典の配列に従うべきであり、秘本がこれを十二月八日にかけているのは、錯簡とすべきである。

2、「按禮記云……搏頬」、秘本獨得の記事である。

3、「漢宣帝時……以此故也」、秘本による。寶典十二月の條に荊楚記云、以黃犬祭之、謂之黃羊陰氏、世蒙其福 古今注云狗

とあり、本朝月令もほど同文を引いておる。

4、「古今注、寶典本朝月令によつて補う。宗懷の自注か。

四七

歲暮、家家具肴核^{一作}、詣宿歲之位⁽²⁾、以迎⁽³⁾新年也⁽⁴⁾、相聚

酣飲、請爲送歲

留宿歲飯、至新年十二日、則棄之於街衢、以爲去故納新也

1、「歲暮……酣飲」、初學記卷四歲時部臘、及び秘本。なお寶典卷一二所揭

荊楚記は多少字句が異なる。

- 2、「儲」、寶典、白帖卷一歲除、御覽卷一七歲時部歲除、海錄碎事卷二天部臘日門、歲時廣記卷四〇迎新年みな「位」を「儲」に作る。
- 3、「入」、寶典「迎」を「入」に作る。
- 4、「也」、寶典によつて補う。
- 5、「請爲送歲」、寶典によつて補う。
- 6、「留宿歲飯・納新也」、初學記・御覽・廣記による。寶典もほど同文であるが、最後の「也」の一字を缺く。秘本は「街衢」を「街」とし、「以爲・納新」の一句を缺く。

四八

(1) 閏月不舉百事

(2) 按周禮云、閏月王出寢門、故爲閏字、門中從王也、是月也、不舉百事、以無(3)中氣也、

- 1、「閏月・百事」、秘本のみにみえる。
- 2、「按周禮」以下、秘本、御覽卷一七時序部閏の條ほど同文。
- 3、「非」、御覽、「無」を「非」に作る。

第二部

- (1) 第二部では秘本とは無關係に、全く孤立的に發見される佚文を列舉する。これらの佚文の中には
 - (1) 杜公瞻が荊楚記に改變を加えたときに切捨てられた宗憲の原文で、たまたま他書に録せられて残つたもの
 - (2) 杜註本の記事で、傳寫の間に脱落したため現行本には残つ

てないが、他書に録せられて残つたもの

(八) 後人が他書を誤まつて荊楚歲時記としてしまつたものなどがあるであろう。

(2) 確實に宗憲書の文と思われる文はゴチック活字とする。

信用すべき文ではあつても、宗憲書か杜公瞻書かを決定しがたいものには、たゞ〇印だけを附した。

他書の文を誤まつて荊楚歲時記としているものは注の中でそのことを指摘する。

(3) 時月のはつきりしない記事は筆者の判断によつて適當と思われるところに配列する。

(4) 各條の標題は筆者が便宜これを附したものである。

(5) 引用文中、『』でかこんだのは、その部分だけが荊楚歲時記の佚文と思われるものである。

(6) 史料はなるべく時代を追うて配列した。唐宋の文献に佚文がなく、明清の文献のみに録せられているものは、一般に信憑性が薄いが、しかし明代には澹生堂餘苑本あり、清に入つて邵亭知見傳本にもこの本の名が見え、また錢曾の讀書敏求記にも、錢曾が本文と注の明快に區分されていいる善本を所有していたらしいことが書かれておつて、今日我々が見る以外のテキストが明清に存したことも想像されるのであるから、一概に明清文献中の佚文を否定し去るのも危険であろう。

* 祁承燾の澹生堂書目(遺書所收)卷四史類第九雜史に「荊楚歲時記」一本宗憲本刻とある。

郎亭知見傳本卷五史部十地理類雜記之屬に「荊楚歲時記一卷」

梁宗懷撰
漢魏叢書本
廣秘笈本
淡生堂餘苑本

○（宋・唐慎微撰 政和證類大觀本草卷三三核桃仁）

荊楚歲時記謝道通、登羅浮山、見數童子、以朱書桃板、貼戶上、道通還、以紙寫之、貼戶上、鬼見畏之

** 読書敏求記卷二史部時令に「宗懷荊楚歲時記一卷 杜公瞻注、流俗本、

正文與注混淆、此則舊本也」とある。

（7）日本側の文献に見える佚文は、坂本太郎博士の紹介されたも

のを轉引させていただく以上には出られなかつた。朝鮮關係の類書は、東洋文庫及び大阪府立圖書館にあるものを検索したが、獨創的な佚文は見出せなかつた。

（8）類書などに荊楚歲時記としてではなく、たゞ歲時記として録せられている文は際限なくある。しかしそのには秦中歲時記、董下歲時記、歲時雜記を初め、他書を引いて歲時記としたものが少くなく、すべてを荊楚歲時記と認めるることは危険である。ここでは一應、いずれかの書物に「荊楚歲時記」として出でている佚文だけを扱うことにした。

第二部 原文

一 元日桃仁湯

（明・戴義撰 養餘月令卷二正月下）

元日服桃仁湯、爲五行之精、可以伏百邪

荊楚歲時記

（明・馮應京撰 月令廣義卷五 桃仁湯）

五行之精、元日服之、辟百邪

二 桃板

四、荊楚歲時記の復元

三 屠屠酒

（元・某氏撰 群書通要（選印宛委所收）卷六節序門元日類）

（1）屠蘇酒 俗說、屠蘇草庵之名、昔有人、居庵中、除夜遺閭里一

貼藥、令井中浸之、至元日取水、置於酒樽、一家飲之、不病瘟疫、飲必自幼、云少者得歲、故先飲、老者失歲、故後飲

荊楚歲時記

（元・王瑩撰 群書類編故事（選印宛委所收）卷二時令類飲屠蘇酒）

唐人孫思邈有道術、除夕遺閭里藥囊、浸井中、元日取水置酒、名

屠蘇酒、閨家飲之、不染瘟疫、飲必自幼、云少者得歲、故先飲、老者失歲、故後飲

荊楚歲時記、屠蘇思邈廣名

（明・月令廣義 卷五正月令 屠蘇酒）

【歲時記】昔有人、……以下群書通要とほゞ同文。

1、屠蘇酒を進めるることは、秘本（第一部五）の見出しに見えるが、それに対する主文も杜注もない。したがつて、このような文の存在したこと

を想定することは、決して不都合ではない。たゞ、歲華紀麗卷一が、これと殆んど同文を掲げながら、それを荊楚歲時記とことわつてない點だけが疑問である。

2、荊楚歲時記に唐人孫思邈を結びつけたのは明らかに後人の作爲である。

四 爝槃

（宋・程大昌撰 演繁露卷二燝槃）

宋景文筆記曰、宣獻宋公著鹵簿記、至燝槃、不能得其義、予後十餘年、始得之、其說曰、江左有燝槃、爲其首大如兜、是其義也、

按字書、處小瓜也、蒲草反、字或爲尗、同一音也、予案爾雅、『爆牛』₁、牛也、此獸觸、百獸、無敢當者』、故金吾仗刻爆牛禦首、以碧油囊、籠之、荊楚歲時記所說、亦與爾雅同、今金吾仗、以爆梨爲第一隊、則是爆梨、云者刻爆牛於梨首也、他說皆非也

1、荊楚歲時記に爆梨に關する記事があつたかどうかは疑わしい。程大昌は唐の李綽の秦中歲時記を誤まつて、荊楚歲時記としたのではなかろうか。類説卷五所掲秦中歲時記に

轄牛金吾仗、爆梨前引、有司皆避、爾雅云、即轄牛也、此獸善抵觸、故雕其首于竿、加龍虎節、以油囊盛之而行

の條にも

宰相動止、謂陰有爆梨神衛之、所以秦中歲時記言、宰相儀仗、有類牛頭形者、即是也、今之宰執出入、其金吾先以物敲擊門臺、謂報警爆梨神也

とある。

五 正月七日鬼鳥

○ (唐・韓鄂撰) 歲華紀麗卷一人日)

捩狗耳剪人形

荊楚歲時記云、人日夜、多鬼鳥過、人家植床、打戶、捩狗耳、

滅燈燭、以禳之

○ (宋・李昉等撰) 太平御覽卷一九時序部春中)

荊楚歲時記曰、正月夜、多鬼鳥度、家家植床打戶、捩狗耳滅燈燭、以禳之、玄中記云、此鳥多姑獲、一名天帝女、一名隱飛鳥、一名

荊州湖廣記彌多、斯言信矣、

夜行遊女、好取人女子、養之、有小兒之家、即以血點其衣、以爲誌、故世人名爲鬼鳥、荊州彌多、斯言信矣

○ (宋・同) 卷九二七羽族部鬼車)

荊楚歲時記曰、正月七日、多鬼車鳥度、家家植門、打戶、捩狗耳滅燭、燈、禳之、玄中記云、此鳥名姑獲、一名天帝少女、夜遊、好取人家女人、養之、有小兒、以血點其衣、爲驗

○ (宋・政和證類大觀本草卷一九鬼車)

荊楚歲時記云、『姑獲夜鳴、聞則捩耳』、乃非姑獲、鬼車耳、二鳥相似、故有此同

○ (宋・同) 同條)

荊楚歲時記云、姑獲、一名狗星、衣毛爲鳥、脫毛爲女

○ (宋・陳元靚撰) 歲時廣記卷一禳鬼鳥)

御覽卷一九と略々同文。但し「世人名爲鬼鳥」を「世號鬼鳥」に、「荊州彌多」を「荊湖彌多」に作る。

1、鬼鳥の條は秘本に缺けている。陶珽説郭本はこれを補つてある。この文は宋代までの間に相當の變形を見たらしく、諸本によつて所傳を異にするが、互いに相補わしめれば次のような文を復元できると思う。

人日歲華紀麗卷一夜、多鬼鳥度(過紀麗)、家家植床門御覽卷一九二七打戶、捩狗耳滅燈燭、以禳之、玄中記云、此鳥名姑獲、一名狗星、衣毛爲飛鳥(飛字御覽卷八八三中記により補う)、一名陰飛鳥、脫毛爲女人(人字御覽卷八八)、一名天帝女(天帝少女御覽卷一九二七・天地女陶珽説)、一名夜行遊女、好能人家女子養之、有小兒之家、即以血點其衣、以爲誌、後世人名爲(世人號歲時廣)鬼鳥、

2、歳華紀麗の成立年代及び撰者については、問題があるが、別の機會に

考究したい。いまは中興館閣書目輯考卷三原釋・山堂考索卷五五曆數門等にしたがつて唐としておく。

六 人日作人像

(鎌倉時代 年中行事秘抄 正月人日中)

荊云・呂氏俗例云、其初七日、楚人取南北二山之土、以作人像一頭、令向正南、建立庭中、集宴其側、却陰起陽、即以人北爲冬氣、拒陰氣之禍、以人南爲春氣、招陽氣之祐、故名云人日也

1、本條は坂本博士が「荊楚歳時記と日本」の中に紹介されたものである。

(和田博士還暦記念東洋史論叢)。中國側でこれに對應する記事は私には見出せず、この文の信憑性についてにわかに斷案を下せない。

七 人日白馬

(鎌倉時代 年中行事秘抄 正月七日白馬事)

荊楚云、司馬談缺文

1、本條は坂本博士紹介に係る。これも中國側に對應する記事が見出せない。したがつてこの文の信憑性も決しがたい。

八 正月十五日

(清・蕭雲澤撰月日紀古卷一下正月十五日)

荊楚歳時記、都人上元夜、作宜男蟬、似蛾而大

1、本條、清の秦嘉謨の月令粹編には宋の呂原明の歳時雜記の文としている。「都人」という言葉も荊楚歳時記としてはふさわしくない。したがつて月日紀古が荊楚歳時記といつてているのは疑わしい。

四、荊楚歳時記の復元

九 正月十六日

(清・月日紀古卷一下正月十六日)

歳時記・燕城正月十六夜、婦女群遊、其前一人持香辟人、名辟人香、凡有橋處、相率以過、名走百病、又暗摸前門釘、中者兆吉宜子

(清・月令粹編卷四正月十六日)

辟人香「荊楚歳時記」燕城……名走百病

1、荊楚歳時記に「燕城」などとあるのはふさわしくなく、疑うべき文章である。

一〇 正月十六日

(清・秦嘉謨撰 月令粹編卷四・正月十六日)

飛百索(荊楚歳時記)正月十六日、群兒以長組丈許、兩兒對牽、飛擺不定、若百索然、群兒乘其、動時、輪跳、以能過者、爲勝

一一 补 天 日

(清・慈谿厲明府靜菴先生原輯 事物異名錄卷二歳時)

補天日、荊楚歳時記、江南風俗、謂正月三十日、爲補天日、以紅絲縷繫煎餅、置屋上、謂之補天穿

一二 立春 五辛盤

(明・陳增撰 編日新書 正月立春)

立春日、作五辛盤、以黃柑釀酒、謂之洞庭春色(蘇詩曰、辛盤得青韭、臘酒是黃柑、荊楚記)

一三 棱 花

(宋・陳景沂撰 全芳備祖 前集卷一九棱花)

凡二十四番、花信風、始梅花、終棱花(荊楚記)

(清・陳元龍撰 格致鏡原卷三乾象類風)

荊楚歲時記、小寒三信梅花、山茶、水仙、大寒三信、瑞香、蘭花、

一六 社日開聰明

(明・月令廣義卷六二月令開聰明)

山礬、立春三信、迎春、櫻桃、望春、雨水三信、菜花、杏花、李花、驚蟄三信、桃花、棣棠、薔薇、春分三信、海棠、梨花、木蘭、清明三信、桐花、麥花、柳花、穀雨三信、牡丹、荼蘼、棟花、此後立夏矣、此小寒至立夏之候也

「曰開聰明」まで同文。

1、宋の高似孫撰諱略卷六花信麥信の條に

徐諸歲時記曰、三月花開名花信風

とあり、宋の程大昌撰演繁露卷一花信風の條は、同文を掲げて、出典を「徐諸歲時記春日」と記している。宋の陳景沂が全芳備祖の中で「歲時記」といふたのは、徐諸の歲時記一正しくは五代の人徐諸撰の歲時廣記一のことを指したのであろう。格致鏡原はこれを荊楚歲時記と誤まつたものと思う。

一四 二月行城新花

○(隋・杜臺卿撰 玉燭寶典卷二附說)

荊楚記云、謝靈運孫、名茲藻者、爲荊府諮議云、今世新花、並其祖靈運所制

一五 竹

古

一八 三月榆莢雨

(明・閩福唐希顏・陳懋學纂 事言要玄集 天集卷二)

荊楚歲時記

○(隋・玉燭寶典卷二附說)

荊楚記云、婦人以一雙箸、擲之、以爲令人有子

○(宋・羅願撰 爾雅翼卷一五釋鳥燕)

荊楚之俗、燕始來、睇⁽¹⁾夏小正二有入室者、以雙箸擲之、令有子

1、寶典の竹占記事の前には燕のことが書かれている。おそらくは荊楚記にも爾雅翼の「燕始來・入室者」の如き文があつたであろう。

荊楚歲時記、社日小兒以葱係竹竿、于窓中擲之、曰開聰明、或又加蒜、欲能計算也

清・翟顥撰 通俗編卷二

○(宋・陳元靚撰 事林廣記甲集卷三節令門寒食)

寒食無定日、或二月或三月、荊楚記云、去冬至一百五日、卽有疾

風甚雨、謂之寒食節、又謂之百五節

(明・盧翰撰 月令通考卷四 三月)

寒食無定日、或二月或三月、去冬至一百五日、卽有疾風甚雨、謂之寒食節、又謂之百五節、秦人呼寒食爲熟食日、言其不動煙火、預辦熟食過節也、齊人呼爲冷烟節、又云禁煙節、荊楚記

ほど同文。

(明・閩福唐希顏・陳懋學纂 事言要玄集 天集卷二)

三月曰榆莢雨、清明曰潑火雨、一日杏花雨、夏至曰黃梅雨、沾衣皆敗穀、閩以立夏後逢庚、爲入梅、芒種後逢壬、爲出梅、五月雨、爲分龍雨、一日隔輒雨、六月名濯枝雨、七月六日曰洗車雨、七日曰洒淚雨、九月雨爲黃雀雨

1、この條、或いは晉の周處撰の風土記を誤まつて荊楚歲時記としたので
はあるまい。

一九 上 巳

(元・群書通要卷六節序門上巳類)

(¹樂遊宴) 樂遊園漢宣所立、唐太平公主置亭遊賞、其地每上巳士女遊戲、就此祓禊。荊楚歲時記

1、樂遊宴は長安の西にある。この文は唐の長安のことを録したのである
から、荊楚歲時記である筈がない。

一〇 曲 水 飲

(宋・爾雅翼卷二釋草藺)

(¹荊楚之俗) 『三月三日、亦出水諸沙洲間、或園宅池沼内、爲曲水
飲』、不復用香草

1、爾雅翼は、荊楚之俗といつて荊楚歲時記の文を引いている場合が稀で
ないので、一應この文もいに掲げておいた。

一一 踏 百 草

(明・瞿祐撰 四時宜忌 三月事宜)

荊楚記曰、三月三日、四民踏百草、時有闖百草之戲、亦相此耳

(明・編日新書 三月三日)

末尾の「耳」字なし。

(明・焦竑撰 焦氏類林卷七上節序)

荊楚記、三月三日、四民踏百草、今人因有闖百草之戲

一二 杜 鶵

(宋・政和證類大觀本草卷一九杜鶻)

四、荊楚歲時記の復元

『杜鶻初鳴、先聞者、主離別、學其聲、令人吐血於廁溷上、聞者
不祥、厭之法、當爲狗聲、以應之』、俗此說、按荊楚歲時記亦云有
此言。

(宋・爾雅翼卷七釋草蕪)

荊楚歲時記、『三月三日杜鶻初鳴、田家候之、此鳥鳴晝夜、口赤上
天乞恩、至章陸子熟乃止』、然則章陸子未熟以前、爲杜鶻鳴之候、
故稱夜呼。

一三 四月法華會

(唐・韓鄂 歲華紀麗卷二 四月八日)

(¹八字之佛爰來)

(¹荊楚人相承此日、迎八字之佛於金城、設榻幡幢鼓、以爲法華會)

(宋・歲時廣記卷二〇佛日・爲法華樂)

荊楚歲時記、荊楚人相承四月八日、迎八字之佛於金城、設幡幢鼓
吹、以爲法樂

1、余嘉錫氏は歲華紀麗の文を以て、荊楚歲時記と推定されたが、その推
定の正しいことは歲時廣記によつて確証される。

一四 九 子 母 神

(唐・歲華紀麗卷二 四月八日 九子母)

荊楚歲時記曰、四月八日、長沙寺閣下、有九子母神、是日市肆
之人、無子者、供養薄餅、以乞子、往往有驗
○(歲時廣記卷二〇佛日・乞子息)

右とほど同文。「是日」「養」の二字を缺く。

1、編日新書四月の條には

長沙市肆之人、無子者、是月供寺閣下羊肉薄餅、乞兒、往往有驗。時鑑
(同書四月八日の條にもほゞ同文あり)

とある。「羊肉」の二字は荊楚歲時記を補うに足るであろう。

二五 染 紺

○(宋・爾雅翼卷七釋草活莧)

至梁宗懷記、「荆楚之俗、四月八日、染紺作芙蓉、捻蠟爲菱藕」

二六 相 摂

○(五代宋初頃 傳承露子撰 角力記 名目の條)

一相攢^音、蜀土荊襄之間曰攢、攢則爭力競倒之謂也、相攢之名、

荊楚歲時記、「荊楚之人、五月間、相結伴爲相攢之戲、即撲也」、俗間或相攢^音堆撲也、亦曰相攢^反丑佳、皆非雅正

○(鎌倉時代 年中行事祕抄 七月廿六日 相撲内取事)

荊云、結伴相撲之戲、相撲即相撲、月令云、養壯俠、以助陽氣

1、角力記一卷。琳鄉秘書叢書第四集所收。同書の末尾に、

角力記一卷、見^{ユキモ}鄭樵通志略及焦竑經籍志、無^シ撰^{スル}人名氏、外^レ此亦別無^シ著錄者、今本係^ニ友人得^レ自^ニ廣陵馬氏、稱^ニ調露子述、其中所載、自^ニ五代十國^ニ而止、疑^フ即^ハ五代宋初人所^レ爲^ル、但轉展傳寫、舛誤^{セラレ}幾不^レ可^ラ讀、又無^シ他書可^レ證、鈔置^シ箇^キ、聊備^シ雜藝之一種^ニ云爾、

乾隆丙午二月晦日、雨筈吳翌鳳書^于城東寓齋

とある。この書は卷を分たず、角力に關する一切のことを、述旨・名目

・考古・出處・雜説の五項目に分けて説明してある。

2、「曰」の一字。會稽鏡吾氏董金鑑輯「角力記續校」によつて補う。

3、七月廿六日。角力記所引の荊楚歲時記によると、同地方では五月に相攢を行つたらしい。いつたい中國で七月廿六日に角力を行つた實例は認められない。すなわち禮記月令には十月に角力を行うことが見え、漢書

武帝紀には、元朔三年春、角觝戲を作つたことが見え、隋書地理志には、丹陽地方における五月五日の鬪力のことが見え、同書柳或傳には、柳或

が正月十五日の百姓の角抵戲の華美を禁じようと上疏したことが見え、太平廣記卷三五〇には、武宗會昌二年寒食の日、荊州の民の郝惟謙が角力を行つたことが見え、舊唐書穆宗本紀には、穆宗が即位の年二月丁亥に左神策軍に幸して角抵を觀たと見えるが七月廿六日という例はない。

この日づけは日本獨自の慣習によつたのである。4、5、相撲。角力記によつて相攢と改むべきである。角力記によると、すもうの名目には相搏、相撲、角觝、角力等があるが、蜀土荊襄の方言として相攢という呼稱があつたのである。はじめ日本に傳來した荊楚歲時記には相攢と書かれていたのであろうが、一般に耳なれない語でもあり、相撲の語が並行的に且つ普遍的に行われていたところから、いつしか相攢を相撲と書き誤つたのである。序で乍ら相撲の語は王隱晉書・北齊書に見える外、唐の李商隱の義山雜纂には「不相稱(つり合わぬもの)」の一つとして「庚人相撲(やせた人のすもう)」とあり、「羞不出(羞ぢて出ないもの)」の一つとして、「相撲人百腫(すもうとる人のおできだらけ)」という記事がある(雜纂の資料は桑田六郎博士の御教示による)。

6、秘抄の文は坂本博士紹介の文である。角力記に較べると、行事の時期、相撲の呼稱等の點で、原文の體を損ねてはいるが、「月令云」以下は角力記にも見當らず、宗懷書がこのような他文献を引いて説明することが

あつたことを示している点で、貴重な佚文であると思う。なお角力記。

秘抄の文は荆襄の方言を録しているから宗憲書の佚文とみられる。

二九 櫻 其 の 他

○(平安時代末期 惟宗公方撰 本朝月令五月五日節會事)

荆楚記云、『民斬新竹筍、爲首櫻、棟葉挿頭、五絲縷投江、以爲避

(元・群書通要卷六節序門端午類)
(端午)京師人、五月一日爲端一、二日端二、三日端三、四日端四、五日端五(注)端始也歳時記

(明・書言故事大全卷八)

端午端午(歳時記)以下右とほど同じ。但し注は「端一」の下にある。

(清・厲荃撰 事物異名錄卷二歳時)

端二端三 荆楚歳時記、京師以五月二日爲端二、三日爲端三

端四 荆楚歳時記、四日爲端四

(清・古今圖書集成歲功典卷五一端午彙考)

端陽

荆楚歳時記、五月五日爲端陽、一云蒲節、一云重午

1、2、これらの記事は元明の史料ではたゞ歳時記とあるのを、清朝になつて荆楚歳時記として扱うにいたつたのである。歳時記といつても一概に荆楚歳時記のみとは限らないし、京師の人という語も、同書の文にふさわしくないから、これは疑うべき文であろう。

二八 解 粽 節

(明・彭大翼撰 山堂肆考 宮集卷一百索粽)

歳時記、京師以端午爲解粽節、以粽葉長者勝

(清・事物異名錄卷二歳時)

解粽節 荆楚歳時記、京師以端午、爲解粽節

四、荆楚歳時記の復元

二九 櫻 其 の 他

○(宋・爾雅翼卷一八釋獸鷹)

荆楚歳時記稱『屈原以夏至日赴湘流、百姓競以食祭之、常苦爲蚊龍所竊、以五色絲、合棟葉、傅之、又以爲、解鷹食棟』、將以信其志、然則所食、又不止鷹爾、

○(宋・同 卷九釋木棟)

『荆楚之俗、五月五日、民並斷竹筍爲筒櫻、棟葉挿頭、纏五絲縷

江中、以爲辟水厄、士女或棟葉挿頭、五絲纏臂謂爲長命縷、俗言

屈原以此日投水、百姓競以食祭之、漢建武中長沙人有見人自稱三
閭大夫者、謂之曰、所祭甚善、長苦爲蛟龍所竊、蛟龍畏棟葉五色
絲、自今見祭宜以五色絲合棟葉縛之、所以俗並事之』、宗懷引『風
俗通、以爲解豸食棟』原將以信其志也、然則鳳凰解豸皆食棟而蛟
龍特畏之、是亦畏矣

○(宋・政和證類大觀本草卷一四棟)

荊楚歲時記云風俗通
又云蚊棟

○(宋・潘自牧撰 紀纂淵海卷二節序部端午)

端午以菰葉裹粘米、謂之角黍、蓋取陰陽包裹之義、或曰亦爲屈原
恐蛟龍奪之、以五采絲纏飯投水中、遂相襲云歲時

○(明・編日新書 五月五日)

右とほど同じ。「五采絲」を「五絲線」を作り、出典を「荊楚歲時記」と
している。

○(明・月令通考卷七 五月)

漢建武中、長沙歐回、白日忽見一人、自稱三閭大夫、謂曰、君常
見祭甚善、但常所遺、苦蛇龍所竊、今若有惠、可以棟樹葉塞其上、
仍以五絲絲縛之、此二物蛟龍所憚也、回依其言、世人作粽、并帶

五色絲及棟葉、皆汨羅之遺風也

荊楚歲時記

三一
菖 蒲

端午

(宋・紀纂淵海卷二節序部端午)

端午刻菖蒲爲人或葫蘆形、帶之、辟邪……

歲時記

(明・山堂肆考 宮集卷一一刻蒲)

歲時記、端午、刻菖蒲、爲小人子、或謂胡蘆形、帶之辟邪

○(明・陳仁錫撰 潛確居類書歲時部卷五)

蒲酒(荊楚歲時記)端午、以菖蒲生山間中一寸九節者、或鏤或屑
泛酒、以辟瘟氣

1、この條、月令粹編卷九、五月五日の條には、山堂肆考とほど同文を掲
げ、出典を宋の呂原明の歲時雜記としておる。したがつて、あるいは歲
時雜記の文かも知れないが、紀纂淵海の同條下文には、明らかに荊楚歲
時記の文も歲時記の名で引かれているので、一概に歲時雜記と斷定する
ことも困難である。

2、秘本に「以菖蒲、或鏤或屑、以泛酒」とあるから、この文は秘本の脱
漏を補うに足るものようである。

三一 游光厲鬼

○(明・高濂撰 遵生八箋卷四 五月事宜)

荊楚記曰、五月以艾縛一人形、懸于門戶上、以辟邪氣、以五絲絲
繫于臂上、辟兵厭鬼、且能令人不染瘟疫、⁽¹⁾口內常稱游光厲氣四字、
知其則名鬼遠避

○(明・養餘月令卷九、五月・明月令廣義卷一〇、五月令)

同文。

1、「口內常稱」以下。その前の文がすべて荊楚歲時記の文であることか
ら推して、これも信用できると思う。

三一 土 素

○(宋・爾雅翼卷一六釋鳥臯)

土梟穴土以居、故曰土梟、而荊楚歲時記稱『鵠鵠爲土梟』

○(宋・歲時廣記卷二三羹梟鳥)

漢史曰、五月五日作梟羹、賜百官、以其惡鳥故、以五月食之：荊

楚歲時記云、『聞之當喚狗耳、又曰、鵠大如鳩、惡聲、飛入人家、不祥、其肉堪爲炙』

三四 蟬 蟬

○(宋・歲時廣記卷二三捕蟾蜍)
荊楚歲時記云、『五月五日俗、以此日取蟾蜍爲辟兵』、六日則不用、故世云六日蟾蜍、起於此也

○(宋・某氏撰 紺珠集)
蟾蜍辟

五月五日、取蟾蜍辟兵、習鑿齒集

1、「習鑿齒集」の下にはもと何かの記事があつたのであろう。

三五 啄 木

○(宋・歲時廣記卷二三 得啄木)

荊楚歲時記云、野人以五月五日、得啄木、貨之、主齒痛

○(明・焦氏筆乘卷五醫方)

同文。

1、玉燭寶典五附説に

有得啄木鳥、以此月貨之、云治齒痛

とあるが、荊楚記とはいつていない。或いは本條は杜公瞻の増補したものであるうか。

三六 八 蟬 蘭

○(宋・爾雅翼卷二四釋虫鱉)
四、荊楚歲時記の復元

荊楚歲時記曰、八蠶繭出日南、至秋猶飼以柘、荊楚則早晚二蠶、則五月而已

三七 六月三伏

○(宋・黃朝英撰 細素雜記卷五、三伏)

又案荊楚歲時記、『案曆忌云、四時代謝、皆以相生、立春木代水、水生木、立夏火代木、木生火、立秋金代火、金畏火、立冬水代金、金生水、故至庚日、必伏、庚者金也』

○(元・群書通要卷六節序門 伏日類)

(三伏) 夏至後第三庚爲初伏、第四庚爲中伏、立秋後初庚爲末伏、○歷忌云、立秋以金代火、金畏火、故至庚日必伏、庚者金也、故曰伏日 岳時記

三八 瓶

○(隋・玉燭寶典卷六附説)

此月熟盛、古禮則有頒水、……凡內外饗之膳鑑焉、祭祀供水鑑……

荊楚記、『或沈飲食于井、亦謂之鑑』

戸監
反也

1、「亦」、寶典の原文のこの字は判讀し難いが、おそらく「亦」であろう

と思ふ。

2、「戸監反也」の四字、宗懷の原注か、杜臺卿の注か判斷できぬ。

三九 七月 面 脂

(清・古今圖書集成 嶸功典卷六三孟秋部雜錄)

荊楚歲時記、七月采瓜犀、以爲面脂、本草圖經曰犀瓣也

(清・月令粹編卷一一孟秋 采瓜犀)

同文。

六三 (109)

四〇 折 璞 疏 筆

○ (宋・太平御覽卷六〇五文部筆)

荊楚歲時記曰、陸士衡云、魏武帝劉婕好、以七月七日、折琉璃筆

1、陸士龍文集卷八「與平原書」に

一日案行、並視曹公器物……書刀五枚琉璃筆一枚所レ希、聞、景初三年七月、劉婕好之、見此期復、使人帳然有感處……

とある。

四一 七日曝經書等

○ (宋・爾雅翼卷二四釋虫白魚)

荊楚之俗、七月曝經書及衣裳、以爲卷軸久則有白魚

○ (鎌倉時代・年中行事抄七月七日拂拭)

荊楚歲時記云、漢崔寔曰、七日曝經書及衣裳、習俗然也、穆天子傳蠹書於羽陵、是也

四二 八月秋分社會

○ (宋・太平御覽卷七二六方術 竹卜)

荊楚歲時記曰、秋分以牲祠社、其供帳、盛於仲春之月、社之餘胙、

悉貢饋鄉里、周於族、社餘之會、其在茲乎

○ (宋・高似孫撰 謹略卷三雜卜)

竹卜者、荊楚歲時記曰、『秋分以祠社、具供帳、盛于仲春之月、

社之餘胙、悉貢饋鄉里、周于族、社餘之會、其在茲乎

此其會也、擲教于社神、以占來歲豐儉、或折竹以卜』

○ (鎌倉時代・年中行事秘抄二月明獻胙事)

又(荊)云、八月社日祠社、其供帳者、盛於仲春之節、以社之餘胙、悉以貢饋村里

○ (宋・程大昌撰 演繁露 卜教)

宗懷荊楚歲時記曰、『秋社擬(擲?)教于神、以占來歲豐儉』……

又歲時記注文曰、『教以桐爲之、形如小蛤、言教、教令也、其擲法、則以半俯半仰者爲吉也』、此其所以爲教也

1、2、3、教を擲つて占トする)とについては玉燭寶典卷八附説の條に

此會也、擲教於神前、ト來歲豐儉、或折竹條以占之

とある。これは前掲諸文献の荊楚歲時記の文と殆んど同じである。それにも拘らず寶典が「荊楚記云」と書いてないところから見ると、この文が初めから宗懷書にあつたかどうかは疑わしい。あるいは杜公瞻が寶典の文をとつて増置したのではあるまいか。

入矢義高氏は「杯琰のこと」(學海四ノ四)において、杯琰を授げてする占いのしかたを古今の文献を引いて明かにし、また杯琰を始め、琰杯・环琰・盃琰・茭・校等の名でよばれるこの占いの道具が、最も古くは寶典にあるように「教」とよばれたのであろうといわれた。氏はさらに清の王棠の知新錄卷二七盃琰の條に

昌黎登衡嶽廟詩、手持盃琰、導我擲、注云、方從唐本作校、謂古者、以玉爲之也、朝野僉載作角、角與校音義皆相近、魏野有詠竹校子詩、只作校字、荊楚歲時記又作教、今神廟皆有之、俗謂之箋盃

とあるのを引き、現行本荊楚歲時記には「教」の記事は見當らないが、韓退之が見たテキストにはそう書かれていたとする、あるいは荊楚歲時記が、「教」のことを記した最古の文献であるかもしれないとのべておられる。しかし、さきに私がのべたように、荊楚歲時記のこの部分が、

宗懷の筆であつたかどうかは疑わしいのであるから、いまのところ、この占いの道具を教と名づけた信すべき最古の文献は、やはり玉獨寶典であるうと思う。

(清・高士奇撰 繼編珠卷一)
同文。

4、寶典八月附説の分注に

教以銅爲、刑(形)如小蛤、教者猶如教令、擲法、一令一仰、便成吉徵也

とある。杜公瞻はこれをとつて注を作つたのである。

○(宋・歲時廣記卷三五進謹詞)

荊楚歲時記、重九日、常有疎雨冷風、俗呼爲催禾雨

四四 羹 脍

○(宋・爾雅翼卷六釋事蓬蔬)

荊楚歲時記『九月九日事中、稱菰菜地菌之流、作羹甚美、鱸魚作膾、白和玉、一時之珍』張季鷹、在洛、忽思吳中鱸魚菰菜、請假而反、斯之謂也

四五 菊 花 源

○(宋・紺珠集 菊花源)

予章記云、南陽有菊水、居其側者多壽、劉寬月致三十斛、水源芳菊被崖、故以名

四六 祿 糕

(明・潛確居類書卷五歲時部)

食祿糕(荊楚歲時記)、民間九日、作糕、上置粉麪小鹿數枚、號食祿糕

四、荊楚歲時記の復元

(清・任兆舒撰 穀玉類編卷二時令類九月九日)
同文。

民間九日、以粉麵蒸餠上、置小鹿數枚、號食祿糕

荊楚歲時記

四七 十月 暖爐灰

(元・群書通要卷六節序門小春類)

(暖爐) ⁽¹⁾十月朔有司進暖爐炭、民間皆置酒作暖爐

歲時記

(明・潛確居類書卷五歲時部)

暖爐灰(荊楚歲時記)十月朔有司進爐灰、民間皆置酒、作暖閣試燒

四八 十一月 襪荷

1、この記事は東京夢華錄卷九の記事であろう。「有司」というのも荊楚歲時記にふさわしからぬ文字である。

十一月 襪荷

○(宋・政和證類大觀本草卷二八白襪荷)

宗懷荊楚歲時記曰、『仲冬以鹽藏襪荷以備冬儲、又以防蠱、……千寶搜神記云、其外姉夫蔣士先、得疾下血、言中蠱、家人密以襪荷置其席下、忽大笑曰、蠱我者張小也、乃收小、小走』自此解蠱、藥多用之、周禮庶氏以嘉草除蠱毒、宗懷以謂嘉草即襪荷是也

○(宋・政和證類大觀本草卷二八白襪荷)

荊楚歲時記『蔣士先得疾下血、言蠱、密以艮布席下、忽自笑曰蠱(蠱)我者張小也、乃收小、小走』

1、玉燭寶典卷一一附説に

又鹽藏襪荷、爲一冬儲備、亦云防以蠱

六五 (一一一)

とある。ここには荊楚記とことわつてはいないが、その少しあとに、「崔
寔月令(四民月令)此事在九月、今在仲冬者、蓋南土晚寒」と見えており、

この記事が南土の習俗を背景として書かれていることがわかる。してみると寶典のこの部分、ひいては大觀本草の類似の文は宗懷の荊楚記の一
部かも知れない。

四九 枳 根

○(宋・政和證類大觀本草卷一四根)

荊楚歲時記云『⁽¹⁾詩有差、廣雅枳根實如珊瑚、十一月採、是白石木子、⁽²⁾白石李、⁽³⁾山中多有之、鹽荷裹、一冬儲備、又以辟蟲(蠶?)毒』

○(宋・爾雅翼卷九釋木根)

『荊楚之俗、亦鹽藏荷、裹以爲冬儲』、今不以爲重、賤者食之而

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

五〇 蜡

○(宋・太平御覽卷三三時序部臘)

又(荊楚歲時記)曰、孔子所以預於蜡賓、一歲之中、盛於此節

五 む す び

五一 黑 豆 糜

(明・編日新書 十二月二十五日)

具中煮黑豆作糜、暮夜闔家同享、云能避瘟氣、雖遠出未歸者、亦
留貯口分、至禫、裸小兒及僮僕、皆預

荊楚歲時記

五二 除 夕 焚 香

(清・月日紀古卷一二下 十二月三十日)

荊楚歲時記、除夕宜焚辟瘟丹、或蒼木皂、角楓蓼諸香、以辟邪祛

人で秘笈本の内容に論及し、秘笈本における一字上げ、一字下げの

濕、宜鬱氣、助陽德、即闕空虛堂、亦無不到

五三 大 石 鎮 宅

○(宋・政和證類大觀本草卷三 大石鎮宅)

大石鎮宅、主災異不起、宅經、取大石、鎮宅四隅、荊楚歲時記、

『十二月暮日、掘宅四角、各埋一大石、爲鎮宅』

○(宋・歲時廣記卷四〇 埋大石)

荊楚歲時記、『十二月暮日掘宅四角、各埋一大石、爲鎮宅』、又鴻寶萬畢術云、埋圓石於宅四隅、植桃核七枚、則鬼無能殃也

○(明・李時珍 本草綱目卷二二)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之窮

荊楚歲時記

(明・月令廣義卷二〇、十二月令)

歲時廣記と同文。

已

五四 十二月三十日

(明・編日新書 十二月三十日)

三百五旬之盡、七十二候之

別は、必らずしも宗懷の文と杜公贍の注との別を示すものではなく、一字上げのところは單にその項目の書初まりを示すにすぎぬと見た。

(四) そしてここに余嘉錫氏の提唱を援用して、太平御覽の中に引く荊楚時記の文に大字と小字割注の別のあるのによつて、杜公贍書における主文と注とを分つべきであるとした。(五) たゞ余嘉錫氏は、その主文のすべてを宗懷の文と認めうるというのであるが、私はその部分にも杜公贍の加筆改筆があつたと考えるのである。その理由は、隋の杜臺卿が玉燭寶典の中に、右の本文と極似した文を掲げながら、特にそれを宗懷の荊楚記の記事とことわつていないのであるから、かくて私は原文復元に當つては、秘笈本をもととし、御覽に對應する文を求め、杜注本における主文と注とを分つた上に、さらにその主文の中から杜公贍の加筆とおぼしいものをふるい分けようとした。しかし現存の資料と、現在の私の力では、それを完全になしとげることはできなかつた。(七) ましてや、御覽の中に秘笈本と對應する文がない場合には、杜注本における主文と注とを識別することすら困難な場合が多かつたのである。

(八) 最後に私は現行本から脱落した佚文五十四條を紹介した。その中には他書の文の混入もあるけれども、それらを除けば、中國民俗の研究に資すべきものも少くないと思つてゐる。

以上が本稿の概要であるが、顧みれば私の説にも多くの弱點がある。たとえば私は杜公贍書が散佚したという説に反対するのである。また杜公贍書の本文が宗懷書ばかりでなく、杜公贍の加筆を含

んでいるという假説を提出したが、その根據としての玉燭寶典の書きかたに對する私の考え方たは、餘りに理に走りすぎてはいまいかとおそれるものである。原文復元に當つても、中國文献の通弊として、どこまでが荊楚歲時記の引用であるかがはつきりしない場合があつたり、御覽のように一般に信用されている文献でも、同一事項を二ヶ所に掲げてその相互に字句の出入があつたり、荊楚歲時記の文を掲げたあとに、他書の文を數條列舉したあとに、再び突然「又曰」などとして、荊楚歲時記らしい文をかかげるようなことがあるのに幾度か出遭つた。そしてそのような場合の判断は結局、自分の主觀によつて假説を立てらねばならなかつたので、その點では識者の叱正を仰ぐべきことが定めし多いことであろうと思う。

私は、はじめ本稿と姉妹篇「荊楚歲時記の書誌學的研究」の二つを以て、荊楚歲時記研究の決定版たらしめ、同時に現存の資料の中から宗懷と杜公贍の筆を截然と區別しようという野望をいたいていた。しかし實際に着手してみれば、決定版などとは思いもよらず、假説の上に假説を重ねざるをえなかつた。

それにもしても、私の現在の能力では、これ以上には考えられないところまで來てしまつたと思うので、一應ここまで的研究の結果を發表し、先學の御批正を仰いで、改めて自分の行説を打解したいと思う。(一九五三・九・一〇脱稿)。

〔附記〕この論文は昭和二七・二八兩年度文部省科學研究費による研究「中國古歲時記の復元並びにその研究」の報告の一部である。